

令和 5 年

# 富岡町議会会議録

第 1 回定例会

3 月 9 日開会～3 月 14 日閉会

富岡町議会

## 令和5年第1回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 3月9日（木曜日）

○議事日程 .....	1
○本日の会議に付した事件 .....	4
○出席議員 .....	6
○欠席議員 .....	6
○説明のため出席した者 .....	6
○事務局職員出席者 .....	7
開 会（午前 9時00分） .....	8
○開会の宣告 .....	8
○開議の宣告 .....	8
○議事日程の報告 .....	8
○諸般の報告 .....	8
○会議録署名議員の指名 .....	9
○会期の決定 .....	9
○諸報告 .....	9
○議案の一括上程 .....	13
○提案理由の説明及び一般町政報告 .....	13
○一般質問 .....	16
佐藤 啓 憲 君 .....	16
高野 匠 美 君 .....	26
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	40
○教育長就任挨拶 .....	55
○散会の宣告 .....	62
散 会（午後 2時35分） .....	62

### 第2日 3月10日（金曜日）

○議事日程 .....	65
○本日の会議に付した事件 .....	66
○出席議員 .....	66
○欠席議員 .....	66
○説明のため出席した者 .....	66

○事務局職員出席者 .....	6 7
開    議    （午前 9時00分） .....	6 8
○開議の宣告 .....	6 8
○議事日程の報告 .....	6 8
○会議録署名議員の指名 .....	6 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	6 8
○散会の宣告 .....	1 0 7
散    会    （午前 11時48分） .....	1 0 7

第3日 3月14日（火曜日）

○議事日程 .....	1 1 1
○本日の会議に付した事件 .....	1 1 1
○出席議員 .....	1 1 1
○欠席議員 .....	1 1 1
○説明のため出席した者 .....	1 1 2
○事務局職員出席者 .....	1 1 2
開    議    （午前 9時00分） .....	1 1 4
○開議の宣告 .....	1 1 4
○議事日程の報告 .....	1 1 4
○会議録署名議員の指名 .....	1 1 4
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 4
○委員会報告 .....	1 7 1
○動議の提出 .....	1 7 4
○閉会の宣告 .....	1 7 5
閉    会    （午後 2時11分） .....	1 7 5

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

# 令和5年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和5年3月9日(木) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発委第 1号 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例について
- 発委第 2号 富岡町議会情報公開条例の一部を改正する条例について
- 報告第 1号 専決処分の報告について
- 報告第 2号 専決処分の報告について
- 報告第 3号 専決処分の報告について
- 報告第 4号 専決処分の報告について
- 報告第 5号 専決処分の報告について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 1号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2号 富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 議案第 3号 富岡町個人情報保護審査会条例について
- 議案第 4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 5号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 議案第 7号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第12号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第13号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第14号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第15号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 議案第16号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第17号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 令和5年度富岡町一般会計予算
- 議案第22号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第23号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第24号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発委第 1号 富岡町議会の個人情報保護に関する条例について
- 発委第 2号 富岡町議会情報公開条例の一部を改正する条例について
- 報告第 1号 専決処分の報告について
- 報告第 2号 専決処分の報告について
- 報告第 3号 専決処分の報告について
- 報告第 4号 専決処分の報告について
- 報告第 5号 専決処分の報告について

- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 1 号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 号 富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 議案第 3 号 富岡町個人情報保護審査会条例について
- 議案第 4 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和 5 年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 5 号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 12 号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 13 号 令和 4 年度富岡町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 14 号 令和 4 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 15 号 令和 4 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 16 号 令和 4 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 17 号 令和 4 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 18 号 令和 4 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 令和 4 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 20 号 令和 4 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 21 号 令和 5 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 22 号 令和 5 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 5 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 5 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 5 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 5 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 5 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1、監査委員報告

2、議会運営委員会報告

3、議会広報特別委員会報告

4、原子力発電所等に関する特別委員会報告

5、総務文教常任委員会報告

6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

発委第 1号 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例について

発委第 2号 富岡町議会情報公開条例の一部を改正する条例について

報告第 1号 専決処分の報告について

報告第 2号 専決処分の報告について

報告第 3号 専決処分の報告について

報告第 4号 専決処分の報告について

報告第 5号 専決処分の報告について

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 1号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第 2号 富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例について

議案第 3号 富岡町個人情報保護審査会条例について

議案第 4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 5号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第 1 0 号 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 1 2 号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 1 3 号 令和 4 年度富岡町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 1 4 号 令和 4 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 5 号 令和 4 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 1 6 号 令和 4 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 1 7 号 令和 4 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 8 号 令和 4 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 9 号 令和 4 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 0 号 令和 4 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 1 号 令和 5 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 2 2 号 令和 5 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 2 3 号 令和 5 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 2 4 号 令和 5 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 2 5 号 令和 5 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 2 6 号 令和 5 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 7 号 令和 5 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発委第 1 号 富岡町議会の個人情報保護に関する条例について
- 発委第 2 号 富岡町議会情報公開条例の一部を改正する条例について
- 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 報告第 5 号 専決処分の報告について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 1 号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 号 富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例について

議案第 3号 富岡町個人情報保護審査会条例について

議案第 4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 5号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

---

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
参事兼 総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	杉本良君
産業振興課長	坂本隆広君
都市整備課長	志賀智秀君
教育総務課長	猪狩直恵君
生涯学習課長	佐藤邦春君

郡山支所長	黒澤真也君
いわき支所長	安倍敬子君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	大森研一君
都市整備課 課長補佐 兼管理係長	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

---

○事務局職員出席者

参議事 兼 会務局局長	小林元一
議兼 会務局主任 兼庶務係長	杉本亜季
議兼 会務局主任 兼庶務係長	黒木裕希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る3月3日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から15日までの7日間とし、11日から13日までは議案調査のため休会とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、去る2月27日に令和4年度福島県町村議会議長会の定例総会が開催され、その席上で全国町村議会議長会の表彰規定に基づく町村議会議員として27年以上在職の自治功労者表彰の伝達が行われましたので、ご報告いたします。本町議会から渡辺三男君が受賞いたしましたので、ただいまより表彰状の伝達を行います。

〔表彰状の伝達〕

○議長(高橋 実君) ここで渡辺三男君よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

渡辺三男君。

〔9番(渡辺三男君)登壇〕

○9番(渡辺三男君) 改めまして、おはようございます。ただいま表彰をいただきましたことに対しまして、御礼の言葉を申し上げます。

町村議会議員在職功労者として、本日自治功労者表彰の伝達をいただきましたこと、誠に感謝申し上げます。この表彰は、議員各位や町執行部の皆様の温かいご指導とご協力を賜ったことによりいただいたものと思っております。今後も町の復興と町民福祉の向上にさらなる尽力をまいりますので、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○議長（高橋 実君） 次に、令和5年第1回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和5年第1回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、陳情書4件を受理し、この写しを委員会報告書の85ページから90ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 渡 辺 三 男 君

1番 堀 本 典 明 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から15日までの7日間とし、11日から13日までは休会といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの7日間とし、11日から13日までは休会とすることに決定いたしました。

---

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 改めまして、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

4監第17号、令和5年3月9日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和4年11月・12月・令和5年1月。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和4年12月19日・令和5年1月20日・2月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、文書をもって報告といたします。

以上です。

○議長(高橋 実君) 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長(渡辺正道君)登壇〕

○議会運営委員会委員長(渡辺正道君) おはようございます。報告第1号、令和5年3月9日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 3月定例会の会期及び日程について、(3) その他。①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和5年3月3日午前8時45分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1) 議案審議について。3月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件5件、諮問案件2件、人事案件1件、新規条例案件3件、条例の一部改正案件6件、同意案件2件、補正予算案件8件、当初予算案件7件、合計34件。(2) 3月定例会の会期及び日程について。3月定例会の会期日程については、会期を3月9日から15日までの7日間とすることに決し、議長に答申した。(3) その他。①一般質問について、一般質問の通告2名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情4件について、議会事務局長より説明を受けた。③その他、発委第1号 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例について及び発委第2号 富岡町議会情報公開条例の一部を改正する条例についてを3月定例会に提出することに決し、議長に答申した。また、令和5年6月定例会以降のスケジュール及び定例会におけるマスクの着用について、議会事務局長より説明を受けた。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第2号、令和5年3月9日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第213号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第213号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過は、記載のとおりです。お読みください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第213号の編集について。とみおか議会だより第213号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡町二十歳を祝う会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、富岡町二十歳を祝う会実行委員長の遠藤雅也氏より寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第213号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審査及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第213号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第3号、令和5年3月9日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和4年11月・12月・令和5年1月分）について、2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、（2）その他、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過はお読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和4年11月・12月・令和5年1月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、処理水に対する理解の醸成のための方策が一方通行にならないようにすることや、実施している処理水に関する広告等への反応や意見の集約、格納容器内部調査に関することなどの質疑が出された。（2）その他。第5次追補による追加賠償について東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、請求漏れがないよう、一人一人の状況に寄り添い、丁寧な説明や対応をするよう要望が出された。3、その他。

終わります。

○議長（高橋 実君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

#### ○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

#### ○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。日一日と春の足音が聞こえてくる季節となりました。本町は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目前とするなど、復興創生の新たなステージを迎えようとしております。

先月には、次世代を担う方々の未来に向かう頼もしい考えと行動を感じ取ることができる大変うれしい出来事がありました。大学生観光まちづくりコンテストにおいて受賞したチームからメタバースを活用した地方創生の可能性の追求、また地域資源を通したコミュニティーの形成などの提案発表を受けたことや、小中学校9年間を通して基礎体力や健康増進の向上を図るEIP9プロジェクトの取組による富岡中学校の子供たちの前向きな学校生活がふくしまっ子元気大賞を受賞したことであります。私といたしましては、大学生や子供たちが前向きかつ未来志向で地域の復興創生を想像し、考え、

行動していることを感じる事ができ、本町の将来に大きな期待と可能性を改めて抱くことができるものとなりました。

私が小学5年生のとき、人類で初めて月に降り立ったアポロ11号のニール・アームストロング船長が「一人の人間にとっては小さな一歩だが、人類にとっては偉大な飛躍である」と地球へのメッセージを送られました。私は、一人一人が本町の未来を想像し、考え、勇気を持って一歩を踏み出すことで将来が開けていくものと考えております。また、あらゆる可能性を排除せず、勇気を持って一歩踏み出すことで笑顔あふれる本町のあしたをつくり出していけるとも考えております。私は、今後もこれまで以上の情熱と真摯さで本町を未来につなげ、将来を切り開く取組に邁進してまいる所存でありますので、議員の皆様の変わらぬご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

さて、政府は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを現在の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類へ5月8日に移行するとの方針を決定しました。ウィズコロナの取組をさらに進め、家庭、学校、職場や地域といったあらゆる場面で日常を取り戻すことができるよう着実に歩みを進めていくとのことです。この決定により、この後において感染症対策ガイドラインの見直しなどがなされていくものと考えられますが、昨年末からの第8波の感染拡大状況が落ち着きを見せ始めたとはいえ、まだまだ対策の継続は必要な状況にあると認識しなければならず、また感染症の位置づけが変更された後においても、場面に応じた対策をしっかりと実践してまいらなければならないとも考えますので、町民の皆様にもそのようなご認識を持っていただくようお願いをいたします。

この感染症は、私たちが少しでも気を緩めた途端に忍び寄ってきます。過度に恐れることは、日常生活を取り戻していくことに支障となるものではありませんが、油断は禁物と、今後においても慎重に対応してまいりましょうと重ねてお願いをいたします。

それでは、令和5年第1回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、特定復興再生拠点区域に関してご報告いたします。冒頭でも申し上げましたが、特定復興再生拠点区域の避難指示解除につきましては、解除時期を桜まつり開催前の4月上旬として国並びに福島県と協議を進めております。原子力災害対策本部における政府の決定はこの後のこととはなりますが、これまでにおいて議員の皆様には、町民の皆様の安全・安心の確保とふるさとを取り戻すことの両面から活発なご議論をいただき、貴重なご意見を数々いただきました。この場をお借りいたしまして、議員の皆様には感謝申し上げます。

震災と原発事故から12年の歳月を要し、ようやく避難指示が解除される地域におきましては、生活環境が充実しているとは言い難い現状にあります。しかしながら、避難指示の解除は私たちがふるさとを取り戻していくための次の一歩であり、住み慣れた場所へ戻ることを求める住民の皆様には光り輝く希望となるものです。

私たちは、失われた日常を取り戻すために、生活環境のさらなる充実に努めなければなりません。

このために、私は住民のつながり維持と買物の場を提供することとして、リフレ富岡の跡地へ温浴施設をメインとする新たな交流施設を建設、整備するための予算を令和5年度予算に計上いたしました。計上いたしました予算は、基本計画に関するもののみではありますが、基本計画をしっかりとご提示することにより、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解を得て、住民の皆様の充実した暮らしの支えとなるよう、可能な限り早期の整備を目指してまいりたいと考えています。

また、福島イノベーション・コースト構想の実現を下支えし、福島国際研究教育機構F—R E Iの波及効果を本町に誘導するために、小良ヶ浜地区の避難指示が解除される区域において産業団地を造成することとし、基本計画策定のための予算も令和5年度予算へ計上いたしました。私は、この新たな産業団地を産業の集積による新たな雇用の創出に取り組むための基礎とするとともに、これを足がかりとして小良ヶ浜地区、深谷地区全域の避難指示の解除、そして再生へとつなげてまいりたいと考えますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、令和5年度予算の編成に関して申し上げます。令和5年度予算につきましては、本年度と同様に需要と供給を高め、地域経済を好循環させる農業、産業の育成、人が人を呼び込む流れを町内に築き、その広がりをもって地域全体のにぎわいを形づくる帰還と移住の促進、自ら考え、行動し、進んで楽しく学ぶ子供たちを地域で育てる子供たちの環境づくりを取組方針として、町民生活に直結する予算をしっかりと確保するとともに、取組方針に関連する事業へ予算を重点的に配分することとして編成をいたしました。予算の編成においては、選択と集中、また最少の費用で最大の効果を得ることを念頭に細部にわたる調整に努め、一般会計におきましては令和4年度当初予算比7億6,225万5,000円、率にして5.64%増の142億8,730万1,000円といたし、6特別会計予算の総額におきましては令和4年度当初予算比2,613万7,000円、率にして0.56%減の46億5,130万5,000円といたしました。

先ほども申し上げましたように、令和5年度予算には交流と買物環境を整え、住民の暮らしを支えるための交流施設の整備や新たな産業団地の整備に向けた予算を計上するとともに、本年度からの継続事業となります放課後児童クラブ施設整備事業、野菜集出荷施設整備事業、富岡北系配水管整備事業や総合体育館災害復旧事業などに要する予算を重点的に計上した上で、営農再開支援事業やふくしま森林再生事業、中小企業等支援事業など産業基盤の再生、整備と事業者の方々への支援による農業と産業の育成のための予算、移住、定住推進事業や帰還、移転支援事業など帰還と移住促進のための予算、また放課後児童クラブ施設整備事業や体育施設の機能回復、維持事業、子供の発達支援のための療育機能の確保事業など、子供たちの環境づくりのための予算などを幅広く計上いたしました。当然のこと、防犯、防火パトロールや感染症予防対策など安全と安心を確保するための予算や、国民健康保険や介護保険、公共施設の維持など、住民の生活に欠くことのできない基本的な予算に関してもしっかりと計上いたしております。

令和5年度におきましても、本町を取り巻く情勢や状況を見極めた柔軟な考えの下、予算編成時に

基本目標として示しました町内全域の復興創生に向けた未来志向の取組強化が目に見えるものとなるよう一丸となって真摯に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

次に、今定例会に提出いたしております議案等について申し上げます。今定例会には報告案件5件、諮問案件2件、人事案件1件、条例の新規制定案件3件、条例の一部改正案件6件、同意案件2件、補正予算案件8件、当初予算案件7件の計34件の議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

---

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、3番、佐藤啓憲君の登壇を許します。

3番、佐藤啓憲君。

〔3番（佐藤啓憲君）登壇〕

○3番（佐藤啓憲君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、大きな1番、夜の森地区の町づくりについて。（1）、今春に避難指示解除が予定されている特定復興再生拠点区域において、これまで除染とインフラ整備に取り組んできたところですが、避難解除の日がこれからの夜の森地区復興のスタートになるものと思います。つきましては、昨年実施されました町政懇談会等の意見を基に、今後町として重要施策となるものは何か伺いたい。

（2）、このほど福島県広域サイクリングルートが設定されました。当町の浜街道開通に伴い、富岡地区と夜の森地区をつなぐ健康づくり推進と観光を連動した交流人口増加を見込む施策につながるものと思いますが、町の構想を伺いたい。

大きな2番、町内道路の維持、安全管理について。（1）、1月に県内において、夜間信号機のない交差点で車同士が衝突し、家族4人が死亡するという悲しい事故がありました。町内では同様の農道も多く、特定復興再生拠点区域内の避難指示解除がされるに当たり、今後町内の交通量増加が予想されます。現状道路の白線や停止線が消えている箇所が散見されますので、つきましては道路の安全管理についてどのようにしているか伺いたい。

以上、大きく2点の答弁をよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 3番、佐藤啓憲議員の一般質問にお答えいたします。

1、夜の森地区の町づくりについて。(1)、今春に避難指示解除が予定されている特定復興再生拠点区域において、これまで除染とインフラ整備に取り組んできたところですが、避難解除日がこれからの夜の森地区復興のスタートになるものと思います。つきましては、昨年実施された町政懇談会等の意見を基に、今後町としての重要施策となるものは何か伺いたいについてお答えいたします。町は、帰還困難区域を段階的に再生する特定復興再生拠点区域制度を活用し、夜の森地区、大菅地区における除染やライフラインの復旧をはじめとする生活環境の整備を着実に進めるとともに、逐次議会や町民の皆様のご意見やご要望を伺いながら避難指示解除に向けて邁進してまいりました。議会においては、除染解体作業の現場確認や除染検証委員会への参加など、様々な場面において町民の皆様が安全、安心に暮らせる環境整備に向けたご指導、ご助言をいただいたところであります。避難指示解除については、議員各位のご理解をいただいたことを受け、現在は国、県、町との3者による避難指示解除の合意に向けた調整を進めておりますが、避難指示解除後においても継続的なフォローアップ除染によるさらなる放射線量の低減等のご意見をいただいたところであります。今年度における町政懇談会においても、さらなる生活環境の整備などのご意見等を議会同様に伺っており、私の政治姿勢である均衡ある町の発展が求められていると受け止めております。町といたしましては、特定復興再生拠点区域の本格的な復興、再生、発展に向け、これまでに示した暮らしの再生、新たなにぎわいづくり、健康づくりの取組をさらに推し進めることが重要と考えており、地域に不足している買物環境の整備と、生活に潤いと幸福度を高める温浴施設や都市公園の整備を併せて行うことにより、地域の魅力を高めてまいる考えであります。また、地域全体の需要と供給を高める帰還、移住、定住の促進の取組に磨きをかけるため、住まいの確保支援における支援対象を集合住宅まで拡大することや、特定復興再生拠点区域内の居住を政策的に誘導するため、帰還、移住する方々への成約奨励金の上乗せ等の関連予算を令和5年度当初予算に計上いたしました。今後においても、特定復興再生拠点区域がかつてのように自然豊かに人々が朗らかに生活できる地域として再生し、地域住民の皆様が健やかな暮らしを実感できるよう、また地域資源を生かしたにぎわいが創出できるよう、関係機関や地域住民の皆様と一丸となり、復興に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、(2)、このほど福島県広域サイクリングルートが設定されました。当町の浜街道開通に伴い、富岡地区と夜の森地区をつなぐ健康づくりの推進と観光を連動した交流人口増加を見込む施策につながるものと思うが、町の構想を伺いたいについてお答えいたします。今年1月に、県内7つの地域ごとに広域サイクリングルートが設定されました。相双地域は、美しい海岸線と阿武隈高地の山並みを巡り、復興の今を感じるルートをテーマとして、新地町から広野町までの約170キロメートルが設定され、本町のJR富岡駅がその玄関口の一つに位置づけられております。本町から北へは、JR富岡

駅を起点として、県道富岡大越線及び県道いわき浪江線を主なルートとして大熊町の大川原地区へとつながるものとなっており、南へは県道広野小高線を主なルートとして、榎葉町、広野町へつながるサイクリングルートとなっております。2月26日には浜街道毛萱工区の開通式が開催され、通り沿いには早速自転車で通行する方々の姿があるなど、魅力的なサイクリングコースとなっております。近年健康維持やスポーツとして自転車を楽しむ人口が増加してきておりますことから、こうした動きに歩調を合わせて、気軽に散策できるように、富岡駅においてレンタサイクルの取組が始まったところでもあります。本町の魅力をより楽しんでいただける施策として、美しい海岸線や夜の森の桜並木はもとより、地域に芽生えたグルメやファッションなどの新たなスポットのご紹介や自転車を利用した健康づくり等、地域の資源を活用してサイクリングという視点から誘客を図ってまいります。また、快適に自転車が利用できる良好な自転車走行環境づくりのため、県や隣接町村と連携しながら自転車通行帯の整備を進めるとともに、良好な通行環境の維持に努めてまいります。さらに、県道広野小高線や小良ヶ浜野上線のサイクリングルートの設定を視野に入れた道路整備の促進を引き続き要望してまいります。今後とも町民の皆様の健康増進やスポーツレクリエーションを通じた交流人口の拡大とともに、にぎわいにつながる施策を展開してまいります。

次に、2、町内道路の維持、安全管理について。(1)、1月に県内において、夜間信号機のない交差点で車同士が衝突し、家族4人が死亡するという悲しい事故がありました。町内では同様の農道も多く、特定復興再生拠点区域内の避難指示解除がされるにあたり、今後町内の交通量増加が予想されます。現状道路の白線や停止線が消えている箇所が散見されますので、つきましては道路の安全管理についてどのようになっているか伺いたいについてお答えいたします。町内道路の安全管理につきましては、これまでも定期的に道路パトロールを実施するなどして道路の状態を確認し、状況に応じて対策を講じるとともに、除草や支障木の撤去などを実施し、良好な通行環境の確保を図っているところでありますが、今年1月に発生した郡山市での痛ましい事故の報道を受け、本町においても再度道路の点検を進めるところで、ご指摘の白線や停止線が消えている箇所等の確認を進め、今後において必要な対策を講じてまいります。なお、規制標示である停止線や横断歩道については、福島県公安委員会が管轄するものでありますので、町としては福島県公安委員会と協議するとともに、町が把握している情報を早急に提出し、早期の対策を要望してまいります。また、優先道路を判別しにくい交差点については、町独自に交差点注意の警戒看板を新たに設置し、注意喚起を行っているところであり、夜間の交通安全対策の一環として道路照明灯についても点灯確認や点検整備を進めているところであります。道路交通の安全確保は道路管理者として重要な責務であることを深く認識し、関係機関との情報共有や連携を図りながら、今後も安全、安心な道路環境の整備に努めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） このままの状態です。暫時休議します。

休 議 （午前 9時49分）

---

再開 (午前 9時51分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

再質問に入ります。

3番、佐藤啓憲君。

○3番(佐藤啓憲君) 町長から答弁いただき、ありがとうございました。何点か再質問させていただきたいと思います。

まずは、間もなく解除が予定されている特定復興再生拠点区域のこれまでの除染、インフラ整備に対する職員の皆さんの取組に対して感謝を申し上げたいと思います。町長答弁にもありましたとおり、もともとの基本的な考え方は特定復興再生拠点区域の復興再生計画、アクションプランに基づいて計画されているものと思いますけれども、私が思うには夜の森地区全体を震災前の状態に戻すというよりは、新しい発想を持って新たな町づくりが必要なのかなと思っております。夜の森地区は何といつてもその桜の名所でありまして、桜まつりは昨年2万人を超すお客様がいらっしゃいました。ただし、桜の時期が終わってしまうと町は閑散としてまいります。桜は基本として、年間を通して何か集客できるものがあればと思いますので、その点について今後の取組について伺っていきたく思います。

先ほど町長答弁にもありましたが、買物環境の整備ということで、私が思うにまず第1は現地に生活している人、生活に必要な買物環境の整備だと思っております。避難解除の準備として、今までデマンドバスの運行であったり、移動販売等に取り組んでいただいております。利便性は向上しているもののコンビニのようなものであるとか、あとは道の駅の産地直売のようなものを早急につくって、健康増進、温浴施設についてはしっかりと検討した上でつくっていくように分けて考えたほうがよいと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(高橋 実君) 健康づくり課長。

○健康づくり課長(遠藤博生君) ご質問ありがとうございます。まず、買物環境と、それから温浴は分けてという議員のただいまのご発言でございました。現在町では、先ほど町長の答弁、それから、町政報告でもありましたように、リフレ跡地にどういった施設をつくるかということ、温浴施設をメインとした施設ということで、買物環境も含めた施設を整備するという方向で、今回基本計画等を策定するための予算を計上しております。この基本計画を策定する中で、どういった施設をどのような形で整備していくかということ、をじっくりと検討いたしまして、また皆様にご相談をしながら進めていきたいと思っておりますので、その過程でいろいろご意見をいただきたいと思っておりますので、その形でご理解いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○議長(高橋 実君) 3番、佐藤啓憲君。

○3番(佐藤啓憲君) リフレ富岡の跡地ということなのですが、買物環境と、あとは温浴施設についても一緒に考えていくということで、そのスケジュール的なものについてはどういった感じ

になるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

現段階で概算のスケジュールでございますが、新年度に基本計画の策定に着手をいたしまして、こちらを早急に進めてまいりまして、年内にはこちらの基本計画が確定すると考えておりますので、その後実施設計に進みまして、実施設計から建築ということになってくると思っております。詳細なスケジュールについては、基本計画の中で詰めていきたいと考えておりますが、現在の目標といたしましては令和7年度のできるだけ早い時期に建物開館を目指していきたいという考えをしております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 令和7年度の早い時期に開館を予定したいということで、その設計に関してもこれからいろいろと、議会もそうなのですけれども、町民の意見も交えながら検討していくということになると思うのですが、町民の皆さんも非常にそこは気になっているところなのかなと思います。住民の憩いの場はもちろんのこと、老若男女、人の集客が見込める施設であるかどうか、そういったことが大切なのだらうと思います。私の見た限りでは、富岡町の今の施設において特によい施設だかなと思っているところ、これはさくらモールの脇にわんぱくパークができましたけれども、本当に利用者が多い。子供たち、あとはそれに親御さんが一緒になって遊んでいる姿、土日も利用者が多くてイベントなんかやるとすごく人がたくさんいるというのをよく見かけております。その中に町外から来て遊んでいくという方がかなりいらっしゃいまして、やはり富岡のわんぱくパークに行くと、あと買物してというような声を聞きますと、つくって本当によかった施設だったのかなと思っております。そういったことも踏まえまして、町長は以前から健康増進と娯楽的な要素も含めて検討するというところでございますけれども、このところ温浴施設がある場所においてファミリーで利用していただく、ファミリーカーでの車中泊であるとか、あと全国的な広がりを見せておりますが、週末は予約が多い状況だということで、近年はサウナ愛好者が増えていると、若い人がそういう利用をされているということもございます。若い世代とファミリー層を対象としたレジャー的な施設にしたらいいのではないかと思います。そういったことは検討されておりますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、どういった施設にするかについては、今後基本計画を策定していく中で詳細に詰めていくこととなりますが、ただいま議員からありましたファミリー等の利用、それからサウナに代表されるような若い人が集まって、来ていただけるような施設、こういった考え方については非常に重要であると考えております。町としましても、新たなにぎわいづくりの創出についてもこの施設は資するものだと考えておりますので、まずは基本的な考え方といたしまして町民や近

隣の居住されている方が交流できるような施設、それから今議員からもありましたとおり、生活に必要な買物環境、こういったものをメインに進めていくということでございますので、その中でどういった施設が適切であるかを十分検討した上で施設整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） いろいろと検討段階の中でいろんな議論が出てくる、あといい案が出てくるかなと思うのですが、しっかりとそういうところ聴取してやっていていただきたいと思いますが、施設をつくる際に昨今のエネルギー価格の上昇を踏まえて、エネルギーの地産地消、設備設計をランニングコストのところの緩和策をぜひお願いしたいと思っておりますが、税金と要はこれからの利用者の増加が見込まれるかというところになると思うのですが、やはり10年後、20年後の財政を見据えた検討が一番大事になってくるのかなと思いますので、しっかりと議会、あとは納税者である町民が納得するものをぜひつくっていただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。以前からランニングコストの低減という点につきましては、様々ご意見をいただいております。おっしゃられましたとおり、将来的な財政を見据えた整備というものは非常に重要でありますし、町民の方が納得いただけるものということでございますので、この点につきまして町が運営するものですので、黒字を出すというような施設というものの整備はなかなか難しいと思いますが、しっかりと収支の計画を立てて、できるだけ町の持ち出しが少なくなるような施設にしていくように、しっかりと基本計画の段階から整備を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。健康増進施設、温浴施設の建設に関してはしっかりと議論して、よりよいものにしていくことが議会の使命だと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、サイクリングルートの関係について伺います。浜街道開通に伴って、健康づくりの推進、あとは経済産業省と福島県において、特に浜通り地区でアウトドアによる観光誘客の促進に力を入れるということでございます。私も浜街道はいつも通行利用しているところなのですが、海岸線の景色は本当にすばらしいものがあります。先ほどレンタサイクルの答弁がありましたけれども、富岡駅、漁港、そういったものを中心とした海岸線と夜の森桜、復興拠点を中心としたレンタサイクルを設置して、富岡町の魅力を発信できる環境整備、そういったものはお考えになっているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 実君） ちょっと待って。1の（1）、町長、まとめてくれ。

町長。

○町長（山本育男君） 今1の（1）のリフレの跡地の利用につきましては、今議員おっしゃったとおり、我々基本計画を来年度つくっていく予定でありますので、そのときに議会ともよく相談しながら、もちろん議員ともよく相談しながら、議員がおっしゃるような施設をつくっていきたいと考えていますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

自転車を利用して、富岡と夜の森地区を周遊できるような体制をつくれるかというような質問だと捉えました。現在富岡町においては、観光協会で現在2台自転車のレンタルを行っております。状況をまず申し上げますと、昨年10月からスタートしております、一月当たり約10名の方が利用しているようです。内容としましては、JRを利用して富岡に来て、漁港周辺とか、そういうところを走るというようなもの、あともう一つはビジネスで来られて、なかなかバスの乗り継ぎが悪いということもありますので、自転車を使って町内の打合せ場所に移動するというような状況でございます。自転車について、現在夜間は事務所の中で保管をしているような状況になりますので、今すぐに例えば夜ノ森駅に設置というのは難しい状況ではありますが、現在観光協会でも近隣町村との連携をしていきたいということで、町内以外についても広域的な取組を進めているところです。という今検討状況でありますので、その中で例えば県内でもやっていますが、スマートフォンなんかでキャッシュレスで料金が払えるようなものもありますので、防犯面など、そういうところの施設整備が整えば夜の森地区への設置というのでも検討できるのかと思いますので、今後いろいろご意見をいただいて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 今の内容ですと、レンタル自転車なのですが、私もあればいいかなとは思ったのですけれども、利用者はちょっと少ないのかなというのが現実的なところかなと思って聞いていました。利用してもらうことについてはいいのですけれども、やはり利用者の数が一番大事になってきますので、例えば夜の森につくったら利用者が増えてくるのかと、そういったところもありますけれども、そこは私も言った手前あれなのですけれども、検討していただいて、環境整備はお願いしたいと思いますが、コースとしては新聞報道等でも私も見させていただいたのですけれども、広野町から檜葉町、富岡町、そして大熊町、川内村、田村市に抜けるというようなコースもございまして、関係町村と広域的に連携して、PR、集客できるような、そういった試みはあるかどうか、そういったところについてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） サイクリングルートでございしますが、県では相双地区のサイクリン

ルートにつきましては帰還困難区域の見直しや復興道路等の開通等の状況の変化に応じて、今後変更や追加をしていくという考えがございますので、今後のワークショップ等で町としてもいろいろ考えを意見していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいま都市整備課長よりルート関係のお話ありました。私からは、3年前でしょうか、以前にサイクリング関係のことで広野町、楯葉町、富岡町で連携して取り組んだ事業のことを若干紹介させていただきたいと思います。

震災前からでございますが、隣町、楯葉町は天神岬でサイクリングを強力に進めていた経過がございます。震災後それをまた復活させようとして、楯葉町が主軸となってサイクリングをまずは楯葉町町内で実施いたしました。その中で、広域的にサイクリングを楽しむ方々、軽く70キロぐらい走るとい話を伺っております。そうしますと、広野町、富岡町、一緒にやってみないかということで、ソフト事業でございますが、一時実施した経過がございます。連携の部分については、そこら辺は十分に取り組んではおりますので、すぐにこういうルートさえ確立すればまた団結してできる部分と考えておりますので、この部分は前に実施した経験をさらに生かしながら広げていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） サイクリングルートに関して、いろいろ近隣町村と連携してこれまでもやっているということで、今後も県でも進めておりますし、いろいろやってみないかというような声も出てくるのかなと思いますので、引き続き取組をよろしく願いしたいと思います。

あと、さきの委員会で説明を受けたのですけれども、川内村につながるコースとして、令和6年ぐらいに滝川ダムの運営管理、そちらが移管されるという予定だということをお聞きしました。そういった関係で、開放してダムの景観を生かしたようなイベントだとか、あとは立ち寄って休憩してもらうようなこと、そういったことはできないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

滝川ダムにつきましては、議員仰せのとおり、令和6年度に向けて移管の準備を進めております。一般の方への見学等は現在行っていないところでありますが、常時開放ということは難しいのですが、例えば自転車のイベント等に合わせてそこを休憩所に使うとか、見学をしてもらう、そういった取組については協議していただいて実施可能だと思いますので、そういうものがあればイベントと連携してやっていくことは可能でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 関係する課は、答弁はあとないのか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 滝川ダムについては、実際私も見る機会がなくて、状況がよくつかめないところがございます。震災後に運用を開始するということだったものですから、そういった意味では状況もつかめていないのですけれども、そういった観光資源というか、何かうまく利用しながらイベントだとか、あとは集客につなげていければなと思っておりますので、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でサイクリング関係の質問は終わりたいと思ひます。

続いて、大きな2番、町内道路の維持、安全管理について再質問をさせていただきます。通告書にあるとおり、道路の安全管理という目線で町内の道路を確認したところ、白線、停止線が消えている箇所が結構ございました。これは県警察の情報に参考にしますと、ここ5年間なのですが、信号機のない交差点での事故発生が多いということでございます。特に車両同士の出会い頭の事故が70%近く占めているということです。運転者の交通安全の意識は第一としまして、行政としても危険と思われる交差点の状況を把握して、道路の安全に対する環境を整えることは重要かと思ひております。特に夜の森地区、12年間白線の引き直し等がされていないように感じます。復興の工事車両の通行が多かったところ、特にその白線が消えている状況になっておりますので、白線、停止線の引き直しの計画について伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） お答えいたします。

町内の白線ですが、まず拠点区域内でございますけれども、拠点区域内の白線、中央線については5路線のうち3路線について引き直しを実施いたします。白線、中央線の延長が約891メートルで、あと停止線でございますが、町で把握してあります消えている箇所は10か所でございます。こちらについては、公安委員会と協議いたしまして、町で実施することの許可が得られたものですから、年度内に町で引き直しを実施する考えでございます。そのほか拠点区域外で消えそうな停止線でございますけれども、20か所、あと横断歩道が4か所、あと止まれが表示が10か所でございます。こちらについては、今後公安委員会と協議して対策を考えていきたいと考えております。なお、横断歩道については公安委員会で整理中なので、町での引き直しはいたしません。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課ではないの。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 産業振興課においては、農道の管理ということで行わせてもらっております。現在舗装などがされている農道につきましては、全て町道に移管しているというような状況がありますが、産業振興課としましては定期的にパトロールなどを実施しておりますので、白線とかの引き直しということではありませんが、交差点部で見にくい場所等につきましては、所有者の方の了解をいただいて木の伐採など、そういうことを行っておりますので、都市整備課と連携して対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） パトロール等で危険箇所をしっかりと抽出して計画的にやっていくということなのでしょうけれども、先ほど言ったように信号機、あとは停止線もなく、街灯もないといった場所、例えば危険箇所として道路管理者に連絡が行くことになっていると思うのですが、カーブミラー等結構草が生い茂っていて見えないようなところも含めて、住民からの通報、あとは警備会社のパトロール等、地域の声を受けてぜひ警察、あと住民と連携した取組をお願いしたいと思いますが、そういうところはどうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 今のカーブミラーの件についてお答えさせていただきます。

令和3年度からのカーブミラーの新設、修繕等の件数も併せてお答えさせていただきますが、令和3年度につきましてはカーブミラーの新設につきましては1件でございました。ただ、本年度、令和4年度につきましては、まず解除済み区域での新設、修繕の件数が5件今実施しております。拠点内につきましては、2点修繕を行っております。なお、現在におきましては家屋の解体が進みまして、割と見晴らしはよくなっております。ただ、アパート等が建っている地区、あるいはご自宅を再建された方いらっしゃる場合には、今まで見えたところが見づらくなるという場所も考えられます。そういったことから、今後になりますが、来年度5か所の新設予算も計上させていただいております。こちらにつきましては、要望等があり次第、我々現地確認をいたしまして、修繕あるいは新設を協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。要望等があればすぐに対応していただくということで、利用者の声をしっかりと聞きながら対応をお願いしたいと思いますが、最後に予算の関係でお聞きしたいと思いますけれども、来年度の道路維持管理費、そういったものは3億7,000万円ほど予算計上されておりますけれども、暮らしの安全に関わる予算についてはやはり最優先なものだと思っております。道路補修にかかわらず、しっかりと予算配分にしても安全に関わる場所、そういったところは張りつけていただきたいと思っておりますので、ぜひこれについてはお願いしたいところですが、その辺はどうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） ご指摘ありがとうございます。議員のご指摘のとおり、道路管理者として安全が第一でございますので、そのように責務としてやっていきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。今後財政的にも厳しくなるということが予想されま

すけれども、町民の安全に関する環境整備、そこはやはり町内全体としてもしっかりとお金をかけていただいて、安心、安全を最優先にすることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） ちょっと待つて。町長、解除でまた決定はしないだろうけれども、解除するに当たって公安委員会だとか予算がって言っているところでないのだから、解除する前にやるべきなのだから、これは竹原副町長と関係する課長とで詰めてもらって、解除する前にやるように考えて答弁まとめてくれないかい。

町長。

○町長（山本育男君） 今議員のご指摘のように、議長からもあったように、解除前にできるだけ場所は整備できるように、公安委員会とも協議済みだということですので、できるだけ早めを実施していきたいと思っています。それから、予算についても安全、安心な関係予算でございますので、この辺もしっかりと計上していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） それでは、3番、佐藤啓憲君の一般質問を以上で終わります。

10時40分まで休議します。

休 議 （午前10時26分）

---

再 開 （午前10時39分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、5番、高野匠美君の登壇を許します。

5番、高野匠美君。

〔5番（高野匠美君）登壇〕

○5番（高野匠美君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

大きく分けて2点です。1点目、空き地等の管理の適正について。（1）、空き地等の雑草や空き家等に関する苦情、要望の内容と実績を示せ。

（2）、行政としての対応と解決策はどのようにしているか。

（3）、今後の対応の施策はあるのか。

次に、2、集団検診について。（1）、特定健康診査の受診率向上の取組はどのようにしているか。

（2）、保健センターの活用についてどのように考えているか。

以上の質問となります。ご答弁お願いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 5番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。

1、空き地等の管理の適正について。（1）、空き地等の雑草や空き家等に関する苦情、要望の内容と実績を示せ、及び（2）、行政としての対応と解決策はどのようにしているかにつきましては関連がありますので、併せてお答えいたします。空き地等の雑草や空き家等に関しましては、窓口や電話等により様々なご意見をいただいております。主な内容といたしましては、隣地の草が繁茂している、空き家が管理されていない、町から相手に通知してほしいといったものであります。また、いただいたご意見、ご要望の件数は今年度102件となっております。町の対応といたしましては、長期にわたる避難生活によりご近所であった方々と直接連絡も取りにくい状況となっていることを勘案し、町が代わってご近所の方々へ通知や連絡を行い、まずは現状をご理解いただいた上で草木の繁茂抑制などの管理を行ってくださるよう努めており、先ほど申し上げました102件の方々全員に対し、文書や電話により空き地、空き家の適正管理についてお伝えし、68件の方には実際に草刈りなどを実施していただいたところであります。また、平成27年度から、宅地の草木の繁茂の問題に対し、ご自身での宅地管理を行うきっかけの一つとして除草剤を年度内に3個まで無料で配布しており、除草剤の散布による管理についても一定程度定着してきたと考えております。

次に、（3）、今後の対応、施策はあるかについてお答えいたします。町といたしましては、町民の皆様のご様々なご事情をしんしゃくいたしつつも、個人の資産である宅地等は町民の皆様ご自身により管理いただかなければならないことをご理解いただくことに努める一方、間接的な支援策として実施する除草剤の配布について、繁茂した状態での効きが弱いというご指摘を受け、葉や茎にも効く液剤型の除草剤の購入費用を来年度予算に計上しており、来年度からは土壌にまく従来の粒剤型と液剤型を併せた3個での配布を予定しております。また、新たに草刈機の購入費用も来年度予算に計上しており、草刈機の貸出しにより、個人で宅地の草刈りをする方の負担の軽減につながるよう進めてまいります。今後もこれまでのお知らせも継続しながら、長期的に宅地や家屋の管理をしていただけるよう努めてまいります。

次に、2、集団検診について。（1）、特定健康診査の受診率向上の取組はどのようにしているかについてお答えいたします。特定健康診査は、40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象として実施されるものであり、メタボリックシンドロームが糖尿病などの生活習慣病の大きな一因となっていることから、内臓脂肪を減らすことで生活習慣病対策、ひいては将来の医療費削減につながるという考えの下、腹囲やBMI値を基準として保健指導対象者の絞り込みを行うことから、一般にはメタボ健診とも呼ばれております。本町の特定健康診査は、震災以降多くの町民の方が町外に居住されている現状を踏まえ、集団検診につきましては福島県保健衛生協会との委託契約により、町内のみならず、いわき市、郡山市において、土曜日や日曜日も含めながら複数の受診日を設けて実施するとともに、一部ではありますが、他自治体が実施している検診につきまして富岡町民が受診できるよう調

整を行っております。あわせて、主に県外居住者につきまして、居住先の医療機関において個別に健診を受診できるよう、日本予防医学協会との委託契約を締結するなど、受診機会の確保に努めております。また、会場ごとの日程や予約方法等につきまして、広報とみおかや町ホームページに掲載するとともに、はがきでも同様の案内をお送りするなど、より多くの町民の皆様へ特定健康診査を受診していただけるよう周知に努めているところであります。加えて、極力待ち時間が生じないよう、本年度よりご自身で希望する日程に申込みができるようコールセンターの設置やインターネットによる予約を導入しております。このような取組により、本年度の特定健康診査受診率は約40%となっております。コロナ禍における受診控え等により、令和元年度と比較して若干受診率は下がっておりますが、健診未受診者に対する受診勧奨等も行っているところであり、引き続き受診率向上に向け取り組んでまいります。

次に（２）、保健センターの活用についてどのように考えているかについてお答えいたします。保健センターは、地域保健法により町民に対し健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行う施設として設置することができるものと規定されております。現在総合健診や乳幼児健診などの健診事業や、健診結果説明会、赤ちゃん教室等の主に保健事業に使用するとともに、事業を行っていないときは放射線リスクコミュニケーションの車座集会や会議、打合せ等にも使用しております。今後は、栄養士による栄養指導や離乳食教室等の実施も検討してまいりますなど、引き続き積極的な活用に取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） では、一つ一つお聞きしていきます、順番どおり。

大きい1番の（１）についてでございますが、今まで空き地の雑草の苦情や空き家の雑草苦情、庭木や雑草苦情で直接住民が通報するような形となった場合、隣同士というか、生活する中でそういったトラブルというのは今までなかったかどうかを一遍お聞きします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ただいまのご質問でございますが、私どもに隣の空き地の草が繁茂しているというお問合せはよくございます。ただ、それに関しまして私どもの対応といたしましては、そのお隣のお宅に空き地の管理をお願いするという通知文、あるいは電話連絡等をさせていただいておりますが、その後につきましては、先ほど町長答弁でもありましたが、処理をさせていただいている町民の方がいますので、そのまま我々としては理解していただいたものと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。では、町は苦情というか、そういう連絡をいただいて、職員が現地を見て、所有者の方に連絡や通知をして処理しているということによろしいのですか。

それとも、日常的に、定期的に担当者が自ら町内を巡回、点検、確認を行い、日常の業務の中で点検、報告、処理をされているのかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ただいまのご質問ですが、私どもといたしましては、まず町民の方から電話あるいは書面での、先ほど申しましたような、草木の管理についてのお願いがあった際には私どもの職員が現地に出向きまして、現地を確認した上で対応をさせていただいております。なお、消防団、それから警備等のパトロールがございます。そういったところで、木が倒れているとか、そういった連絡を受けた際には、そのパトロール隊が仮の処置をいたしまして、その後様々なしかるべき手段で処理すべく対応をしているところでございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 職員の方も忙しくて大変でしょうが、私としては少し町内を見ていただいて、行政自らこうしないといけないなというところまで心がけていただきたいと思いますが、その辺はどうお感じですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。ごもっともな意見だとは思いますが、まず個人のお宅の土地に我々職員であってもそのまま入っていくというのは非常に難しいものでありますので、まず気になったときに、パトロールの報告を受けたり、そういった際は、先ほどと同じになります。私どもが道路上から確認をするなどして現地を見て、その方にご連絡をした上で、まずはその方に管理をしていただく、あるいは緊急の処置であれば私どもがそのままやるということも考えられますが、基本的にはお願いを続けていきたいと思っております。なお、ごみの投棄等が散見される場所もございます。そういったところは、連絡を受け、まずは私どもが回収に参っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） そういう言い方もあるでしょうけれども、私が言っているのは、やはり自分たちの町なので、自分たちもちゃんとその目で見てくださいと言ったまでの話です。

あと、もう一つお聞きします。私が、町の勉強をしていたところ、富岡町には環境美化条例があります。ホームページ等で見させていただきましたところ、空き地の適正管理というところで、第10条に、お読みしますね。お聞きください。第10条、「空き地（宅地化された空き地で、現に人が使用していない土地をいう）の所有者又は管理者は、その空き地における雑草類の繁茂、廃棄物等により、周辺住民の生活環境が損なわれることのないように適正に管理しなければならない」という条例があります。それで、この条例、富岡町はすばらしいなと私は思いました。榎葉町、双葉町、浪江町とお聞きしたら、そういう条例はないのです、本当に。大熊町も直接係の方にお聞きしたら、それはないと。さっき課長がおっしゃった空き缶とか、そういうのはあるのですけれども、そういう除草に関し

ては載っていないのです。私もそれはとてもすごくいい町なのだから改めて感じました。そこで、これを読んだときに、以前町は町民から雑草、草刈りの相談されて、その地区の方へ空き地の適正管理についてお知らせという文書を出しておりますよね、実際に。でも、その文書を見て、やっぱり町民は納得されていないというか、そういう人もいます。なぜかという、やっぱりその一つの原因は文面にあったのではないかなと私は思います。その文面というのは、一般的に周辺住民より相談が寄せられていますよ云々、それで対象となる土地の住所とその人の土地の写真、そして相談者の名前と連絡先、そして最後に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条が書いてありました。やっぱり受け取った人は、法律という何だろうと、とがめられて何かされるのかなという心配をした人もいました。私的にもう少し丁寧な対応、誤解のない対応、文面にすればよかったですのではないかと思います。それで、人の気持ち、感情に触れるようなことに関しては、私はこれいろんな課に値すると思うのですけれども、1つの目、2つの目、3つの目のチェックできちんとそういうのを対応してほしかったと思います。この件についてどのように感じますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。ただいまの高野議員おっしゃっていた廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条というものを、確かに通知文の中に掲載させていただきました。こちらによりますと、管理されるのは所有者あるいは使用者の方が適正に管理をしてくださいというお願いでございます。そういったものに基づいてお知らせをしていますという意味合いで我々は掲載しておりましたが、やはり今ご意見いただいたように感じ方それぞれでございます。確かに今まではそういったことで不快な思いをされたというお話を伺っておりませんでした。そのまま処理をされている方がほとんどでしたので、我々も慣れたまま、そのままやっていたというのが現状でございます。今回ご指摘いただきましたので、その文、条文を割愛いたしまして、我々といたしましてはより柔らかく皆様に管理をお願いするという依頼文に変えて今やっておるところでございます。なお、不快な思いをされた方々いらっしゃるとお伺いしましたが、その方々につきましても我々で後日お話をさせていただいて、対象の依頼された方についてもご意見いただいで、意見交換をさせていただいてご納得いただいているという状況でございますので、ご報告させていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 課長もきちんと分かってくださったようなので、対応をお願いいたします。話は先ほどの環境美化条例についてですが、基本的に環境美化条例の中身というのは、私は町民に啓発的な意味、基本的に罰則を科することを目的とせず、皆さん、こういうふうな町づくりをしましよという形の条例だと私は理解しておりますが、だからこそこの条例を使ってもう少し町民に理解や啓発活動も大事だと私は感じました。提案でございますが、どうお考えになりますか、この条例に関して。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） お答えいたします。

先ほどおっしゃられた富岡町環境美化条例につきましては、第10条、繰り返しになりますが、「空き地の所有者又は管理者は、その空き地における雑草類の繁茂、廃棄物等により、周辺住民の生活環境が損なわれることのないように、適正に管理しなければならない」という条文に基づきまして、これに違反した場合は勧告、町長は期日を定めて必要な措置を講ずるべきこと、または適正に管理すべきことを勧告することができることとされておりまして、さらにこの勧告に従わなかった際には、命令ということで期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができるとされておりまして。さらに、先ほど議員もおっしゃっていましたが、いずれに従わない場合には5万円以下の過料の罰則規定まで記載されておりますが、私の記憶では罰則まで至った例はないと存じております。私も皆さんもそうですが、避難をされている非常に辛い状況でございます。確かに管理もできませんので、我々としてはこういった勧告、命令、罰則、そういったものを適用することなく、まずはお知らせでご理解いただいて、共助、皆さんで隣近所をきれいにさせていただくということなんかも含めまして、地域の方々でできない人をフォローしていくというような進め方というのも一つ考えております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 一応ありがとうございますとは言いたいのですけれども、要はこの条例があるということを町民に一度知らせてくださいというお願いも込めて言いました。それはやってくださると思いますけれども、やっぱり草の繁茂とか木の生い茂ったところは当然注意や指導もあるとは思いますが、それでも地域によってはこういう条例の文面の中にはっきりといわゆる費用弁償とか罰則規定を設けておりますが、それで対処していただくところが多いのですが、町は今までは指導程度で大きなトラブルもなかったと思いますが、今後地域も高齢化していく中で、こうしたものをきちんと整理していかないとなかなか対応できないと私は思うのですけれども、その辺のところをもう少し精査していただいて、町民に、そういう対処の仕方をもう一度きちんとやっていただきたいという時期に来ているのかなと思いますので、その辺はどうお考えになりますか。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長、まとめてください。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 町の状況、環境美化について、いろいろご指導いただきましてありがとうございます。生活環境課長からもありましたように、今こちらの環境美化条例、議員おっしゃるようにほかの町になく、ごみのほかに草に関して書いてあるのは郡内では多分富岡町だけだと私も認識しているところがございます。こちら生活環境課長からもありましたとおり、今皆さん、住んでいる方であればこの条例を基にいろいろと指導させていただいたり、進めていくところがございますが、なかなかそういうところ難しいということで、まずは今現在行っているお願いで、あと共助という皆さんでやって、隣のお宅のところ私やってもいいかねという場合についてはご協力いただいて、そうい

う形で自分の周りを、ほかの宅地もやっていただくとか、そういうところでまずはお願いして進めていきたいと考えております。今後につきましては、状況を見ながら、この条例ありますので、そういうところもお示ししながら、こういうこともあるのだけれどもということで進めていきたいと思えます。そういうところにこの条例は活用していきたいと思っております。今はまず生活環境課長からあったように、まずはお願い、共助、こちらで進めていきたいと思えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。では、次の質問に入らせていただきます。ちょっと納得しない。

今後の対応、施策についてなのですが、草刈機の購入で先ほど町長の答弁にありました。それはどういうふうな感じで、何か貸出しなんていうお言葉もありましたけれども、貸出しというと誰も彼もがそれを操作できないと思うのですけれども、まして女性の場合は、貸出しの条件というのはどうなっているのか。それで、今後どう、それをどこかに委託して、町内の除草をするのか、それで費用的にはどのぐらいかかるのかって、細かく今計画している内容で分かる範囲で教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。令和5年度予算に計上させていただいております草刈機の購入で、その草刈機につきましては乗用で、あまり大きくありませんが、人が乗って自走しながら草を刈っていくという草刈機でございます。手押しのコンバインに後ろに乗れるというような、表現が難しいのですが、普通であれば手で押していく草刈機もありますが、その後ろの部分に人が乗れるということで草を刈っていくと。草を細かくして、刈った後にかぶせていくので、覆う効果もあって、その後の草の繁茂が抑制できるという触れ込みでございます。先行自治体でもこちらを導入いたしまして、貸出しをしているという自治体もありましたので、そちらを参考にさせていただいて今回購入を考えております。なお、議員ご指摘のとおり、ご高齢の方で操作が難しいのではないかという話も出ておりますので、こちら先ほども申しましたように、共助ということで近所の方が借りていただいて、お隣さんも刈っていただくというようなことも想定してございます。できない場合には、できる方に頼んでいただいて、その方が乗って刈るところを想定してございます。我々も運搬等のご協力はさせていただきたいと思えますが、そういったところで当面はまず運用を試みようと考えております。好評をいただいた際には台数を増やすとか、そういったことも考えていきたいと思えますが、まずは1台で運用してみるということを考えております。申し訳ございません、漏れておりました。貸出しは、無償で貸し出すということを考えております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） では、その貸出しというのは、やっぱり乗りこなせない場合は知っている人にやってもらうとかって分かったのですけれども、これってもし事故を起こした場合は保険とか、そ

ういう保証というのはどうなっているのですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） こちら保険につきましても、今後の運用までには協議をして進めていきたいと考えてございます。先行自治体の事例も見ながら検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 詳しく教えてください。これは年齢制限あるのですか、何歳から何歳までとか。教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 申し訳ございません。現時点では、年齢制限等々を確認してございません。ただ、常識の範囲内で小さい子供が乗らないという想定の下に、やれる人に使っていただくということで進めさせていただいて、先ほどの保険の件を含めまして、貸出しするまでにきちんと整備をして臨みたいと思っております。ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。これでもか、これでもかという感じのいろいろ案を出して、きちんと町民を守るような体制でお願いしたいと思っております。

あと、もう一点お聞きしたいのですが、避難されて、時が過ぎ、なかなか遠いところから高齢の方は町へ足を運ぶことができなくなっていると思うのです。そうなると、空き地や、自宅跡地の雑草をやっぱり気になさる方もいらっしゃるのでしょうか。ここで提案なのですが、防草シートへの補助などは町では考えていただくことはできるのでしょうか。防草シートって、長いもので10年もつと書いてはありますが、町では防草シートに関しては確かに補助はあるのですけれども、こういう空き地とか自宅跡ではないのです。田んぼとか畑とか山林が適用になっているのですけれども、何でこういうことを言うのかというと、最低でも年2回は草刈りをしないととてもとても周りにも迷惑はかけるし、お金のある人はいいのです。ただ、頼む業者によっては5万円から20万円という開きもあります。それを年2回やったらば、20万円と計算しても40万円、50万円かかりますよね。そうなったときに、それを毎年やるというのは、もう死ぬまでやるというのはなかなか大変なことで、逆に言えば見えないところだからもう目を閉じてしまおうと。そうなったときの町の対応というのはもっともっと大変になるのではないかなという思いもあるので、長く生えさせないというものがあるのであればそういうものを使って、補助というのは町は考えていないのかお教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご質問の防草シートについてでございますが、私ども何件か聞き取りしたところ、1平米程度施工するのに3,000円ほどかかるという話を聞いてございます。対して、費用対効果でいきますが、草刈りの場合は1平米当たり500円程度ということでできるという話を伺った上で、防草シートですと物によっては10年もつものもあれば、1年で駄目になってしまうものも

あるという話も聞いておまして、そうそう長く、一度張ったからずっと安心できるというものではないと。さらに、防草シートの上、脇からも草が生えてくるという状況で、そうしますと防草シートよりは除草剤を配布して維持管理していただくというほうが適正ではないかということで、今除草剤を配布させていただいております。なお、議員ご指摘のように、ご高齢でなかなか来られないということであれば、また繰り返しになりますが、除草剤につきましても隣の方が代わりにまくということをお願いいただければ、そちらの土地の分の除草剤も配布できるようになっておりますので、その際にはお声かけいただきつつ、ご面倒ではありますが、周りにもまいていただきたいというのが町事務局のお願いでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。除草剤っておっしゃっていますけれども、今除草剤の提供している件数というか、個数というのはあまりここ何年お変わりにならないのでしょうか。少なくなったとか、多くなってとかとはあるのでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 除草剤の提供個数なのですが、ここ数年、毎年5,000個弱でございます。そんなに多い変動はございません。5,000個をちょっと下回るぐらいが毎年の配布個数になってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。大体除草剤頂いて、取りに来る方はほぼほぼ決まっていらっしゃるのかなという感じも受けますけれども、話ちょっと戻ってしまって申し訳ないのですが、さっきの無料の草刈機に対して、そういういいものがあつたら町民の方は結構多く、草が生える時期にばあっと申込みがあつたら次の月にもずれ込んでしまうということになりかねませんよね。そうすると、申込みがぐんぐん遅くなってしまふということの対応というのは何か考えていますか。1日何件やれるのだから、その辺は分からないですけれども、私がかえって機械を使って、どこかシルバー人材センターとかとみおかプラスあたりに頼んでやってもらったほうが動きはいいのではないのかなという感じがします。リースというのと、そこから移動して、またこっちから移動してというのと、その時間が何かを載せたり、下ろしたりという感じよりも1か所に頼めば1か所でどんどん、どんどんいくのかなという感じもするのですけれども、その辺はどう考えますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。今のご意見を参考にさせていただきます。関係団体と運用につきまして協議させていただきたいと思っております。

なお、先ほどの除草剤の個数、くどくなりますが実績でございます。令和元年度4,228個、令和2年

度4,558個、令和3年度5,001個、令和4年度、今年度につきましては2月末までで4,747個の配布となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） いろいろと今からやることをきちんとやっていただければ、私もそれでいいと思いますので、除草に関しては質問を終わらせていただきます。

それで、2点目の集団検診について。（1）について、確かにメタボリックシンドロームが生活習慣病の大きな一因となっております。生活習慣の見直し、改善が重要となっております。したがって、生活習慣病を早期に発見し、改善を図るには、定期検診、がん検診、人間ドックによる定期的な健康チェックが大切だと思っております。確かに本町においては、令和4年度の特定健診の受診率は先ほど40%、がん検診の受診率、胃がん、乳がんなどもそんなに高くないのかなと思います。それで、目標の受診率というのは町ではどう捉えているのかということと、その受診率が低い要因をどのように認識しているかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問ありがとうございます。まず、検診の受診率の目標ということでございますが、これにつきましては令和4年度につきましては目標値としては51%となっております。これ一応年々増えていくような目標となっております。さらに令和5年度につきましては52.5%ということで、基本的には毎年受診者が増えていくような目標で進めております。ただ、現実としてはここまでは達していないというところがございまして、これについて次の議員のご質問にありました原因というところでございますが、検診ということですので、実際に体調を崩してみないと健康のありがたみが分からないというところがなかなかございまして、そういったところで受診率が低いのかなというところがございます。また、町長答弁にもありましたとおり、ここ数年につきましてはコロナ禍ということで受診控えということ、ソーシャルディスタンスなどの話から受診を控えるという方もいらっしゃるって、若干落ち込みもしているところでございます。そういったことも含めまして、今後受診率向上に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 集団検診となると、そこでやっぱり感染しないかな、そういうことが気になる人もいらっしゃるって、行かないという人も分かるのですが、そういった方に関して集団検診でも感染対策しっかりやっているというような意味を込めて、その辺の対策はしっかり取られていると思うのですけれども、今回どんな感じの対応をなさったか教えてください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 集団検診における感染対策ということでございますが、まず前提といたしまして、受診に来られる方につきましては事前に検温していただいて、熱があるときは控え

ていただくと、それからマスク等をつけていただくと、その上でご来場いただいた段階でまた検温させていただきます。熱がないということ、体調がよろしいということ、問題ないことを確認して受診に回っていただくということでございます。さらに、マスク等の着用とアルコールの手指消毒につきましては、受診される方だけではなくて、スタッフ側についても同様に進めております。あわせて、以前につきましては日程だけのご案内ということで、朝一にたくさんの方が並ばれるような状況がございました。これにつきましては、当然待ち時間が増えるという点もありますし、密になるということがありますので、コロナ禍以降時間を区切りまして、例えば30分につきましては20人とか30人とか制限を設けまして、その範囲の中で時間の設定をして、できるだけ町民の方、受診される方が集まらないように、固まって来られないような形で時間設定をするような対策を行っております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 確かに現場ではそういう対応は必要だと思いますけれども、私はその前に検診は不要不急ではないですよということを、やっぱりコロナ禍であっても健診やがん検診を受診しましょうというような啓発、訴えることも私は必要だと思っております。今後コロナ禍もどうなるか分からないので、そういうこともやはりちゃんと町民に訴えていくのも一つの案かと思っております。時間がなくて、次の質問にします。

特定健診の未受診者、その人たちの理由を現在どんな方法で把握して、どのように認識しておりますか。お聞きします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 未受診者の方の受けない理由というところでございますが、申し訳ございません、これにつきましては受診されない方にどうしてですかという調査は直接は行ってはおりません。先ほども触れましたが、こちらとして考えるには、まずは日程がご自身のものと合わないというところと、それからやっぱり健康に対しての意識づけといいますか、この点でまだまだできることがあるのかなとは考えております。繰り返しになりますが、実際体調を崩してみないと健康のありがたみってなかなか分からないものなので、この点について今何ともないから検診を受けないという方が多分いらっしゃると思いますので、そういった方に検診に来ていただけるようなモチベーションの上げ方とか意識づけということについても、これから先進的な事例を行っている市町村もあるかと思っておりますので、そういったところの事例も確認しながら進めていきたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） まず、特定健診というものがあるということを知っていただいて、健康への意識を高めていただくことは大事です。何があれば受診する気持ちになるのか、何が受診の障害になっているのか、初回受診者、毎年受診者、隔年受診者、未受診者などに対するアンケートもしくは聞き取りなどは行っておりますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） アンケート、聞き取り等は特に行っていないところでありますが、国保連合会で連携をしております事業者と委託契約をしまして、過去の受診されたときの問診の内容ですとか、それから医療機関にかかったときのレセプトなどの分析をしまして、その中で受診をされていない方に対して、こういうことがあるので受診をしてみませんか、してくださいという受診勧奨などは行っているところであります。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） もう震災後12年になって、いろいろ健康に関しても町民に対して意識を高め、そういうところを考えてもらうというのと、健康に対してどう思っているかというのをやはり町でも把握して、ここでアンケートというのも私はありかなと思うのですけれども、それは後ほど要望として今質問させていただきます。

それと、もう一点。各種がん検診において、女性が受診しやすくするための環境整備が大事だと私は思うのですけれども、今町としてはどんな取組をなさっているのか、また新しい取組があるのであればお話聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ただいまのご質問の女性のがんの検診についての工夫ということでございました。女性の方のがん検診につきましては、子宮頸がん検診、それから乳がん検診ということで町で実施をしているところでありますが、まず、この対象者につきましては、文書でまず町の検診を受診するかどうかという意向の調査を行っております。町で行っている検診を必ず受けなければいけないというわけではなくて、例えばお勤め先で行っている検診を受けている方もいらっしゃるのです、皆さんが町の検診を受けるということでは当然ないと思っておりますが、その意向を伺う中で要望などもあれば伺うということは行っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） もう一点お聞きしますが、乳がんと子宮がんと特定健診というのは一緒にはできないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 現状富岡町では、一緒には行っておりません。これには、いろいろな要因があるかと思いますが、例えば検診のバスの関係とか、委託先の保健衛生協会の状況であったりとか、そういったものの様々な要因がございまして、現状は一緒には行っていないというところでございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 確かに場所とか難しい話でしょうけれども、回数という考えもあるのかなと思う。3回を4回にする、5回にするという、可能であればそういう感じの考え方もどうなのかなと

思っ、それでアンケートとかを取るとそういうのもやっぱり出てくるのではないのかなと思いますので、その辺はお考えになってください。

あと、時間がないので、教育長にお聞きしたいのですが、学校でがん教育をする時間というか、そういう勉強をする、平成26年あたりから文部科学省の何かそうなっていたと聞いているのですけれども、今町ではそういう勉強する時間はあるのでしょうか。やっているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） ありがとうございます。お答えいたします。

学校にもいろいろと文部科学省あるいは県教育委員会からがん教育についてこういうことができますよ、こういうのができますよというパンフレットが来ております。それを学校に出しまして、学校内で相談をしまして、今のところはまだがん教室というのは開いていない状態になっています。ただ、県教育委員会からの情報提供は受けております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） また本当に難しいのです。いろんな配慮を要する事項が多いので、家族でがんになっていたりとかなんていうと、やっぱりそこら辺は難しい指導なのかなとは思いますが、ただ、集団検診の大切さというものをそこではうたっているのです。家族でそういう話をすると、お父さん行ってよと言って、少しでも受診率が上がるのかなという思いでお聞きしました。ありがとうございました。

それと、あと次の質問です。保健センターの活用について。保健センターは健康相談、保健指導など地域保健に関し必要な事業を行う施設のこと、そして今後栄養士による栄養指導などを企画していくとの答弁でした。どのような方を対象にされるのかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ただいまのご質問の、栄養士の栄養指導等についてどういった対象かという質問と受けました。今現在考えているのは、まず社協等でも高齢者の方の健康教室などを行っていますので、そういったところに出向くような場合もございしますが、まずは高齢者についてフレイルの予防等もございしますので、そういった栄養指導がまず1点、それから乳幼児を持つお母様がいらっしゃると思うのですが、離乳食の教室であったりとか、お子様の栄養に対してどういった食事を作っていくのがいいとか、そういったことも含めた栄養指導などもできればということで、まだ具体案をもんでいる最中ですが、考えていきたいと考えています。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。特定健診の結果で指導というのはとても大切です。でも、年齢に関係なく、やっぱり今富岡町で一番多いのは糖尿病ですね。糖尿病に関しての講話とか、あとそういう持病を持っている方が多い病気の講話を定期的にやるとか、やっぱりこの保健セン

ターを有効に使っていただきたいのです。だから、そういうのはどう考えておりますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご提案ありがとうございます。今現在町の広報とみおかにおいて保健だよりというページがございまして、そこで様々な健康に関する情報提供などは行ってございまして、その中で糖尿病についてもご紹介したときがございました。ご質問の趣旨とは変わりますが、このページを来年度、拡充させるということで考えております。今現在1ページでやっているものについて、今担当と話をしまして、見開きでできるような形でまず進めておりますので、こちらでも健康に関する情報提供は拡充させていく考えでおります。それで、保健センターということですが、ご提案いただいたことについては重要なことだと思いますので、どういった方を対象に、またどういった内容の講習を行うかということも検討はしなくてはいけないと思いますが、まずできるところから、自前の例えば保健師ができること、栄養士ができること等もございまして、そういったことも含めてできる内容から企画を進めていきたいと思っております。ご提案ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） いい方向に向かうことを願っております。

あと、もう一点ですが、これは若いお母さんと話をする機会があって、その中での話なのですが、私の団地の中で赤ちゃんを産んだ人がいまして、その人は外国の方であり外に出ないのだけれども、心配になってその人は何度も足を運んでいらっしゃるのですけれども、それはもちろん保健師も足を運んでおります。でも、それは1対1なのだ。それで、そういう不安になっているお母さんがいるので、やっぱりもうちょっと町としても考えてくれないかなというお話を聞かれて、それで住民課の課長に質問なのだけれども、今、外国の方で富岡町で結婚されてお子様がいる方は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。分かる範囲でお願いします。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 町内に居住されている外国人につきましては41名ほどいらっしゃって、その中で子供さんにつきましては2歳の子供さんが1名ということで把握しています。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。これは少ないとか多いという問題ではなくて、やっぱり一人でもそういう方がいるのであれば町は率先して寄り添うべきだと私は思います。子育ては一人ではできないのです。町ぐるみで何とかそこら辺をやっていただきたいなという思いもあります。そこで、一番子育てで不安になっているお母さんたちというのは、1歳未満のお子様を持っている方々なのです。表に出る、散歩に出る月齢というのは大体3か月以上だと思うのですけれども、そこからここにこども園まで入れる年の間というのはなかなか重要であって、そこでお友達をつくる、そういう相談する方ができるというのはとても力強いことだと思うのです。だから、もちろんその方も

できれば保健センターでパパ、ママ同士でお話会やちょっとしたお茶会ができる場所があって、子供を広いところではいはいさせたり、よちよち歩かせたりして、そういうざっくばらんな子育ての話ができる場所として使えないのかというご相談を受けて今回こういう質問になったのですけれども、その辺はどうお考えになっていますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、乳幼児のお子さんを持つお母さん等につきまして、放射線リスクの観点からそういった方を対象として車座集会などを行ったことがあります。このとき保健センターを会場としてやっております。当然お子さんを連れて参加されますので、お子さんはスタッフ側が見ているという形で、お母さんたちは放射線の話聞きながらいろんな不安を出していただいて交流をするという会を今年度も行っております。同じような話になってしまうのですが、そのお母さん方のコミュニティーという中で俗にママ友というもの、これがお母さんたちが子育てしていく中でも重要だということは私どもも承知をしておりますので、その辺りについてママたちの要望も聞きながら、教室等ができるのであれば、そういった要望があるのであれば保健師なり、先ほど言った栄養士の話も含めまして集まっていたく機会を設けることは十分可能でございますので、要望を伺いながら実施ができるように進めていきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。子育てはやはりお父さんも必要なもので、お父さん、お母さんも参加できるような感じでやっていただければ私はうれしいと思っております。ぜひいい方向へいくことを願っております。私は、保健センターをやっぱり人が多く来る場所になればいいと思っております。子供を連れてくる若い方々、そしてそこに先輩として子育てに関わる方、それで子供がかわいくて寄ってくるおじいちゃん、おばあちゃん、そういうことでやはり人と人をつないでいける場所であってほしいということも私は願っております。活気ある町、人に寄り添える町、それをやってくれるのが活気ある役場、人に寄り添える役場を私は期待して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発委第1号 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例についての件を議題といたします。

この件については、先ほどの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） 次に、発委者から趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） それでは、発委第1号 富岡町議会の個人情報保護に関する条例についてご説明申し上げます。

現在の議会の個人情報保護に関しましては、町が定めた富岡町個人情報保護条例で運用されておりますが、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護制度に関する法律が一元化され、令和5年4月1日より統合された個人情報保護法が施行されます。この個人情報保護法からは、全国共通のルールとして議会は適用対象から除外されております。これに伴い、現行の富岡町個人情報保護条例は廃止されるとともに、令和5年4月1日から施行されます町の個人情報の保護に関する条例においても議会が対象から除外されますので、令和5年4月1日以降も引き続き議会における個人情報の適正な取扱いを確保する必要がありますので、富岡町議会の個人情報保護に関する条例を制定する。

続きまして、本条例の内容について説明いたします。本条例は、議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示などを求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営、個人の権利利益を保護するものであります。

本条例を御覧ください。まず、第1章、総則は、第1条から第3条において、本条例の目的、用語の定義、議会の責務についてを定めております。

第2章、個人情報の取扱いは、第4条から第16条において、議会における個人情報の保有の制限、利用の目的、明示、従事者の義務、利用及び提供の制限などについてを定めております。

第3章、個人情報ファイルは、第17条において、議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう、体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち一定の内容、規模等を有するものを個人ファイル簿として作成、公表することについてなどについてを定めております。

第4章、開示、訂正及び利用停止は、第18条から第46条において、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などを請求する権利やそれらを請求する手続、請求に対する措置、決定などの期限についてを定めております。

第5章、雑則は、第47条から第52条において、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求などをしようとする者への情報提供、苦情処理審議会、施行状況の公表などについてを定めております。

第6章、罰則は、第53条から57条において、職員や委託業務に従事する者などが正当な理由なく個

人情報を提供または盗用した場合の罰則規定についてを定めております。

なお、附則といたしまして、本条例の施行日は令和5年4月1日から適用となります。

説明は以上です。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 発委者からの趣旨説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより発委第1号 富岡町議会の個人情報保護に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 富岡町議会情報公開条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） 次に、発委者から趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） それでは、発委第2号 富岡町議会情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の一部を改正する理由につきましては、先ほど発委第1号でご承認いただきました富岡町議会の個人情報保護に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容については、別紙資料、新旧対照表を御覧ください。本則第4章、雑則、第21条中の「法令又は他の条例（富岡町個人情報保護条例（平成17年富岡町条例第5項）を除く。）」を「法令又は他の条例」を「法令等」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この改正は公布の日から適用となります。

説明は以上です。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 発委者からの趣旨説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。これより発議第2号 富岡町議会情報公開条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議をいたします。

休 議 （午前11時50分）

---

再 開 （午後 零時55分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

では次に、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

本工事請負契約は、令和4年5月12日、第3回臨時議会議案第39号、令和4年7月4日、第4回臨時議会議案第52号、第1回変更契約内容により工事を進めておりました野菜集出荷施設敷地造成工事が完成し、作業実績により内容に変更が生じたので、町長の専決処分事項についての第4項の規定に基づき専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

別紙資料1ページ、報告第1号別紙資料を御覧ください。資料下段に主な変更内容を記載しております。今回の主な変更内容は、図面中ほどにピンク色で水替えを必要とする範囲として、丸囲みの既存排水路上流部水稲作付圃場からの排水があるため、造成工事の水替え工としてポンプ運転日数を当初60日としていましたが、請負者の工程管理によりポンプ運転日数を短縮できたことから、作業実

績に合わせて20日間に変更したものであります。

第2回変更に係る請負額は、前回請負額1億4,540万3,500円から287万6,500円を減額し、1億4,252万7,000円であり、令和4年7月臨時議会で議決をいただきました第1回請負額1億4,540万3,500円からの増減率はマイナス2.0%となり、かつ500万以下の減額であるため、指定事項に基づき専決処分をしたものです。

説明は以上となります。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、報告第2号 専決処分の報告について、内容をご説明申し上げます。

今回報告いたします工事請負契約の一部変更については、令和4年7月4日の第6回臨時会において契約の同意を、同年9月14日の第7回定例会において契約の一部変更について同意をいただき、進めておりました公共下水道処理区統合接続管渠整備工事に関するものです。

報告第2号別紙、専決第2号を御覧ください。本工事請負契約の一部変更に関する専決処分書となります。工事請負額を6,050万円から6,336万4,400円に変更し、増減金額286万4,400円、増減率5%以内となることから、指定事項に基づき、本年2月17日付で専決処分したものです。

次に、資料2ページ、報告第2号別紙資料を御覧ください。公共下水道処理区統合接続管渠整備工事の工事請負契約変更に関する概要資料です。契約工期は本年3月24日までとしており、工事請負者は有限会社遠藤建設です。変更内容の概要につきましては、資料右側の中ほどに記載のとおり、開削の際地下水の出水がなかったことによる開削水替え工の変更減、舗装工における取壊し及び仮復旧の実績数量による精算、簡易推進工の工法変更及び実績数量による精算及び安全費における交通誘導員配備人数の実績による変更です。これらにより、契約額は286万4,400円増額となったものでございます。

なお、本工事については3月下旬には予定どおり完成する見込みとなっており、残工事についても安全に配慮しながら作業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6 番、遠藤一善君。

○6 番（遠藤一善君） 1 点だけ確認させてください。

変更で安全費の交通誘導員がゼロから85人になっているのですけれども、当然、県道ですし、交通量からも鑑みれば、幅員も狭いし、交通誘導員は見ておかなければいけなかったのではないかなと思うのですけれども、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課課長補佐兼管理係長（佐藤美津浩君） 交通誘導員の配置についてご説明させていただきます。

当初につきましては、水路を埋設している部分がありまして、推進工で進めるということで、そのときに当初分かっていた水路の断面、こちらが2.4メートルというところで、作業エリアとしては十分交通の誘導というか、交通は仮設信号で対処できると考えてございました。ただ、実際に埋設物、工事始まってから掘削調査しましたら、断面が当初の図面に記載してあったものよりも大きく、4メートルほどの断面がございました。その点につきまして、結局作業エリアが広がりまして、そういうところで受注者と協議しながら進めたところ、安全確保というところで、やはり交通誘導員を配置してというところで計上をさせていただいたところです。当初は作業エリアそれほどなかったもので、交通誘導なく仮設信号で対応できるものと考えておりました。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6 番、遠藤一善君。

○6 番（遠藤一善君） 工法の違いで考えていたというのはあるかと思うのですけれども、ただ今のお話ですと人なしで大丈夫だったろうという判断だったので、それはそれでしようがないと思うのですけれども、やはりご存じのように町内今まで通ったことのある人ばかりではなくて、新しい人とか、通過交通も結構あります、高速道路を降りてきてからとかも含めて。これ多分県道だけではなくて、道路工事のときに知らない車とか、そういうのが非常に多くなっているのです、できれば幾ら簡易な状態であっても、確実に安全性取れないのなら、せめて1人でも、2人でもつけておくというような安全策は取っていったほうがいいかと思うので、ぜひともそう考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課課長補佐兼管理係長（佐藤美津浩君） ご意見ありがとうございます。今後につきましても、安全第一で工事については進めていきたいと思っておりますので、今のご意見を取り入れながら、安全第一で今後工事については考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑を終了いたします。

これをもって報告第2号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、報告第3号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 報告第3号 専決処分の報告についての内容をご説明申し上げます。

報告いたします専決第3号 工事請負契約の一部変更につきましては、令和4年7月4日に議決をいただきました町営住宅機能回復工事（新田団地）でございますが、町営住宅機能回復工事において工事内容の一部に変更が生じたため、町長の専決処分事項の指定について第4項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

報告第3号別紙、専決処分書を御覧ください。工事内容の一部変更により、契約金額3億580万円を298万1,000円増額し、3億878万1,000円と変更したものでございます。変更の増減率が0.97%かつ500万円以下であることから、町長の専決処分事項の指定に基づき専決処分をしたものでございます。

報告第3号別紙資料で工事の変更内容をご説明いたします。別紙資料をお開きください。主な内容変更は3点でございます。別紙資料中ほどから下段の3、概要図・状況写真を御覧いただきながらのご確認をお願いしたいと思います。主な変更内容の1点目でございます。既存の外壁塗膜の一部においてアスベスト含有が確認されましたことから、塗膜の除去を削り取り工法から剥離剤の使用による工法に変更いたしております。2点目は、外壁足場の設置後の詳細調査によりまして、外壁クラックの補修範囲を増とすることが必要と判断し、対応したことでございます。3点目は、ユニットバスの交換において、既存床下配管がユニットバスの設置に干渉することから干渉配管の切り回しをいたしましたということが3点目でございます。これらによりまして、工事請負代金を298万1,000円増額することとなり、工事請負契約額が3億878万1,000円となったものでございます。

以上のとおり、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、報告第4号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、報告第4号 専決処分の報告について、内容をご説明申し上げます。

今回報告いたします工事請負契約の一部変更については、令和4年7月4日の第6回臨時会において議案第49号として同意をいただき進めておりました夜の森公園復旧工事に係る変更契約です。

報告第4号別紙、専決第4号を御覧ください。本工事請負契約の一部変更に関する専決処分書となります。工事請負額を2億1,516万円から2億1,559万6,700円に変更し、増額金額43万6,700円、増減率5%以内となることから、指定事項に基づき、本年2月21日付で専決処分したものであります。

次に、資料4ページ、報告第4号別紙資料を御覧ください。夜の森公園復旧工事の請負契約変更に関する概要資料となります。契約工期は本年3月27日までとしており、工事請負者は株式会社高葉建設です。今回の主な変更内容としては、資料右上に記載している3点となります。1点目は、遊戯エリア及び多目的エリアと桜植樹スペースの間において、表土の飛散や流出、芝の広がり等を抑制するため、維持管理を考慮し、資料左下にあるような見切り材を追加設置したことに伴う増額です。2点目は、現地掘削の結果、過去に埋設されていた暗渠排水管等の廃プラスチック類、ブロック基礎等のコンクリート殻、木の根っこ等の木くず類が確認されたため、それらの処分が必要となったことに伴う増額です。3点目は、当初多目的スペース内への上水道引込み管について、南側町道本管より分岐して新たに引き込む予定でしたが、台帳等に記載のない既設の引込み管が現地にあり、使用が可能なが確認できたことから、予定していた町道本管部からの分岐工事が不要となったことによる減額です。これらにより、契約額は43万6,700円増額となったものであります。

なお、本工事については、現在遊具やベンチ、照明灯などの設備の設置がおおむね管理し、今後遊歩道や駐車場のアスファルト舗装、多目的スペースの張り芝を施工して、3月下旬には予定どおり完成する見込みとなっております。残工事についても、安全に配慮しながら作業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、報告第5号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） それでは、報告第5号 専決処分の報告についての内容をご説明申し上げます。

今回報告させていただく専決処分を行った案件は、令和4年7月4日第6回臨時会で議案第51号として工事請負契約の議決を受けました富岡小中学校バリアフリー工事であり、本工事について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決第5号 工事請負契約の一部変更についてのとおりの専決しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

別添報告第5号別紙資料、工事請負契約の一部変更についてを御覧ください。本工事の主な変更箇所につきましては、下段3、概要図・状況写真におきまして赤で着色している箇所であります。変更内容につきましては、右上に変更概要に記載しておりますが、1点目は養生シートを変更しております。当初設計におきましては、給食調理場施工時にも使用した一般的な養生メッシュシートで計画しておりましたが、付近住民より騒音についての苦情もあり、防音タイプのシートに変更したものであります。2点目は、外構施工範囲が増となっております。昇降口スロープ設置及び身障者用駐車場の設置では車両の展開は可能と判断しておりましたが、学校と再協議の結果、送迎用車両がより安全に通行できるよう、中央花壇の一部撤去と南側花壇の撤去範囲の拡大により施工範囲が増えております。3点目は、仮設の間仕切りについて、設計時点、学校との協議におきましては、北校舎の施工範囲周辺を立入禁止で施工する計画であったため仮設間仕切り等は不要としておりましたが、工事発注後学校から要望があり、一部使用しながらの施工となったため、廊下の一部に児童生徒の安全面や騒音、粉じん防護を考慮しました仮設の間仕切り等を追加したことにより、工事費が343万2,000円増額となったものであります。これにより、現工事契約金額7,700万円を8,043万2,000円に変更したものであり、増減率としましては約4.5%かつ500万円以下の変更であったことにより、町長の専決事項についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

なお、本工事につきましては、現在エレベーター部分の工事が完了し、舗装や各部の仕上げ作業を行っており、今月中旬から下旬にかけ各検査を実施していく予定であります。

説明は以上であります。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の坂本栄司氏が令和5年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き坂本栄司氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

坂本氏は、昭和52年から平成10年までの長きにわたり、富岡町消防団員として町民の生命と財産を守るべく地域防災活動の最前線でご活躍され、また平成19年4月から平成27年11月までの2期、8年7か月間福島県議会議員として、富岡町はもとより双葉郡の復興再生にご尽力されました。議員を退いた現在においては町内に居住し、平成30年4月より本町行政区長として、昨年4月からは富岡町行政区長会副会長として地域活動にも積極的に取り組むなど、多種にわたりご活躍されている方であり、平成29年4月からは、人権擁護委員として職務に精励され、避難等により活動の場が制限されている中においても人権擁護委員の職責を最優先に、管轄区域にあるいわき人権擁護委員協議会、子ども人権委員会副委員長として活躍されております。このように坂本氏は人権擁護に関する意識が高く、豊富な知識と経験を有するとともに、人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として推薦するにふさわしいと考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 投票箱、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上3名を指名いたします。

よって、立会人の方々に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成8票、反対1票であります。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本件につきましては適任であるとの意見を付記し、答申することに決しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の高岡英一氏が令和5年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き高岡英一氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

高岡氏は、昭和52年から現在の日本郵便株式会社に勤務され、昭和58年から平成23年までの28年間という長きにわたり夜の森郵便局の局長を務め、地域の人たちに恩返ししようという信念の下、地域に密着し、多岐にわたる活動をされている方です。平成27年3月に日本郵便株式会社を退職されてからは、還暦野球やマラソンを通じて人とのつながりを大切にし、平成29年4月からは人権擁護委員として職務に精励され、避難等により活動の場が制限されている中においても人権擁護委員の職責を最優先に、人権相談会や訪問活動に積極的に参加し、管轄区域にあるいわき人権擁護委員協議会では男女共同参画委員会委員長として活躍されております。このように高岡氏は、人権擁護に関する意識が高く、豊富な知識と経験を有するとともに、人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として推薦するにふさわしいと考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 投票箱、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、渡辺正道君、5番、高野匠美君、6番、遠藤一善君、以上3名を指名いたします。

よって、立会人の方々に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成9票、以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件につきましては適任であるとの意見を付記し、答申することに決しました。

次に、議案第1号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで岩崎教育長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 本件につきましては、私自身に関することですので、退席させていただきます。よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

〔教育長（岩崎秀一君）退席〕

○議長（高橋 実君） それでは、総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第1号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町教育長の岩崎秀一氏が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き岩崎秀一氏を富岡町教育長に任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

岩崎教育長は、昭和34年4月に会津若松市に生まれ、年齢は63歳であり、昭和63年より本町に生活の居を構え、震災により郡山市へ避難しておりましたが、現在は町内にお住まいであります。昭和57年3月に国士舘大学を卒業し、同年4月に教職に就かれ、震災当時には富岡第二小学校教頭、平成28年4月からは富岡第一小学校三春校校長、また平成30年4月からは町内で再開した富岡第一小学校校長として精力的に学校運営に取り組み、38年の長きにわたり未来を担う子供たちに寄り添い、教員としての職務を全うされました。令和2年4月からは、富岡町教育長として、町政運営の柱である子供たちの環境づくりに向けた町立小中学校の統合や、食育につながる学校給食調理場の整備、放課後児童クラブの運営充実などに積極的に取り組んでいただきました。また、少人数教育のよさを生かし、ICT機器を有効活用した遠隔交流事業や各種関係機関との連携による体験活動など、富岡ならではの地域の力を活用した魅力ある教育を実践し、ハード、ソフトの両面から子供たちを地域全体で育む環境を整備すべく、情熱を持って職務に精励されております。

本町においては、今後もさらなる教育環境の向上を図る取組を推し進めるとともに、本町の創造的な発展を見据えた学校運営や魅力ある教育の実践など、次世代を担う子供たちを地域で育む取組をさらに深める必要があることから、岩崎教育長のこれまでの豊富な人脈と知識、経験などを遺憾なく発揮していただき、本町教育環境のさらなる充実に向けた取組を着実に進めていくためにご活躍いただ

きたくご提案した次第でありますので、ご同意のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。  
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。  
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 投票箱、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、安藤正純君、8番、宇佐神幸一君、9番、渡辺三男君、以上3名を指名いたします。

よって、立会人の方々に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成9票、以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○教育長就任挨拶

○議長（高橋 実君） 皆さんにお諮りいたします。

ただいま教育委員会教育長に同意をいただきました岩崎秀一さんよりご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 （午後 1時55分）

---

再 開 （午後 1時55分）

〔教育長（岩崎秀一君）入場〕

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

岩崎秀一さん、ご挨拶を壇上にてお願いいたします。

〔教育長（岩崎秀一君）登壇〕

○教育長（岩崎秀一君） 今ほどご同意いただきまして、誠にありがとうございます。

3年前、私が教育長を拝命したときの年は、新型コロナウイルス感染拡大のために非常事態宣言が出され、学校は臨時休校、そして学びの森、それから体育施設は休館という時代でありました。計画していたものは何もできずに、本当に悔しい思いをした覚えがあります。特に学校教育におきましては、4月、5月というのは担任と子供との信頼関係を築く大切な時期でもありました。それができな

かったこと、その当時の校長と共にどうすると悩んだ記憶がございます。

これからまだまだ新型コロナウイルス感染について予断は許しませんが、学校で計画したこと、それから教育委員会の生涯学習課で計画したこと、それを通してさらなる教育の充実を目指してまいりたいと思います。特に学校教育におきましては、私の信念である子供の力で町を元気にする、これを充実させていきたいと思っておりますし、生涯学習におきましては様々なイベントを通して参加される方々の本当の笑顔を求めていく、こういう姿勢で頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願いいたします。

以上です。(拍手)

○議長(高橋 実君) ありがとうございます。

それでは、席にお戻りください。

〔教育長(岩崎秀一君)復席〕

○議長(高橋 実君) それでは、2時15分まで休議します。

休 議 (午後 1時58分)

---

再 開 (午後 2時11分)

○議長(高橋 実君) では、再開いたします。

次に、議案第2号 富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) 議案第2号 富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例についての内容をご説明申し上げます。

個人情報の取扱いにつきましては、これまで個人情報保護法の趣旨に鑑み、地方公共団体の条例において定められ、運用されてまいりましたが、条例の規定や運用に各地方公共団体で相違があり、個人情報保護と情報公開の両立に不均衡や不整合などの支障が生じておりました。このことから法律において共通ルールを定め、個人の権利利益の侵害につながることはないよう、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、また独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律を統合し、全国的な共通ルールの設定とともに、個人情報保護に関する国の所管を個人情報保護委員会に一元化するなどの法改正がなされ、個人情報の定義を国、地方、民間で統一するなど、行政機関等での個人情報の取扱いに関

する規律が令和3年5月に明確化されました。このことにより、各地方公共団体においては、個人情報保護法の施行に関し委任された事項をはじめ、これまでの条例の規定から劣る扱いとならないよう、許容される範囲の中で必要な事項を条例において定めるとされたことから、本条例を新たに定めるものでございます。

本条例は全10条で構成し、第1条において本条例の趣旨を明らかにし、第2条では用語の定義をしております。

第3条では、法の規定により納付しなければならない手数料を無料とすること、また法の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを定めており、第4条では開示請求の記載事項に関して定めております。

第5条では、開示請求があった日から15日以内に開示決定しなければならないこと、第6条では開示決定等の期間の特例に関して、また第7条では訂正請求書の記載事項に関して、第8条では利用停止請求書の記載事項に関して定めております。

第9条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、法の規定により各地方公共団体が設置する個人情報保護審査会に諮問することができることと定め、第10条においてこの条例の施行に関し必要な事項は規則や規定で定めるといたしております。

また、附則においては、第1条でこの条例の施行期日を令和5年4月1日とすることとし、第2条ではこれまでの富岡町個人情報保護条例を廃止することとしております。

第3条では、附則第2条により廃止する富岡町個人情報保護条例において規定されていた個人情報をみだりに他人に知らせ、また不当な目的に利用してはならないなどの義務については、廃止する条例の規定を本条例の施行後も従前の例によるものとする経過措置を、第4条では富岡町情報公開条例に公文書の開示の申出があったときは、当該公文書の開示をするよう努めるとする公文書の委任開示に関する条項を加えることとしております。

また、第5条では富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第13条を、指定管理者が個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を他に漏らし、また管理の業務以外に使用してはならないと改正することとしております。

なお、改正された個人情報保護法には罰則規定が存在することから、個人の権利利益の侵害につながることはないよう、本条例の制定に当たっては事前に検察庁との協議を要することとされておりますので、本条例の内容等に関しましては検察庁の協議を経たものでありますことを申し添え、議案の説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 富岡町個人情報保護審査会条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 議案第3号 富岡町個人情報保護審査会条例についての内容の説明を申し上げます。

本議案は、令和3年5月の個人情報の保護に関する法律の一部改正で、行政不服審査法に基づく審査請求に対応するための附属機関としての機能を有する個人情報保護審査会の設置が必要とされ、現行条例の規定により設置される審査会が行政不服審査法に基づく附属機関としての機能を有しないことから、新たに富岡町個人情報保護審査会を設置するために本条例を制定いたしたく提出するものでございます。

条例は全12条で構成し、第1条において本条例の趣旨を明らかにし、第2条において個人情報保護審査会の行う事務を規定しております。

第3条では本審査会の委員は5名以内をもって組織すること、第4条では委員は富岡町情報公開審査会の委員をもって充てること、委員の任期は2年とすること及び委員は職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけないことを、第5条では審査会には審査会を代表する会長を置くことを、また第6条では本条例における諮問庁や保有個人情報の定義をそれぞれ規定しております。

第7条では、審査会の調査権限について、第8条では委員による調査手続について、第9条では提出資料等の写しの送付に関することについてそれぞれ規定しており、第10条においては審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は公開しないことを規定しております。

第11条は、審査会に関して必要な事項はこの条例で定めるもののほか規則で定めることを、第12条は条例の規定に違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すことをそれぞれ規定しております。

附則においては、本条例は令和5年4月1日から施行することとし、また本条例の施行期日の前に富岡町個人情報保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の富岡町個人情報保護条例の規定により設置された富岡町個人情報保護審査会にされた諮問は審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議についてはなお従前の例によるものとするとしております。

なお、本条例につきましても事前に検察庁との協議を要することとされておりますので、本条例の内容等に関しましては検察庁の協議を経たものでありますことを申し添えさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 富岡町個人情報保護審査会条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（齊藤一宏君） それでは、議案第4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。

東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者に係る町税等の減免については、避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与することを目的として、震災以降、国からの通達に基づき、毎年度減免条例を制定して実施しております。令和5年度におきましても、今年度と同様に減免を実施するため本条例を制定するものですが、昨年4月、厚生労働省より減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いが示され、国民健康保険税及び介護保険料について、平成26年度までに避難指示が解除された地域では、令和5年度より課税が再開されることになりました。このことにより、当該地域より当町へ転入された町民は令和5年度より課税を再開することになります。

それでは、条例案についてご説明いたします。第1条は本条例の趣旨を、第2条は用語の意味を定義しております。

第3条は固定資産税に係る減免規定であり、震災及び原子力災害等の影響により帰還困難区域内において使用不能等の状況にある償却資産については、申請により全額を免除するものです。

第4条は軽自動車税に係る減免規定であり、避難指示区域内に放置され、使用不能等の状況にある軽自動車については、申請により全額を免除するものです。

第5条は国民健康保険税に係る減免規定であり、第1項第1号は保険税の納税義務者である世帯主が被災者である場合の免除を、第2号は平成26年度までに避難指示が解除された地域より転入された世帯主に対し保険税を2分の1減免、第2項は避難指示が解除された区域の減免対象世帯のうち、令和4年中の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯に対し保険税減免を適用しない規定になります。

第6条は介護保険料に係る減免規定であり、第1項第1号は被保険者が被災者である場合の保険料の免除を、第2号は平成26年度までに避難指示が解除された地域より転入された被保険者に対し保険料を2分の1減免、第2項は避難指示が解除された区域の減免対象者のうち、令和4年中の合計所得額が633万円以上の者に対し保険料減免を適用しない規定になります。

第7条は、この条例の施行に関する町長への委任規定です。

附則として、施行日は令和5年4月1日とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（齊藤一宏君） それでは、議案第5号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、地域再生法の一部を改正する省令の施行に伴い、課税の特例を受けようとする事業者が地方活力地域特定業務施設整備計画を県に申請し、認定を受ける期間を延長する改正内容になります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。議案第5号別紙資料、富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表1ページを御覧ください。第2条条文中、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」にそれぞれ改めるものであります。

附則1として、本条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用するもので、附則2は経過措置について規定しております。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時35分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男

議 員 堀 本 典 明

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

# 令和5年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和5年3月10日（金）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 6号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第12号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第13号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第7号）

議案第14号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

議案第16号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

議案第17号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第19号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第20号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 令和5年度富岡町一般会計予算

議案第22号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第23号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第24号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第25号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第26号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 6号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第12号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第13号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第7号）

議案第14号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

議案第16号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

議案第17号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第19号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第20号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

---

○出席議員（10名）

1番 堀本典明君

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

4番 渡辺正道君

5番 高野匠美君

6番 遠藤一善君

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

9番 渡辺三男君

10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長 山本育男君

副町長 高野剛君

副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
参事兼 総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	杉本良君
産業振興課長	坂本隆広君
都市整備課長	志賀智秀君
教育総務課長	猪狩直恵君
生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	黒澤真也君
いわき支所長	安倍敬子君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	大森研一君
都市整備課 課長補佐 兼管理係長	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

参事兼 議事事務局 局長	小林元一
議会事務局主任 兼庶務係長	杉本亜季
議会事務局主 査	黒木裕希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋 実君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（高橋 実君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 佐藤 教 宏 君

3番 佐藤 啓 憲 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第6号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） おはようございます。それでは、議案第6号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、国の社会保障審議会において、出産育児一時金の額を令和5年4月から全国一律に引き上げるべきとされたことに伴い、健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことから、所要の改正をするものでございます。出産育児一時金は、出産に関する費用負担の軽減のために出産時に加入する医療保険から一定の金額が支給される制度でございます。現在は出産したお子様1人に当

たり42万円を支給しておりますが、令和4年度の出産費用の平均額の推計等を勘案し、全国一律で支給額が50万円に引き上げられたものでございます。なお、この50万円の内訳といたしましては、出産育児一時金の額48万8,000円に産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加算したものとなっております。

それでは、富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。資料2ページ、議案第6号別添、新旧対照表を御覧ください。第4章保険給付、第7条におきまして、出産育児一時金の金額を現行42万円から改正案48万8,000円とするとともに、先ほどご説明いたしました産科医療補償制度に該当する分といたしまして、ただし書部分、ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとするを加えるものです。

附則におきまして、本条例の施行日を令和5年4月1日とするとともに、経過措置といたしまして、この条例施行日前に出産した被保険者におきまして、なお従前の例によることを規定しております。この経過措置によりまして、3月中に出産した被保険者が本条例施行日以後に出産育児一時金の申請を行った場合でも、従前の額42万円が支給されることとなります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） おはようございます。それでは、議案第7号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その内容を説明いたします。

本条例は、富岡町消防団の設置に関し定めているものであります。近年全国的に消防団員数の減少が続いており、多くの消防団が団員確保に苦慮しているところで、富岡町消防団においては、避難生活というさらに厳しい環境の中、現団員自らが通常の予防消防活動に加え、団員確保に奔走している状況であります。このような中、新規団員の勧誘や入団機会を増やし、団員確保につなげるべく、町内居住者に限定されていた資格要件を町内に勤務する方でも対象とできるよう拡大するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号、別紙資料3ページを御覧ください。富岡町消防団設置に関する条例新旧対照表、こちらにおきまして、富岡町消防団の資格要件等を定めた第4条において、第2項中「消防団員は、本町に居住する年齢満18歳以上65歳未満の者でなければならない」を、地域要件を居住者だけでなく、勤務者でも可とするよう、「居住」の後に「又は勤務」を加え、「消防団員は、本町に居住又は勤務する年齢満18歳以上65歳未満の者でなければならない」とするものであります。

なお、本条例の施行日は公布の日からとしております。

以上が本条例の改正内容となっております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今回団員の確保のために1項目というと非常に語弊があるのですが、条文の1項、1つだけ、居住と勤務という改革案を出してきたわけですけれども、現在の消防団員の数を見ていると、とてもこの一言で人数が解決できるとは想定し難いのですが、現実的にこの町内勤務を加えることによって、消防団員はどのぐらい増やせると考えてこの条例を上げてきているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。議員も参加されています消防団再編会議等におきましても、団員の確保、急務であると言われております。こちら地域要件を緩和したことによりまして、現在町で施工しております産業団地等に勤務されている方も対象とするよう働きかけを今行っているところでございますが、まだ団員の増の数につきましては未知でございます。我々といたしましては、日中多くの方、町内にいらっしゃる方に活動していただけるように、町内優先で働きかけを行っておりますが、想定数は現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 現状の富岡町において300人の定員がいいのか悪いのかは置いておくにしても、定員から相当数団員が不足しているのは事実です。それは、富岡町だけのことではないことも承知しております。いろんなところで話がいろんなことが出ていると思うのですけれども、昼間働いている人、これでいくと居住ではなくて勤務なので、富岡町外から、今話したように産業団地とかに働きに来ている人がということになると、昼間の火災で、しかもその中で働いている人が自由にどうか、緊急のときに出てこれるとするのは、なかなかそのとき、その日の自分の置かれている仕事の環境で出れたり、出れなかったりするところもあると思います。当然夜はいないということになります。町内のいろんな意味での消防団の活動を考えていったときに、この条文だけで解決できることは到底考えられないのですけれども、そのほかのことについて、いろんな形で昼夜含めて元と同じようにできないことは事実なので、それをどう考えていって、何とか消防団機能をきちっと維持していこうと考えているのか。今回の条例の改正案はこれで一つ進むのですけれども、大きな流れとして、何回も何回も条例の改正で一つ一つでは駄目なので、もう抜本的にきちっと団員数を確保することを考えなければいけないと思うのですけれども、これ以外にどういう方向でいって、最終的にきちっと団員数を確保しようと考えているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 団員確保につきましては、全国的に厳しい状況でございます。私どももいたしましても、まずはこちらの勤務地も含めた団員勧誘活動を行いまして、昼間は充足できるように頑張っていきたいと思いますが、議員おっしゃいますように、夜間につきましては勤務地だけでは賄えない部分がございます。そういった方に関しましては消防団OBの方、町内に戻られている方いらっしゃると思います。機能別分団員ということで、技術あるいは知識豊富に蓄えていらっしゃる方多くいらっしゃると思いますので、そういった方にご協力いただくということも一つの手だと思っております。今考えつくことはそういったところで、機能別分団員等の導入により夜間の予防活動、火災対応等をしていくということが話せるところではございますが、今後どんなことをすれば団員確保、夜間活動ができる団員確保につながるかというのは、我々まだ未知でございます。勉強しながら、有効な手だてを考えていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 担当副町長として何かあるか。OBとして町長は何か得策がある。  
町長。

○町長（山本育男君） 非常に消防団員の確保、かなり難しいとは思っております。震災前も300人には足りていなかったという状態でありました。ましてやこういう避難状況の中で活動していただくというのはかなり厳しいなと思っております。今回ここで居住プラス勤務としたのは、そういった昼間の体制だけでも何とかつくりたいかなと考えたところでありました。また、これから夜間とか、今機能別というような話もありましたが、そういった方法をいろいろと研究、模索しながら、今後もうちょっと消防団員集まるように、集められるように努力してみたいと思っております。よろしく願いいたし

ます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今町長から、取りあえず一歩として昼間のということがあったのですが、消防団の活動は、今さらなのですが、火災だけではなくて、12年前のときも消防団員が相当いろんなことをしたと思います。皆さんも家族を犠牲にして、いろんな活動していましたが、あのときの消防団員だって相当の人数が家族を犠牲にして消防団活動に当たっています。そういうことが起き得るときにやっぱり人数がある程度いないといけないし、それほど何かあったときに大切です。2,000年に1度の地震だったから、もう津波は来ないだろうといっても、また新たな災害の予測がされています。そういう中でずるずる、ずるずるしていたのでは駄目だと思うのです。やはり今の置かれている状況できちっと団員確保したり、昼夜問わず災害があったとき、洪水があったとき、台風が来たとき、何でもきちっとしなければいけないと思います。それを真剣にもう考える時期に来ているのだと思うのです。検討、検討では進まないの、できれば来年度のうちには抜本的な改革をして、ある程度の消防団員活動がきちっとこういう場合にはこういう形でできる、こういう場合にはこういう形でできるということを決めていって、町内での安全、安心の一助を消防団員が担っているわけですので、そういう形を取っていくべきだと思うのですが、その辺に関してはどういうお考えをしているのか。それと、来年1年間でそういうところまでまとめるというようなことが可能なのか、最後にお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。来年1年度という期間を決めて抜本的な対策というのは、現在できる、できないというお答えはちょっと無理ではございますが、目標を定めて、積極的に展開してまいりたいと思っております。

なお、消防団、非常によく活動していただいています。さらに、議員おっしゃったように災害が発生した際には、消防団への負担かなり大きいものとなってくと想定されますので、我々も消防団員が少ない中で被害を最小限にとどめる、あるいは迅速な避難対応ができるようにということで、防災に関しては町民の一人一人に防災意識を高めていただくというのも一つの手かと思っております。消防団の勧誘と併せて自助といいますか、自らの命を自らで守るというような防災意識の高揚も図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今消防団の議論ありましたが、まさに6番議員の言うとおりでと思うのです。もう抜本改革しなくてはならない時期が来ているのかなと。例えば町外の人が町内に職場があれば入れるという改革してきたのでしようけれども、これはこれでいいと思うのですけれども、簡単な話、

数だけそろえるのであれば、役場職員とか議員が全員入れば、数は300人に近くなっていくのですから、私は数ではないと思うのです。もう富岡町消防団、今までもすばらしかった。よりすばらしい消防をつくるには、やっぱり数ではないと思うのです。広域消防がありますから、最前線で火消すのは広域消防がやりますので、そうすると消防団のやることは予防消防ですよね。予防消防というと、今これ65歳で切っていますけれども、70歳でも75歳でも予防はできるのです。ただ、75歳の方が消防団に入って検閲に出るとかどうだこうだというと、なかなかそういうのはやれないから、当然入らないです。ただ、予防消防のために、地域の水利とか、そういうものをきちっと頭にたたきおいてくださいよとなれば、十分70歳でも80歳でもできるのです。広域消防が駆けつけてきたら、地域の方が水源ここにありますが、あそこにありますよと。私も長く消防団をやらせてもらって、2分団で分団長までやらせてもらいました。私が常に言っていたのは、先頭で火事場に突っ込んでいく必要ないよと、広域がいるのだから。我々のやることは、予防消防なのだ。水利だけきちっと頭にたたき込んでおくと、私よく言っていたのです。そういうことを実行するのであれば、年齢関係なしでできるのです。なら、65歳の年齢を取っ払ったり、いろいろ試行錯誤してやっていかないと、絶対数が足りないのですから、なかなか人は増えないと思います。生活環境課の課長にだけ任せておいて抜本改革しろって言っても、かなり厳しいと思いますので、我々も一緒になってやりますので、ぜひ抜本改革してほしいと。人を少なくして、もう緻密な計画の下で火事の、有事の際は動く、そういう訓練をするしかないのかなと私は思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。まさに消防OBの方々の豊富な知識と経験、非常に役に立つものだと私も思っております。そういった方々に消防OBの方、機能別分団員というようなカテゴリーになるかもしれませんけれども、OBの方々の協力が必要不可欠ですので、今後働きかけをしてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） ないということですので、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、別表の朗読を省略してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） おはようございます。それでは、議案第8号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について内容の説明をいたします。

本案は、令和5年4月1日から施行される道路法施行令の一部を改正する政令に合わせ、富岡町道路占用料徴収条例における占用料の金額を改正するものです。

新旧対照表によりご説明いたします。議案第8号別紙資料4ページを御覧ください。別表（第2条関係）の占用物件1本につき1年当たりの占用料を道路法施行令の改定に準じ、第1種電柱が350円を480円に、以下同様に第2種電柱が540円を730円に、第3種電柱が730円を990円に改めます。以下4ページから10ページにかけて、別表の現行から改正案の記載のとおり金額を改正するものです。

なお、附則の第1項において、施行日を令和5年4月1日としており、附則の第2項においては、改正後の富岡町道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前のとおりとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） おはようございます。それでは、議案第9号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年11月及び12月において、家庭的保育事業者等が自動車を運行する場合の所在確認や事業所の設備及び運営に関する安全計画の策定等を定めるよう、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、省令に準じ、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号別紙資料、新旧対照表11ページを御覧ください。第7条の次に第7条の2及び第7条の3を追加しております。第7条の2につきましては、安全計画の策定等を定めており、第1項において、家庭的保育事業者等は、乳幼児の安全確保を図るため、事業所設備の安全点検、事業所での日常生活や事業所外活動等における安全に関する指導や職員研修等を計画的に実施するための安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこと。第2項において、研修及び訓練を定期的に行うこと。第3項において、保護者に対し、取組内容について周知しなければならないこと。第4項において、必要に応じて安全計画の変更を行うものと規定しております。

第7条の3につきましては、自動車を運行する場合の所在の確認を定めており、第1項において、利用乳幼児の乗車及び降車の際に点呼等の方法により乳幼児の所在を確認しなければならないこと。次ページをお開きください。第2項において、自動車を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の乳幼児の見落としを防止する装置を備え、乳幼児の所在確認を行うものと規定しております。

第10条の他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の規定につきましては、保育に支障がない場合は設置及び人員について共有可能とする改正であり、「設置するとき」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書以降を削るものとしております。

第14条の衛生管理等の規定につきましては、感染症の予防等の研修及び訓練を実施する改正であり、

「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めております。

附則において、この条例は令和5年4月1日より施行するものとしており、第2項として、条例第7条の3第2項の規定の適用については、令和6年3月31日までは代替の方法によることができるとする経過措置を設けております。

以上が本条例の改正内容となっております。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） それでは、議案第10号 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年11月及び12月において、放課後児童健全育成事業者が自動車を運行する場合の所在の確認や事業所の設備及び運営に関する安全計画の策定等を定めるよう厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号別紙資料、新旧対照表13ページを御覧ください。第6条の次に第6条の2及び第6条の3を追加しております。第6条の2につきましては、安全計画の策定等を定めており、第1項において、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全確保を図るため、事業所設備の安全点検、事業所での日常生活や事業所外活動等における安全に関する指導や職員研修等を計画的に実施するための安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこと。第2項において、研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと。第3項において、保護者に対し、取組内容について周知しなければならないこと。第4項において、必要に応じて安全計画の変更を行うものと規定しております。

第6条の3につきましては、自動車を運行する場合の所在確認を定めており、利用者の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認しなければならないことと規定しております。

次ページをお開きください。第12条の次に第12条の2を追加しております。第12条の2につきましては、業務継続計画の策定等を定めており、第1項において、放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定すること。第2項において、職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。第3項において、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう、全項において努力規定とされております。

第13条の衛生管理等の規定につきましては、感染症の予防等の研修及び訓練を実施する改正であり、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めております。

附則において、この条例は令和5年4月1日より施行するものとしており、第2項として、条例第6条の2の規定の適用については、令和6年3月31日までは努力規定とする経過措置を設けております。

以上が本条例の改正内容となっております。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 富岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第11号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

今回の案件は、富岡町複合商業施設さくらモールとみおかの管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により同意を求めるものであります。

まず、指定管理者の選定に当たりましては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、令和4年12月26日から公募を行い、その結果、1者から申請がありましたので、本年2月14日にプロポーザルを実施し、その後の選定委員会において総合的な審査を行った結果、住所、福島県郡山市大槻町字牛道5番地3、団体名、大和リース株式会社福島支店、支店長、半澤実を予定候補者として選定するものであります。

指定管理者として指定する期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

また、同社の選定理由につきましては、安定的な経営姿勢、法令遵守体制、施設の効用の最大限発揮など、9項目の評価基準において効果的、効率的な管理運営による住民サービスの向上が図られるものと評価されたものです。

説明は以上となります。ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 初めに、所管で申し訳ないです。委員会の方に詳しい説明があれば、質問しなくて済んだのですけれども、なかったものですから、あえてさせていただきます。

それで、今課長からの説明で、プロポーザルで1者のみの参加であったということで、プロポーザルであろうが、普通の一般競争であろうが、1者のみというのは競争の原理が働いているのかなと、疑問があります。

それと、9項目で管理運営って町が判断したみたいなのですけれども、この大和リースがさくらモールにおいて主に行っている作業、こういう作業がありますと。それで、3年間で指定管理料はどれくらいで考えているのか。以前、3年前は、年間5,000万円くらいで、3年で1億5,000万円くらいだ

ったのかなと思うのですが、今回はどれくらいを予定しているのか、業務内容と2点お願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まずは、私ども所管の委員会の中で、今回の議案につきまして、丁寧な説明ができなかったことをおわび申し上げます。

指定管理の業務について、まずご説明をさせていただきます。仕様書に基づきまして申し上げますと、5つほどの業務となっております。まず1点目が警備保安業務ということで、こちらにつきましては機械警備を含む365日の警備を含め、駐在による巡回等が含まれております。

次に、設備の保守管理業務ということで、こちらについては電気設備であったり、消防用設備等の保守点検業務が入っております。

3つ目としまして、環境衛生、清掃業務ということで、こちらは毎日の清掃業務であったり、廃棄物の処理といったものがあります。

4つ目としましては、店内にあります町の備品となっております什器、備品等の保守管理業務ということでございます。

最後、その他の施設の運營業務としましては、施設の修繕業務であったり、毎月行っている店長会議といったような、そちらのテナントとの調整業務、あとは集客のイベントということで、利用者を増やすための業務となっております。

あと、今回プロポーザルで提案をいただいた際に業者からいただいた見積りにつきましては、この業務に対して税込みで4,950万円ということで様々な業務についての見積りをいただいております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 1点目で、プロポーザルの参加提案者が1者で競争の原理が働いているのかというところのご質問にお答えします。

今ほど担当課長より申し上げましたような業務内容について公募をする際に仕様書、それから業務の内容について明記しながら公募をしているといったところでございます。市場においては、指定管理者となる可能性のある方々たくさんおられますが、仕様書、それから業務内容等々を公にして公募というところ、それを皆さん御覧になっていただいて、その上で1者という結果でございましたので、これは市場の中で競争の原理が働いているといったように私どもは評価するところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほど産業振興課長の説明で、保安とか設備とか什器、備品とか修繕とかいろいろ話ありましたけれども、そういったことって、担当課ではそれをちゃんと確認とか、そういう作業までやられているのか。あとは、4,950万円というのは例えば1年間か3年間か、その辺の説明、

3年で1億5,000万円なのか、その辺の説明と、あと例えば指定管理もさくらモールの清掃とか、簡単な業務であれば、それは外して、例えば別な業者に発注したほうが安いのではないかなとか、何かやりくりができるのかどうか、その辺のやり方ができるのかどうかも、少しでも安くする方法、何かないかどうかも含めてお願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、先ほど申しあげました4,950万円の金額につきましては、1年間の料金となります。

あと、先ほど申しあげました施設の管理業務につきましては、そちらについては定期的に協力会社を実施しておりますので、その結果については、毎月町に報告書として提出をされております。事象によっては、町が立ち会って確認をするということもあります。

あと、清掃業務等の簡易なものについては、この指定管理から外してできないかということですが、そちらにつきましては可能だとは考えます。今後3年間の指定管理となりますが、その期間において、さくらモールの管理の在り方については、町としてもしっかり検討する時期かと思っておりますので、そういうところも含めまして検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町からの資料を見させてもらって、税収が二十数億円、23億円とか24億円とか、それで一般会計が140億円とかということになれば、当然やはり財政も少し本気で考えていかないと、リフレもそうなのですけれども、造ればいいというものではなくて、私も以前に施設別ランニングコスト、この施設にはどれくらい年間経費がかかっているのだということを興味ありまして、担当からいただいたことがあります。できるだけ、年間5,000万円、3年で1億5,000万円、500万円でも1,000万円でも、別な方法をたどれば安く済むのかなという方法があれば、それはその道を探るべきかなと思います。

それと、さくらモールはそんなにお金かかるのというふうにはばかり取られてしまうのうがった見方かなと思ってしまうものですから、あそこはテナントありますよね。テナント料がどれくらい入ってきて、指定管理料がどれくらい出るから、町は差し引きこれくらいの手出しなのだよと、その辺からの説明もあれば、少し私らも正しい理解できるのかなと思いますので、分かる範囲で結構ですから、大ざっぱに町はこれくらい年間手出ししていますよというものがあれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） では、まず現在施設に入居しているテナントにつきましては、飲食ブース、あとコインランドリーも含めてですが、7者ということになります。あと、東側にあります貸し事務所につきましては、こちらと同じく7者ということになります。そちらの使用料と、あと共用部において、土日等で携帯電話会社なんかも使っていますので、そういうものを含めると、年間

約4,500万円の収入があります。

次に、支出ですが、指定管理料も含めましてですが、全体的に町でさくらモールに係る費用が約6,500万円ということで、現在約2,000万円ほどは町の単費ということで支出をさせていただいております。

あと、申し訳ありません、今回同意をいただいた後ですが、いただけた場合なのですが、提示をいただいています4,950万円については、改めて契約前に見積りを出していただくことになっております。その中で、先ほど申し上げた業務の内容等についてもさらに精査をして、金額等についても確認をさせていただくということですので、できるだけ施設管理について経費削減できるような努力はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今のやり取りの中で、1点確認したいのですけれども、プロポーザルの中に集客のイベントという項目がありました。それから、収入の、貸出しのところで、NTTとかいろんなところが使っていると思うのですけれども、そこから使用料が入っているという説明がありました。さくらモールは、いろんな人が足を運ぶ拠点なので、ただ買物ができれば良いという状態ではなくなっている。ということは、大和リースが自分たちの力で集客のためイベントの提案をしていく必要があると思うのですが、大和リースからこの集客のイベントのところの提案というのは具体的にプロポーザルで出てきているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 集客の提案につきましては、これまでも実施はしておりますが、例えば町内での夏祭りとかえびす講市が近くで行われていますので、その日に合わせた抽せん会の実施とか、そういうものを実施しております。

あと、提案の中で、飲食ブースのところのテーブルのところで、お昼が終わった後にお仕事をされているような方もかなりおります、パソコンを出して。そういう方の対応ということで、簡易な作業ができるようなスペースを準備してみたいというような提案もいただいております。町としても、これまでは共用スペースというのを有効に利用してこなかったというようなこともありますが、今後は積極的に、現在ですとキッチンカーなんかを入れてやっていますけれども、そういうものをどんどん入れて、足を運んでもらって、一緒に買物もしてもらおうという体制を取っていきたいと考えておりますので、今後いろいろとアイデア等をいただければと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） あそこは、一番大きなのが食べるということですがけれども、食べる以外のもの

ものもあります。ただ、今キッチンカーも入れたいという話が出ているのですけれども、以前いろんなものがあの広大な駐車場を使ってやりたいといったときに、結構高額な土地の使用料を取っているようなのです。例えばキッチンカーを入れました、1時間何千円ですというような形でやるのであれば、それはただ単に管理者側の収入を得るためのイベントであって、そうではなくて、自分たちが自ら指定管理を受けているのですから、その人たちが自らで集客をするというような形を考えていかなければ人は集まってこないと思うのです。先ほどの2,000万円の中に借地代が入っているのかどうかは分かりませんが、やはりそういう状態で土地を使っているわけで、有効に土地を使って人を集めていくということも必要になってきているのだと思うのですけれども、その辺は大和リースからちゃんと提案はあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 大和リースにつきましては、先ほど申し上げましたように、共用スペースでのイベント等の実施については提案をいただいております。現在キッチンカー等のやり取りにつきましては、町が窓口でやっている状況もありますので、今後はその辺につきましても、指定管理者のほうで自ら集客のために連れてくるといったようなことを今後はやっていただくようなことで協議を進めていきたいと考えております。

あと、使用料が高いというようなお話がありました。議会からも、地元の方がやりたいのだけれども、なかなか売上げに見合うものではないということでご指摘を受けておりました。その点につきましては、現在条件をつけてですが、観光協会、商工会の加盟の方につきましては、4月から、今まだ金額は確定しておりませんが、内規の中で1日2,000円から3,000円程度の料金をいただいて実施していただけないかということをございます。既存の条例の額よりはかなり安い設定をしておりますが、そちらについても、決定前にご相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） いろんな形で進めていただいてありがとうございます。今は多分さくらモールに必要な土地は全て大和リースに管理させていると思うのですけれども、残念なことにあの駐車場が買物客で全て駐車場が埋まるというのはなかなか発生する機会が少ないように感じます。そう考えていったら、ある一定のエリアはさくらモールの駐車場というところの範疇から外して、町がもう何に使ってもいいといういわゆる公園のようなフリースペースや、イベント広場とか、そういうような形でさくらモールの管理下からある一定の範囲を外すということで、そこで自由にいろんなイベントができるというような考えもあろうかと思うのです。そういう考えが管理者の大和リースから出てこないのであれば、そういうこともしながら人を集めていく、いろんな人がここに来るというようなことを考えていくのも必要かなと思っております。町の活性化のためにはやっぱり人が来ないと、商売も含めていろんなことが成り立たないので、そういうことも検討していただければと思うので

すけれども、いかがなのでしょう。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ご意見をいただきまして、ありがとうございます。確かにあれだけの広大な土地でございますので、いろいろと有効活用を考えていかなければならないと思います。ただ一方で、大規模小売店舗立地法の縛りによりまして、一定の駐車場の確保ということもありますので、一時的なイベント等の開催は可能ですが、そこを1年間ずっとイベントスペースとして確保するということは難しいと考えております。一応あの土地の活用ということで、定期的に指定管理者とは協議しまして、人が集まるようなイベントの仕掛け、そういうものを実施はしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。今回この議案第11号で、指定管理者の指定について同意を求めるといことなのですが、先ほど7番議員からもありましたように、常任委員会でも特に説明なく、全協でも特に説明ない状況で、これだけの資料、金額も予算書を見れば金額分かるでしょうという話なのかもしれませんが、ちょっと説明の資料等々不足していると思うのですが、その辺りのお考えはいかがですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 繰り返しになりますが、委員会の席で議案の説明について、詳細な説明ができなかったことについては申し訳ありませんでした。委員会の資料につきましては、執行状況の中で議案を出しますよというようなことの表記だけになってしまいましたので、今後は議案についてはしっかりとその他の説明として資料等を準備して、丁寧な説明に努めていきたいと思ひます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 常任委員会もそうなのですが、この場で同じ常任委員会ではないところもありますので、やっぱり金額であるとか内容であるとかというのは、ご説明資料として用意していただかないとなかなか判断つかないのかなと思ひますので、今後そういった形でご対応いただけますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。しっかりと議員の皆様にも内容を理解いただいて議案を上げるということが大切だと思ひますので、今後両委員会の説明になるか全員協議会の説明になると思ひますが、しっかりと資料を作って説明をさせていただきます。よろしく願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。  
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 富岡町複合商業施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時25分まで休議いたします。

休 議 （午前10時10分）

---

再 開 （午前10時23分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第12号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） おはようございます。それでは、議案第12号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、富岡町公の施設である富岡町社会体育施設の管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により同意を求めるものであります。

まず、指定管理者の選定に当たっては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、令和5年1月11日より2月10日まで1か月間にわたり公募による募集を行った結果、2者の申請がありました。2月14日にプロポーザルを実施し、その後、選定委員会において総合的な審査を行った結果、住所、福島県双葉郡富岡町小浜481番地、団体名、公益財団法人富岡町さくら文化・スポーツ振興公社、代表理事、堀川章仁を予定候補者として選定したものです。

指定管理者として指定する期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

また、同団体の選定の理由につきましては、安定的な経営姿勢、安全管理、施設の効用の最大限発揮など9項目の評価基準において効果的、効率的な管理運営による住民サービスの向上が図れるものと評価されたものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 質疑の内容ではないのですけれども、議案書の団体名が公益社団法人となっているのですけれども、今課長の説明で公益財団法人とあったのですけれども、どちらがあれなのでしょう。そして、間違っているのであれば、どちらか訂正をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 申し訳ございません。私の今の説明が間違いでございました。正しくは、公益社団法人富岡町さくら文化・スポーツ振興公社でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 先ほどと一緒にのですけれども、同意を求めるということなのですが、金額や指定管理の内容などをご説明いただければと思います。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 指定管理につきましては、こちら富岡町の社会体育施設、総合スポーツセンター、総合グラウンド、下郡山の運動場等の指定管理をお願いするようになります。こちらにつきましては、債務負担行為で年間1億3,000万円の金額を計上させていただいております。今後見積書を見ながら金額も検討して、こちらは同意をいただいた後、そういった形で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 富岡町社会体育施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第13号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、歳入においては福島再生加速化交付金など各種交付金等の交付状況を踏まえ、また歳出においては各種事務事業の進捗状況により事務事業費の整理を行うものであり、加えて今年度末において原子力事故損害賠償金約22億円の収入を見込むことができたことから、歳入においてこの収入を雑入に計上するとともに、歳出予算においてはこれを町勢振興基金へ積み立てるために基金積立金として計上することとして、既定の予算に歳入歳出それぞれ19億5,571万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億6,126万1,000円とするものでございます。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正で令和4年度一般会計補正予算（第7号）の概要を申し上げます。初めに、歳入について申し上げます。予算書2ページ、3ページをお開きください。第1款町税2,336万7,000円の増額は、収入実績に基づく収入見込みにより、第1項町民税において1,902万7,000円の増、第2項固定資産税において210万6,000円の減、第3項軽自動車税において55万2,000円の増、第4項町たばこ税において589万4,000円の増とすることによるものでございます。

第2款地方譲与税190万円の増額は、収入実績に基づく収入見込みにより第1項地方揮発油譲与税において100万円の増、第2項自動車重量譲与税において250万円の増、第3項森林環境譲与税において160万円の減とすることによるものでございます。

第3款利子割交付金、第1項利子割交付金は16万円の減額、第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金は900万円の増額、第7款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金3,200万円の減額、第8款自動車税環境性能割交付金、第1項自動車税環境性能割交付金は215万円の減額、これらにつきましては、収入実績に基づく収入見込みによりそれぞれ増減をするものでございます。

第9款地方特例交付金70万3,000円の増額は、第1項地方特例交付金において70万4,000円の増、第2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金において1,000円の減とすることによるものでございます。

第10款地方交付税4億7,466万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策や原油高騰などに伴う社会経済情勢の影響などからの行政需要の増加等を踏まえて普通交付税交付額が増となったもの

であり、今年度において約10億3,600万円の普通交付税の交付を見込むことができたことによるものでございます。

第12款分担金及び負担金490万3,000円の増額は、第1項分担金において1,000円の減、第2項負担金において490万4,000円の増によるものでございます。

第13款使用料及び手数料411万4,000円の増額は、第1項使用料において449万4,000円の増、第2項手数料において38万円の減とすることによるものでございます。

第14款国庫支出金4億9,303万3,000円の減額は、第1項国庫負担金において、児童手当負担金や新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金が減となるなどして3,219万4,000円の減、第2項国庫補助金において、非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金、生活支援臨時特別事業費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金などの実績に基づく減や再生加速化交付金、被災者支援総合交付金などの事業費の精査確定に伴う減などによって2億3,866万8,000円の減、第3項国庫委託金において、個人番号カード交付事務費補助金が増となる一方で福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金や福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金が事業費の精査確定に伴う減などによって2億2,217万1,000円の減となったことによるものでございます。

第15款県支出金5,371万8,000円の減額は、第1項県負担金において、児童手当負担金の減などにより590万5,000円の減、第2項県補助金において、営農再開支援事業補助金や避難地域復興拠点推進交付金の活用事業による事業費の精査確定に伴う減などにより4,042万円の減、第3項県委託金において、選挙事務費の整理確定に伴い福島県議会議員補欠選挙委託金や参議院議員通常選挙委託金が減となるなどして739万3,000円の減となったことによるものでございます。

第16款財産収入2,815万8,000円の増額は、第1項財産運用収入において土地、建物貸付収入などの実績に基づき425万5,000円の増、第2項財産売払収入において、防災林造成事業における町有地の売払実績などから2,390万3,000円の増となったことによるものでございます。

第17款寄附金1,202万8,000円の増額は、一般寄附金、ふるさと納税寄附金、災害寄附金のそれぞれの寄附受納実績によるものでございます。

第18款繰入金2億7,480万3,000円の減額は、第1項特別会計繰入金において161万1,000円の増、第2項基金繰入金において、各種基金の充当事業費の精査確定などにより2億7,641万4,000円の減とすることによるものでございます。

第20款諸収入22億5,774万2,000円の増額は、第1項延滞金、加算金及び過料において58万3,000円の増、第3項貸付金元利収入において4万1,000円の増、第4項雑入において、原子力事故損害賠償金22億4,502万8,000円の収入を見込むほか、ふるさと帰還通行カード事務費1,000万円の収入を見込むことなどによる22億5,711万8,000円の増となるものでございます。

第21款町債は、福島県災害援護資金貸付金の実績がないことから、500万円の皆減とするものでございます。

これらにより歳入において、19億5,571万8,000円の増額補正とするものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。4ページ、5ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費は、議会活動費の精査により572万8,000円を減額するものでございます。

第2款総務費28億2,619万2,000円の増額は、第1項総務管理費において職員給与費や各種事務事業費の整理によっておおむねの費目において減額方向の予算補正となる一方で、事業完了に伴う事業費の精算による国庫支出金返還金の発生や原子力事故損害賠償金を町勢振興基金へ積み立てるための積立金の計上などで28億4,077万7,000円の増、第2項徴税費において422万1,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において453万5,000円の減、第4項選挙費において517万1,000円の減、第5項統計調査費において50万6,000円の減、第6項監査委員費において15万2,000円の減とすることによるものでございます。

第3款民生費1億4,281万1,000円の減額は、第1項社会福祉費において非課税世帯等臨時特別給付金事業費、住民税非課税世帯原油物価高騰等対策助成事業費、生活支援臨時特別事業費などの実績に基づき減額するなどして8,976万1,000円の減、第2項児童福祉費において児童手当支給事業費や子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費などを実績に基づき減額するなどして3,520万2,000円の減、第3項災害救助費において、災害弔慰金の支給実績に伴う東日本大震災救助費の減などにより1,784万8,000円の減とすることによるものでございます。

第4款衛生費1億5,806万6,000円の減額は、第1項保健衛生費において、予防接種事業費や環境衛生事業費が減額となるなどして5,364万6,000円の減、第3項上水道費において富岡北系配水管整備事業の今年度事業内容の整理などにより1億442万円の減とすることによるものでございます。

第5款労働費、第1項労働諸費は事業費の整理により13万9,000円の減額。

第6款農林水産業費2億6,871万5,000円の減額は、第1項農業費において営農再開支援事業費、農業復興対策事業費、被災地域農業復興総合支援事業費や営農再開支援水利施設等保全事業費などにおいて事業の進捗や実績などを踏まえた事業費の整理、調整により2億6,613万7,000円の減、第2項林業費において190万2,000円の減、第3項水産業費において67万6,000円の減とすることによるものであります。

第7款商工費、第1項商工費2,496万5,000円の減額は商業拠点施設整備事業費や桜保全事業費などの減額によるものであります。

第8款土木費8,336万9,000円の減額は、第1項土木管理費において7万9,000円の減、第2項道路橋梁費において道路維持管理事業費や道路新設改良事業費の減額により2,557万7,000円の減、第3項河川費において15万5,000円の減、第4項都市計画費において公共下水道事業特別会計繰出金の減額などにより3,143万1,000円の減、第5項住宅費において、新田団地機能回復工事費などの進捗に伴う精査、整理により2,612万7,000円の減とすることによるものでございます。

第9款消防費、第1項消防費1億3,092万8,000円の減額は、事業の進捗に伴う事業費の整理、調整

により富岡防犯防火パトロール事業費や防災事務諸経費などが減となったことによるものでございます。

第10款教育費5,315万7,000円の減額は、第1項教育総務費において教育委員会事務局諸経費などが減額となり1,366万6,000円の減、第2項小学校費において81万8,000円の減、第3項中学校費において350万8,000円の減、第4項幼稚園費において380万2,000円の減、第5項社会教育費において文化交流センター施設管理費、アーカイブミュージアム事業費や放課後児童クラブ費などの減により2,978万8,000円の減、第6項保健体育費において157万5,000円の減となったことによるものでございます。

第11款災害復旧費259万4,000円の減額は、第1項農林水産施設災害復旧費において3,000円の減、第2項公共土木施設災害復旧費において259万1,000円の減となったことによるものです。

また、第12款公債費、第1項公債費、第13款諸支出金、第1項普通財産取得費につきましては、予算の調整によりそれぞれ1,000円を減額しております。

これらにより歳出において19億5,571万8,000円の増額補正となったものでございます。

次に、第2表、繰越明許費補正について説明をいたします。6ページを御覧ください。第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍情報システム事業442万2,000円、第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業773万円、第7款商工費、第1項商工費、事業名、中小企業等支援事業318万8,000円、第9款消防費、第1項消防費、事業名、消防施設維持補修事業、水槽付ポンプ自動車の購入になりますけれども、これが5,474万7,000円、同款同項事業名、防災事業、これにつきましては防災パンフレットの改訂になります。防災事業451万3,000円、これらにつきましては、繰越明許費を新たに追加設定するものでございます。

また、第4款衛生費、第3項上水道費、事業名、富岡北系配水管整備事業につきましては、繰越明許費の額を3億3,851万円から2億2,264万8,000円と変更するものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正について説明を申し上げます。7ページをお開きください。防災備蓄倉庫機械警備業務委託について、期間を令和5年度として限度額を89万8,000円、防犯カメラ及びシステムリースについて、期間を令和5年度として限度額を9,593万5,000円と、それぞれ債務負担行為の設定をするものでございます。

以上が令和4年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きいただきたいと思います。では、12、13ページありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 歳出に入ります。44、45ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 46、47ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 48、49ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 50、51ページ、ありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 52、53ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 54、55ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 56、57ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 58、59ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 60、61ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 62、63ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 64、65ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 66、67ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 68、69ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 70、71ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 72、73ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 74、75ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 92、93ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 93ページの21区分の005の有害鳥獣捕獲報奨金119万6,000円の減ということで、そんなに大きな減額ではないのですけれども、町内見渡していると大分減っているように思うのですけれども、この段階で減額したということは、あと何週間かでもうそんなに使わないということなのかなと思うのですけれども、どのぐらい減ってきているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、議員おっしゃるとおり本年度については、かなりイノシシの捕獲数について減っております。町が実施しております捕獲につきましては、今年度につきまして、捕獲頭数がイノシシが14頭、小動物が74頭ということで、前年比でございますが、イノシシがマイナスの92頭、小動物は増えておりまして、9頭増えているということでございます。予算につきましても、ある程度活動日数を見込んで、残りについては減額をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 本当に減ってきていて、一生懸命鳥獣の捕獲を実施する人たちにやっていただいた結果かなと思います。小動物の関係なのですけれども、タヌキは大きな危害がないので入っていないのでしょうか。最近タヌキが堂々と町なかを夜歩く姿が若干増えてきたのですけれども、その

辺はどうお考えでしょう。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 捕獲につきましては、小動物にタヌキも含んでおります。ハクビシン、あとアライグマ等が実績としては捕獲されてくることもありますので、なっております。全体的にはなのですが、イノシシは豚熱で減少しているというような傾向があったのですが、小動物については家屋の解体等が進んできているということで、すみかがなくなってきたということで捕獲が増えているのではないかというような想定をしているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 92、93ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 96、97ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 98、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 100、101ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 104、105ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 106、107ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） さっき大きな減額なのに、説明がなかったのですけれども、2番の非常備消防費の002の委託料が、これ1億2,630万4,000円だと、請け差で1億円の減額なので、説明お願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご説明いたします。

こちらのパトロール事業費ですが、現在パトロールの委託、24時間のパトロールをするために民間事業者へ委託しております。こちらの委託業務なのですが、業務の特殊性から、予算を取らせていただく際に事業者からの見積りを参考に予算を組んでございます。実際のところ請け差がこの業界かなり出まして、実質は請け差でございます。請け差なのですが、拠点の解除に備えまして、緊急で警備

をするかもしれないということで、今まで持たせていただいております。今後も入札の結果いかんでは大きな請け差になるかとは思いますが、その際は適宜補正で対応させていただきたいと思います。今回は、そういった絡みで最後まで持たせていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、108、109ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 114、115ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 116、117ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 118、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 120、121ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 131ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 136、137ページでありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 1点ほど、コロナワクチンに対してのこれからの接種、国では65歳以上はまた負担なしで接種したりできるような形には言われているのですが、今年度中についてのこれからの方向性というのはどういう形になるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

今年度につきましては、ほぼほぼ接種の機会が終了しているものと考えておりまして、今年3月31日までの分についてはそういった考え方でございます。

令和5年度、4月以降につきましては、国から現在示されているのが秋以降に全国民対象という形で1回接種、それに先立って高齢者または基礎疾患のある、重症化リスクのある方に対して春から夏に向けて1回接種ということで国から示されております。現在実施に向けて、まだ詳細な実施方法について示されておりませんが、速やかに接種ができるように準備を整えているというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 令和4年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第14号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、国、県支出金の交付見込みや額確定などに伴い、既定の予算から歳入歳出それぞれ5,708万円を減額し、歳入歳出の総額を24億9,486万1,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。141ページを御覧ください。第1款第1項国民健康保険税86万4,000円の減額及び第2款使用料及び手数料、第1項手数料4,000円の増額は、国民健康保険税及び督促手数料の徴収実績によるものでございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金295万7,000円の減額は、交付額決定により災害臨時特例補助金が減額されることによるものでございます。

第4款県支出金、第1項県補助金5,055万1,000円の減額は、交付見込額の精査により、普通交付金5,328万4,000円の減額、特別交付金において所要額の増に伴い特別調整交付金や県2号繰入金など395万5,000円が増額となる一方、交付額決定により保険者努力支援分110万6,000円が減額になることなどによるものでございます。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金398万4,000円の減額は、職員給与費等繰入金314万4,000円、出産育児一時金繰入金84万円の減額によるものでございます。

第8款諸収入127万2,000円の増額は、第1項延滞金、加算金及び過料において、徴収実績等により延滞金51万6,000円を増額する一方、第3項雑入において国民健康保険法64条及び65条による納付金等により75万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上により、歳入合計5,708万円の減額補正となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。142ページを御覧ください。第1款総務費118万7,000円の減額は、事務事業の精査により、第1項総務管理費において109万5,000円、第3項運営協議会費において5万2,000円、第4項趣旨普及費において4万円をそれぞれ減額することによるものでございます。

第2款保険給付費2,124万1,000円の増額は、第1項療養諸費において2,260万4,000円を増額する一方、給付の実績により第2項高額療養費10万2,000円、第3項移送費1,000円、第4項出産育児諸費126万円をそれぞれ減額するものでございます。なお、第6項傷病手当金につきましては、財源の更正によるものであり、予算額の変更はございません。

第3款保健事業費349万7,000円の減額は、第1項特定健康診査等事業費において、特定健診委託事業の完了による不用額279万8,000円、第2項保健事業費において健康保持増進教育事業や医療費適正

化対策事業費等の不用額69万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金2,000円の減額は、退職被保険者等保険税過年度分還付金及び還付加算金をそれぞれ1,000円ずつ減額するものでございます。

第7款予備費、第1項予備費において、財源調整のため7,363万5,000円を減額し、歳出合計5,708万円を減額補正とするものであり、補正後の歳入歳出の総額を24億9,486万1,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。146ページをお開きください。146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 148、149ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 150、151ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。152、153ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 154、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 158、159ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 160、161ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 164、165ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第15号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,034万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,680万1,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。169ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項負担金2,000円の減額は、存目整理により汚泥処理負担金1,000円及び受益者負担金滞納繰越分1,000円をそれぞれ減額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料297万8,000円の増額は、収入実績により公共下水道使用料280万円の増及び下水道使用料滞納繰越分17万8,000円の増によるものです。第2項手数料1,000円の減額は、存目整理により督促手数料1,000円を減額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金69万5,000円の増額は、交付額の決定により公共下水道事業補助金（一般分）69万5,000円を増額するものです。

第4款繰入金、第1項繰入金は歳入歳出予算調整により2,417万8,000円を減額するものです。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料は、存目整理により延滞金1,000円を減額するものです。第3項雑入16万8,000円の増額は、存目整理による雑入1,000円の減、収入実績による工事指定店登録料16万9,000円の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。170ページを御覧ください。第1項事業費、第1項下水道事業費2,034万1,000円の減額は、事業費精査による公共下水道事業消費税399万1,000円の減や処理場

維持工事費100万円の減などにより公共下水道維持管理費が557万3,000円の減、管渠調査設計委託料300万円の減や管渠工事費400万円の減により公共下水道整備事業費が700万円の減、災害復旧工事費500万円の減や調査設計委託料162万円の減などにより、公共下水道災害復旧事業費が762万円の減となったことによるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。174ページから183ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第16号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ534万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,513万円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。187ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項分担金1,000円の減額は存目整理により受益者分担金滞納繰越分1,000円を減額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料53万6,000円の増額は、収入実績による農業集落排水施設下水道使用料53万円の増及び下水道使用料滞納繰越分6,000円の増によるものです。第2項手数料1,000円の減額は、存目整理により督促手数料1,000円を減額するものです。

第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算調整により587万4,000円を減額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。188ページを御覧ください。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費534万2,000円の減額は、事業費精査による管渠維持工事費150万円の減などにより集落排水維持管理費が204万2,000円の減、それぞれ調査設計委託料の減により農業集落排水事業費100万円の減及び集落排水災害復旧事業費230万円の減となったことによるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。192ページから197ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第17号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ812万7,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。201ページを御覧ください。第1款繰入金、第1項繰入金は歳入歳出予算調整により33万7,000円を減額するものです。

第3款諸収入、第2項雑入34万円の減額は、額確定による清算金収入34万円の減によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。202ページを御覧ください。第1款事業費、第1項事業費67万7,000円の減額は、事務事業費精査により土地区画整理事業整備費41万円の減、給与費26万7,000円の減によるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。206ページから213ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第18号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、令和4年度国、県支出金等の交付見込額の減などにより、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1,353万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億1,182万9,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。217ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料では、保険料収入の確定により175万1,000円を増額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料では、督促手数料の確定により1,000円を増額するものです。

第3款国庫支出金における777万7,000円の減額は、交付の見込みにより、第1項国庫負担金において、介護給付費負担金で118万2,000円の減、第2項国庫補助金において、調整交付金や介護予防事業、地域支援事業交付金など659万5,000円の減によるものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金では、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金の減により246万8,000円を減額するものです。

第5款県支出金による133万2,000円の減額は、第1項県負担金において、介護給付費負担金で73万9,000円の減、第2項県補助金において、介護予防事業、地域支援事業交付金で59万3,000円の減によるものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金では、一般会計繰入金で介護給付費繰入金や職員給与費等繰入金、地域支援事業繰入金など合わせて530万9,000円を減額するものです。

第9款諸収入、第2項雑入では、双葉地方介護認定審査会精算金の確定による増などにより160万円を増額するものです。

以上のことから、歳入において1,353万4,000円を減額補正し、歳入予算総額を17億1,182万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。218ページを御覧ください。第1款総務費の393万7,000円の減額は、第1項総務管理費で、職員、会計年度任用職員の給与費の精査などにより208万6,000円の減額、第2項徴収費では、預金調査手数料として4,000円を増額するもの、第3項運営協議会費では、事業確定による委員報酬、費用弁償の6万9,000円の減額。第4項介護認定審査会費では、認定調査件数の減によりかかりつけ医意見書手数料、認定調査業務委託料など178万6,000円の減額をしたことによるものです。

第2款保険給付費659万5,000円の減額は、感染症による利用控えがある状況において、各種サービ

スの給付実績の精査によるものです。第1項介護サービス等諸費では、居宅介護に係る9つのサービスで529万2,000円の減、第2項介護予防サービス等諸費では、介護予防に係る8つのサービスで91万6,000円の減、第3項その他の諸費では審査支払手数料で2万8,000円の減、第4項高額介護サービス等費では25万3,000円の減、第5項特定入所者介護サービス等費では、特定入所に係る4つのサービスで3万円の減、第6項高額医療合算介護サービス等費では、現在まで対象者がいないため、7万6,000円を減としたことによるものです。

第3款地域支援事業費429万7,000円の減額は、第1項介護予防事業費において、通所施設の利用の減などによる287万9,000円の減、第2項包括的支援事業費において成年後見制度利用者が少なかったことや各種包括的支援事業の完了、精査に伴う141万1,000円の減によるものです。

第4款第1項基金積立金では、介護給付費準備基金積立金において112万5,000円を減額するものですが、これは歳入において、国、県交付金などの減額分の調整により、積立予定金額が減少となるものであります。

第5款諸支出金242万円の減額は、第1項償還金及び還付加算金において、事業実績の訂正による国庫支出金の増により80万9,000円の増となり、第2項繰出金においては、令和3年度双葉地方広域介護認定審査会負担金の精算金として増となった161万1,000円を一般会計繰出金としたことによるものです。

以上のことから、歳出において1,353万4,000円を減額補正し、歳出予算総額を17億1,182万9,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。222ページをお開きください。222、223ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 224、225ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 226、227ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。228、229ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 230、231ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 232、233ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 234、235ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 236、237ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 238、239ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 240、241ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 242、243ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 244、245ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 248、249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 252ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とい

たします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第19号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料の収入実績や見込み、一般会計繰入金及び事務事業の精査などにより歳入歳出それぞれ431万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を6,275万8,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。255ページを御覧ください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料42万6,000円の減額は、保険料の収入実績や見込みによるものでございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金197万2,000円の減額は、健康診査事業の完了等による事務費繰入金103万2,000円、額確定による保険基盤安定繰入金94万円をそれぞれ減額することによるものでございます。

第4款繰越金、第1項繰越金1,000円の減額は、繰越金の端数調整によるものでございます。

第5款諸収入、第4項雑入191万6,000円の減額は、広域連合補助金の決定等によるものであり、以上により431万5,000円の減額補正となるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。256ページを御覧ください。第1款総務費294万8,000円の減額は、事業の完了及び事務事業の精査により第1項総務管理費において283万2,000円、第2項徴収費において11万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金136万6,000円の減額は、保険料の収入見込み及び保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

第4款第1項予備費において、財源調整のため1,000円を減額し、歳出合計431万5,000円の減額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を6,275万8,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。260ページから265ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第20号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、利用実績の精査によるものであり、歳入歳出それぞれ49万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を889万6,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。269ページを御覧ください。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金では、予防支援サービス計画費収入金の減により45万8,000円を減額するものです。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金では、会計年度任用職員給与費の減により3万8,000円を減額するものです。

以上のことから、歳入において49万6,000円を減額補正し、歳入予算総額を889万6,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。270ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス事業費の49万6,000円の減額は、サービス計画の作成委託件数の減に伴う委託料45万8,000円の減及び会計年度任用職員給与費3万8,000円の減によるものです。

以上のことから、歳出において49万6,000円を減額補正し、歳出予算総額を889万6,000円とするものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。274ページから279ページまで  
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決  
いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、来週14日午前9時より会議を開きますが、13日は  
中学校の卒業式ですので、よろしく出席の方お願いしておきます。

これにて散会いたします。

散 会 （午前11時48分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 佐 藤 教 宏

議 員 佐 藤 啓 憲

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 令和5年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和5年3月14日（火）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第21号 令和5年度富岡町一般会計予算

議案第22号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第23号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第24号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第25号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第26号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（10名）

1番 堀本典明君

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

4番 渡辺正道君

5番 高野匠美君

6番 遠藤一善君

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

9番 渡辺三男君

10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	高 野 剛 君
副 町 長	竹 原 信 也 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
会 計 管 理 者	植 杉 昭 弘 君
参 事 兼 長	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
税 務 課 長	斉 藤 一 宏 君
住 民 課 長	猪 狩 力 君
福 祉 課 長	飯 塚 裕 之 君
健康づくり課長	遠 藤 博 生 君
生活環境課長	杉 本 良 君
産業振興課長	坂 本 隆 広 君
都市整備課長	志 賀 智 秀 君
教育総務課長	猪 狩 直 恵 君
生涯学習課長	佐 藤 邦 春 君
郡 山 支 所 長	黒 澤 真 也 君
いわき支所長	安 倍 敬 子 君
総務課課長補佐 兼 秘 書 係 長	大 和 田 豊 一 君
産 業 振 興 課 長 補 佐	大 森 研 一 君
都 市 整 備 課 長 補 佐 兼 管 理 係 長	佐 藤 美 津 浩 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

参 事 兼 局 長	小 林 元 一
議 会 事 務 局 主 任 兼 庶 務 係 長	杉 本 亜 季

議 会 事 務 局  
庶 務 係 主 査

黒 木 裕 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回富岡町議会定例会6日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 渡 辺 正 道 君

5番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第21号 令和5年度富岡町一般会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) おはようございます。毎度のことで恐縮しますが、当初予算でございますので、少々長めの説明となりますことをご了解いただきたいと思います。

それでは、議案第21号 令和5年度富岡町一般会計予算の内容についてご説明申し上げます。令和5年度当初予算は、令和4年度と同様に、需要と供給を高め、地域経済を好循環させる農業、産業の育成、人が人を呼び込む流れを町内に築き、その広がりをもって地域全体のにぎわいを形づくる帰還と移住の促進、自ら考え、行動し、進んで楽しく学ぶ子供を地域で育てる子供たちの環境づくりを取り組み方針として生活に直結する予算をしっかりと確保するとともに、取り組み方針に関連する事業

へ予算を重点的に配分することと編成をいたしました。令和5年度予算は、復興再生の歩みを停滞させないよう、各種事業を継続させつつも、最少の費用で最大の効果を得ることを念頭に、細部にわたり調整に努めた結果、歳入歳出予算の総額を対前年度比7億6,225万5,000円、率にいたしまして5.64%増の142億8,730万1,000円といたしました。歳出総額に対する財源につきましては、歳入総額の41.2%が国県支出金、町税及び各種交付金が31.8%、繰入金、その他が27.0%となっており、不足財源の補填につきましては、財政調整基金から8億954万7,000円を繰入れし、予算の編成を行ったところでございます。

それでは、第1表、歳入歳出予算について説明をいたします。3ページをお開きください。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税23億2,872万4,000円につきましては、原油高に端を発する諸物価の高騰や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会生活の停滞などの影響により法人町民税の減収を見込むことや、除染解体事業による家屋の滅失が増加していることを踏まえて固定資産税の減少を見込むことなどから、前年度と比較いたしまして5,537万5,000円、率にいたしまして2.3%の減となっております。主な内容といたしましては、第1項町民税において前年度比2,402万2,000円減の7億6,642万6,000円の計上、第2項固定資産税において前年度比3,687万2,000円減の14億6,532万8,000円の計上、第3項軽自動車税において、対前年度比121万9,000円増の2,307万円の計上、第4項町たばこ税において、前年度比430万円増の7,390万円の計上となっております。

第2款地方譲与税につきましては、第1項地方揮発油譲与税において前年度比30万円減の1,430万円の計上、第2項自動車重量譲与税において、前年度比70万円減の4,200万円の計上、第3項森林環境譲与税において、前年度比160万円減の890万円の計上となり、地方譲与税の総額において、前年度と比較して260万円、率にいたしまして3.8%減の6,520万円となっております。

第3款利子割交付金につきましては、前年度と比較し9万円、12.7%減の62万円、第4款配当割交付金につきましては、前年度と比較し2万円、0.8%増の255万円、第5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と比較し3万円、2.3%増の131万円、第6款法人事業税交付金につきましては、前年度と比較し430万円、11.9%増の4,030万円、第7款地方消費税交付金につきましては、前年度と比較し549万円、1.7%減の3億960万円、第8款自動車税環境性能割交付金につきましては、前年度と比較し251万円、39.8%減の380万円、第9款地方特例交付金につきましては、前年度と比較し2万1,000円、0.4%減の490万円とそれぞれ見込みにより計上をいたしました。

第10款地方交付税につきましては、普通交付税6億9,726万円、特別交付税5,000万円、震災復興特別交付税10億9,976万円を見込みにより計上し、地方交付税の総額において、前年度と比較し48万円、率にいたしまして0.03%増の18億4,702万円といたしております。

おめくりいただき、4ページ、5ページを御覧ください。第11款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と比較し2万4,000円、率にいたしまして3.8%減の60万円、第12款分担金及び負担金につきましては、福島県の防火水槽移転補償負担金を計上することなどにより、前年度と比較し542万

7,000円、率にいたしまして24.2%増の2,781万9,000円とそれぞれ計上をいたしております。

第13款使用料及び手数料につきましては、第1項使用料において、さくらモール、各町営住宅や文化交流センターの使用料などを見込むことにより、前年度比475万4,000円増の9,584万9,000円と計上、第2項手数料において各種証明書等の交付手数料などの見込みにより、前年度比75万3,000円増の608万6,000円と計上いたし、使用料及び手数料の総額において、前年度と比較し550万7,000円、率にいたしまして5.7%増の1億193万5,000円といたしております。

第14款国庫支出金につきましては、第1項国庫負担金において、自立支援給付費負担金や児童手当負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金などを計上しており、前年度比1,706万3,000円減の3億1,668万6,000円の計上、第2項国庫補助金において、福島再生加速化交付金や被災者支援総合交付金、電源立地地域対策交付金や原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、また新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金などの交付等を見込む一方で、総務費国庫補助金や消防費国庫補助金などが皆減したことにより、前年度比4,964万7,000円減の31億6,282万1,000円の計上、第3項国庫委託金において、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金や福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金などの収入を見込むことにより、前年度比2億7,356万5,000円増の14億2,527万円の計上、これらによりまして国庫支出金の総額において前年度と比較し2億685万5,000円、率にいたしまして4.4%増の49億477万7,000円といたしております。

第15款県支出金につきましては、第1項県負担金において、保険基盤安定負担金、自立支援給付費負担金や後期高齢者保険基盤安定負担金、また福島県災害弔慰金等負担金などで前年度比2,139万9,000円減の2億2,537万円の計上、第2項県補助金において乳幼児医療費補助金や屋内遊び場確保事業補助金、営農再開支援事業補助金やふくしま森林再生事業補助金、また福島県事業再開・帰還促進事業交付金や避難地域復興拠点推進交付金などの収入の見込みがある一方で、事業の進捗により農林水産業補助金や避難地域復興拠点推進交付金などが減となるなどして、前年度比1億3,822万4,000円減の7億2,114万4,000円の計上、第3項県委託金において、県民税徴収取扱交付金などの交付を見込む一方で、予定される選挙によって選挙費委託金が減となるなどして前年度比2,428万4,000円減の3,438万5,000円の計上、これらによりまして県支出金の総額において、前年度と比較し1億8,390万7,000円、率にいたしまして15.8%減の9億8,089万9,000円といたしております。

第16款財産収入につきましては、第1項財産運用収入において工業団地、産業団地に係る土地貸付収入と各種基金の預金利子や出資配当金を見込むことで前年度比655万6,000円増の6,119万円の計上、第2項財産売却収入において5,000円の存目計上により、財産収入の総額において、前年度と比較し655万6,000円、率にいたしまして12.0%増の6,119万5,000円とし、第17款寄附金につきましては、再生可能エネルギー寄附金やふるさと納税寄附金の本年度実績に基づく見込みなどの計上により前年度と同額の3,400万3,000円といたしております。

第18款繰入金につきましては、第1項特別会計繰入金において、国保会計繰入金など4特別会計繰

入金4,000円を存目計上、第2項基金繰入金において、財政調整基金より歳入歳出予算の調整のため8億954万7,000円の繰入れ計上、町勢振興基金より社会福祉事業補助金、生涯スポーツ振興事業補助金や観光振興事業補助金、また体育施設管理費や学校給食業務委託料、認定こども園給食業務委託料として3億円の繰入れ計上、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金より道路施設安全事業や双葉地方広域市町村圏組合負担金、双葉地方水道企業団負担金として8億1,378万3,000円の繰入れ計上、また福島再生加速化交付金基金や公共施設維持基金などの事業目的基金からの繰入れ計上で前年度比7億7,085万8,000円増の33億7,691万5,000円の計上、これらによりまして、繰入金の総額において前年度と比較し7億7,085万8,000円、率にいたしまして29.6%増の33億7,691万9,000円となっております。

第19款繰越金につきましては、前年度繰越金として前年度同額の5,000万円を計上し、第20款諸収入につきましては、第1項延滞金、加算金及び過料において2,000円の存目計上、第2項町預金利子において前年度同額の2万3,000円を計上、第3項貸付金元利収入において、前年度同額の8,000万1,000円を計上、第4項雑入において、電源地域振興・みらいを描く市町村等支援事業補助金や同みらいを創る市町村等支援事業補助金などの計上により前年度比1,243万8,000円増の6,010万4,000円と計上し、これらによりまして諸収入の総額において前年度と比較して1,223万9,000円、率にいたしまして9.6%増の1億4,013万円といたしております。

第21款町債につきましては、福島県災害援護資金貸付金500万円を前年度同額で計上しております。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。おめくりいただき、6ページ、7ページを御覧ください。第1款議会費につきましては、研修旅費の計上などにより前年度と比較し154万9,000円、率にいたしまして1.8%増の8,646万2,000円の計上といたしております。

第2款総務費につきましては、第1項総務管理費において、一般管理費、文書広報費、財産管理費、電子計算費、会計管理費や支所管理費など基礎経費の計上をするとともに、第三次災害復興計画策定委託料の町づくり活性化事業費への計上や移住・定住推進事業委託料の移住・定住推進事業費への計上、また公共用施設維持運営基金積立金や福島再生加速化交付金基金積立金の計上などにより、前年度比56万7,000円減の28億718万6,000円の計上、第2項徴税费において前年度比779万9,000円減の1億1,012万9,000円の計上、第3項戸籍住民基本台帳費において、高速道路通行カード申請受付業務の委託料を計上することにより前年度比1,106万7,000円増の8,718万2,000円の計上、第4項選挙費において参議院議員通常選挙費や福島県知事選挙費が皆減となる一方で、町議会議員一般選挙費や県議会議員一般選挙費の計上により前年度比567万円増の4,918万6,000円の計上、第5項統計調査費において前年度比17万円減の383万7,000円の計上、第6項監査委員費において前年度比2万5,000円減の83万5,000円の計上、これらによりまして総務費の総額において前年度と比較し817万6,000円、率にいたしまして0.3%減の30億5,835万5,000円の計上といたしております。

第3款民生費につきましては、第1項社会福祉費において福祉計画策定事業や児童発達支援事業に

要する経費、また健康増進センター費へ交流施設整備のための経費を新たに計上するなどの一方で、共生型サポート拠点施設指定管理委託料が年次協定により減額計上となったこと、加えて老人ホーム費が皆減したことにより、前年度比8,261万円減の14億8,583万3,000円の計上、第2項児童福祉費において、前年度比322万1,000円減の2億6,033万2,000円の計上、第3項災害救助費において、昨年3月の福島県沖地震により被害を受けた家屋の公費解体事業における町負担分経費や特定復興再生拠点区域の避難指示解除を踏まえた帰還する方々への支援といたしまして、帰還移転補助金を計上したことなどにより前年度比3,855万7,000円増の1億9,677万3,000円の計上、これらによりまして民生費の総額において前年度と比較し4,727万4,000円、率にいたしまして2.4%減の19億4,293万8,000円の計上といたしております。

第4款衛生費につきましては、第1項保健衛生費において、除草剤の配布に要する費用を増額計上することや、貸出しを目的とする乗用型草刈機の購入費を計上するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費を計上するなどして前年度比719万8,000円増の4億946万6,000円の計上、第2項清掃費において南部衛生センター改修工事の本格着手に伴う双葉地方広域市町村圏組合塵芥処理費負担金が増となるなどして、前年度比1億2,564万5,000円増の2億7,237万9,000円の計上、第3項上水道費において、富岡北系配水管整備に伴う双葉地方水道企業団負担金の増により前年度比4億1,210万8,000円増の4億5,675万8,000円の計上、これらによりまして衛生費の総額において前年度と比較し5億4,495万1,000円、91.8%増の11億3,860万3,000円の計上といたしております。

第5款労働費につきましては、前年度と比較し5万8,000円、率にいたしまして40.8%減の8万4,000円を計上しております。

第6款農林水産業費につきましては、第1項農業費において、タマネギの産地化を目指すことと野菜集出荷施設の整備にしっかりと取り組むために、総合的に農業の再生をしっかりと進めるため、引き続き営農再開支援事業などの各種農業者支援事業を重層的に展開することに加え、農地基盤整備促進事業や営農再開水利施設等保全事業などに取り組むための費用を各事業の進捗状況を勘案し、事業費を精査した上で、前年度比7,592万5,000円減の26億4,654万9,000円と計上、第2項林業費においてふくしま森林再生事業の継続実施などにより今年度からの事業費の繰越しも勘案し、前年度比1億1,505万8,000円減の2億2,391万5,000円と計上、第3項水産業費において前年度比36万3,000円減の158万1,000円の計上、これらによりまして農林水産業費の総額で前年度と比較し1億9,134万6,000円、率にいたしまして6.2%減の28億7,204万5,000円といたしております。

第7款商工費につきましては、新たな産業団地の整備に向けた関連予算を計上するとともに、中小企業等支援事業費、観光振興事業費や桜保全事業費を計上する一方で、さくらモール屋根改修工事の完了による工事費の減などにより、前年度と比較し1億8,103万6,000円、率にいたしまして22.5%減の6億2,433万2,000円としております。

第8款土木費につきましては、第1項土木管理費において前年度比11万円減の223万4,000円の計上、

第2項道路橋梁費において道路照明灯などの修繕整備が進捗したことにより照明灯費が減となるなどして前年度比2,739万円減の4億6,194万5,000円と計上、第3項河川費において前年度比541万2,000円増の3,691万7,000円の計上、第4項都市計画費において夜の森つつみ公園機能回復工事費や下水道処理区統合に伴う蛇谷須浄化センター解体撤去工事費を計上する一方で、夜の森公園機能回復事業や下水道処理区統合に伴う接続管渠整備事業の進捗による工事費の減などで前年度比1億1,815万8,000円減の5億9,708万5,000円と計上、また第5項住宅費において新田団地機能回復工事の完了に伴う工事費の減などにより前年度比3億9,223万9,000円減の5,818万8,000円と計上、これらによりまして土木費の総額で前年度と比較し5億3,248万5,000円、率にいたしまして31.5%減の11億5,636万9,000円といたしております。

第9款消防費につきましては、特定復興再生拠点区域の点拠点並びに線拠点の避難指示解除後の防犯体制強化を図るため、小良ヶ浜地区、深谷地区への入域警備費用を新たに計上したことなどにより、前年度と比較し4億4,701万4,000円、率にいたしまして52.5%増の12億9,915万2,000円といたしております。

第10款教育費につきましては、第1項教育総務費において三春校の閉校に伴う仮設体育館解体工事の完了による工事費の減などにより前年度比8,219万9,000円減の1億7,186万1,000円と計上、第2項小学校費において前年度比301万3,000円増の1,674万円の計上、第3項中学校費において校舎等のバリアフリー工事の進捗などにより、前年度比6,955万3,000円減の5,845万9,000円と計上、第4項幼稚園費において、受電施設の更新工事や侵入防止柵設置工事の完了による工事費の減などにより、前年度比2,762万円減の1億4,250万9,000円と計上、第5項社会教育費において、放課後児童クラブ施設整備費の計上などで前年度比4億842万円増の8億1,540万3,000円と計上、第6項保健体育費において、昨年3月の福島県沖地震により甚大な被害を受けた総合体育館の耐震改修工事費などの計上により前年度比5億683万6,000円増の7億5,213万9,000円と計上、これらによりまして教育費の総額において前年度と比較し7億3,889万7,000円、率にいたしまして60.7%増の19億5,711万1,000円といたしております。

第11款災害復旧費につきましては、第1項農林水産施設災害復旧費において前年度と同様に7,000円の存目計上、第2項公共土木施設災害復旧費において、前年度比1,090万2,000円減の7,131万7,000円の計上、これらによりまして災害復旧費の総額において昨年度と比較し1,090万2,000円、率にいたしまして13.3%減の7,132万4,000円といたしております。

第12款公債費につきましては、前年度と比較し1,523万円、率にいたしまして18.9%減の6,552万6,000円の計上といたしており、内訳は元金が1,451万7,000円減の5,759万9,000円、利子が71万3,000円減の792万7,000円となっております。

第13款予備費につきましては、前年度同額の1,500万円を計上いたしております。

令和5年度当初予算の概要説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きください。12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 所管のところの質問で申し訳ないのですが、前回もちょっと納得いかないの  
で、再度質問いたします。

行政連絡員の経費で、区長報酬、副区長報酬ということで、例年どおり行政区の区長と副区長に出  
ているのですけれども、ここのところずっと同じことを言っているのです申し訳ないのですが、町内の  
コミュニティーの支援についてということで、前回も各課でいろんなことをやっているのですけれど  
も、各課それぞれやる目的が決まっています。ただ、今この根本的な行政区、当然以前の行政区のつ  
ながりをするために区長報酬、副区長報酬をもって以前の行政区のつながりを持っているということ  
に関しては何の異存もございませんが、相変わらず同じ状況できていると。この辺本来であれば、行  
政区は区長と副区長だけではなくて、そのほかにもいろいろあったはずですが。そういうところをうまく  
駆使すれば、町内での行政区の役割、町内に住んでいる人の行政区の役割というのもうまく、少し

ずつではありますが、改善できると思うのですけれども、全く去年と同様の予算計上ということは、町内コミュニティーに関してどういうふうにお考えになった上で、行政区がそのまま例年どおり震災後の状態のまま続けようとしているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 従前からご心配をいただいて、大変ありがたいということや申し訳ないという思いもございしますが、現下の状況において行政区長の皆様、役員の皆様と、今後についてしっかり話をしていくというところにまだとどまっているところでございます。行政区と町内コミュニティーの醸成というところについては、少し切り分けて考える必要があるだろうと思っております。まずは現下の状況においては行政区は行政区としてのこれまでどおり元の行政区民の皆様とつながりをしっかりと保っていただくというのが1つ大きな目的、役割だろうと今思っております。現段階においてはそうではありますが、この先従前のような活動ができるような状態になれば、また別な考えということになるかと思えます。その間において、町内のコミュニティーというところについては、それぞれの所管においてそれぞれの対応をするということになっておりますので、まずは行政区については町外コミュニティーを含めて従前の行政区民の方々とつながりを保っていただくというのが一番大きな役目だにご理解をいただければありがたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） コミュニティーという言葉でごまかしているように思うのですが、各課でやっているコミュニティーは当然それぞれのコミュニティーです。総務課で基本的に行政区が行う地域の集合体というのは全く別問題であって、何度も言うようですが、震災前の行政区を維持するということは、全くもって必要なことです。ただ、それと同時に町内にもある。震災前と同じように戻るかという考えではこの先うまくいくはずがなく、町民のところも、外にいる人のところも、両方成立させて初めて行政区だと思うのです。今の状態では、それができていない。そこを改善することをしていかなかったら、いつまでたっても町内の地域の集まりというか、いわゆる行政区の集合体はうまくいかないと思うのです。その辺は既存の状態をうまく利用してであっても、再度で申し訳ないのですが、区長報酬、副区長報酬だけの状況でなければ、きちっとできていくはずなのです。そこをずるずる、ずるずる。班長をつくるとか、いろんな方法あるかと思うのです。住んでいる人のところをきちっとまとめていかなかったら、両立なので、そこをどう考えているのかということです。このまま続けますという回答だけでは納得いかないのですけれども。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 説明が不足していたと思いますが、議員のお言葉を借りれば、このままずるずる、ずるずるという気持ちは当然ございません。行政区の役員の方々も、今議員がおっしゃったような危機感を持ちながら、様々な話をされますので、昨年度においてしっかりとお

話をしていきましょうね、ざっくばらんに問題点を洗い出して、今後の行政区というところについて、行政区活動というところについてどのようにすべきかというところを皆さんとお話ししましょうねというところが感染症の関係その他で滞っていたというところは事実でございますが、しっかりとまずは現状を捉えて、この先どういう形で行政活動が続けられるのか、どういう形があるべきなのかというところをまずは行政区長会の役員の皆様と、来年度においてしっかりと話をしていくというところの段階でありますので、まずはそこのところをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 行政区の区長たちと話をすることですけれども、今のこの富岡の状態を考えれば、行政区の区長たちだけに押しつけているわけではないでしょうけれども、区長たちの中で解決できるとは到底思えない。町内の状況を一番よく知っている行政サイドが、区長たちにこういう方法はどうか、こういう方法はどうかということで、両方を両立させる方法をきちっと取っていただきたい。ずるずる、ずるずるではないといっても、もう12年で、今回結構の世帯数のところが避難指示解除になっていくわけですので、その辺危機感を持って進めていただきたいのですけれども、コロナも5類に変わっていくわけですから、今年度中にきちっと行政区の中で住んでいる地域のことを考えていくということを進めるという方針でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） まず、はっきり申し上げたいのは、しっかりと話をしていく、検討していくというところははっきり申し上げたいと思います。その結論が来年度中に出るのかどうかというところについては、大変申し訳ございませんが、現段階でお約束できるところではございませんということなので、行政区活動と、それから町内コミュニティの醸成というところについては切り分けて考えていかなければならないというのが今私どもも思っているところでございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、62、63ページ。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。真ん中辺にある周知拡大委託料及び動画作成委託料、これは4年度の当初予算からすると倍増というか、倍になっているはずなのです、金額。その間の補正の金額等を追ってみても、かなり今回の当初予算では金額的に増えているのですが、こういった内容であるのかご説明願います。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご質問の広報発行事業等に関することですが、こちらは令和4年度から比べますと1,238万7,000円の増となっております。全体としてそうなっています。その主な要因は、今般の印刷物関係の高騰という部分が如実に出ておりまして、印刷物関係だと約500万円ほどの増という形になっております。そちらが大半でございます。

一方で今ご質問いただきました周知拡大事業でございますが、例年同様と申しますか、趣向を変えまして、今回当初令和5年度においても書店活用における町に来ていただくという周知の活動実施するとともに、今般新規でございますが、テレビ局との連動企画としまして、富岡ウイークというものを1週間実施したいと考えてございます。こちらは放送をゴールデンタイムで流すという形で企画しておりまして、予算が275万円という形で考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 73ページの町づくり活性化事業の中の災害復興計画の第三次策定に対する委託料なのですが、どのようなものを委託していくのか。

あとは、移住・定住推進事業費の移住・定住推進事業委託料についてですけれども、これ昨年度の予算ですと1億4,000万円ということで、今回2億円ということで、こういったものに力を入れていくのか教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 1点目の町づくり活性化事業における第三次策定委託料でございますが、こちらにつきましては令和6年度末をもって現行の第二次復興計画というのが10年間で満了となりますということで、令和7年度からスタートする10年間の計画を2か年で策定していこうという流れでございます。令和5年度におきましては広く話を伺い、令和6年度はその政策を組み立てていくという流れでございますので、令和5年度においてはしっかりと話を聞くという流れでいきたいと考えて

ございます。もう少し具体的に申し上げますれば、7月から12月に入ってくるかと思いますが、町内で生活している帰還された方、また移住された方、それから今もなお町外で生活されている方、それから児童生徒や大学生、これまで検討委員として活躍されていた方々にもお話を様々伺って、その中で意見をまとめつつ、令和5年度においては計画の骨子案というものを策定したいと考えてございます。

2つ目の移住についてでございます。こちらは今ほど議員からあったとおり、昨年度より6,685万円ほど予算を上乗せして計上させていただきました。事業内容でございますが、令和4年度の事業にそれを踏襲していくという部分等に加えまして、移住等で現場で従事している宅建業者からのアドバイスを基に運用を変えていく。加えて、まちづくり会社と共同開発という部分も今回の事業に組み合わせていただきました。また、大学とのインターン生を町に送る、また受け入れるという体制というものをプログラムを開発していくという部分で、本日ででしょうか、報道でも出ておりますが、そのような形で動きたいと考えてございます。

予算の内訳でございますが、まず受入れ態勢の充実としては、昨年3月15日にオープンしました移住相談窓口とお試し住宅の住宅運営費、それから移住イベント等首都圏で開催されますが、そちらへの参加、新たに、先輩方と移住を検討されている方の懇談や移住された方同士での懇談、それから帰還された方々との移住者との交流などを交流会を実施し、そこで移住者応援団の設置というものも考えてございます。その総額で大体4,300万円ほど計上してございます。

2つ目が情報発信でございますが、現行のまちづくり会社のホームページの中にはとみおかくらし情報館という形で掲載はしているものの、まちづくり会社が移住、定住をやっているということが分かっている方は検索しやすいのですが、なかなか表に出てこないという部分がございますので、独自にくらし情報館のサイトを開設したいと考えてございます。こちらに加えて町のPR動画作成も込み込みでいきますと、5,100万円ほど計上させていただきました。

3つ目でございますが、町との裾野を広げていくという形で交流関係の人口となっております。こちらが福島大学とまちづくり会社と町との共同開発という形で、インターン生による復興プログラムの作成をしたいと考えてございます。また春合宿等々もありますが、そちらも加えていくということと、事務系の企業誘致におけるサテライトオフィスの運営ということも含めて5,700万円ほど上げさせていただきました。

最後に、4つ目でございますが、令和4年度から本格的に動いている住まいの確保支援策といたしまして、賃貸の戸建て住宅に限定していた令和4年度の執行でございますが、現場サイドからは集合住宅も含めてほしいという声を多く受けました。それを踏まえまして、集合住宅まで家賃低廉化を対象を広げること、また政策的に特定復興再生拠点区域に誘導するということも含めまして、成約奨励金を上乗せしたいと考えてございます。それらを含め、また新エネ、太陽光発電ですね、こちらの事業の導入も含めて5,600円となりまして、総額2億円を超えるという金額を積算させていただきました。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の3番議員の質問と全く私も同じものを準備してしまして、富岡町災害復興計画第三次の件なのですけれども、今の答弁である程度理解はできたのですが、この第三次の計画の場合の位置づけ、やはり第二次の場合には復旧とか復興とか発展とかありましたけれども。

あと、5年刻みを2回やるのか、一発で10年やるのか、復興庁との絡み、その頃まで復興庁があるのかどうかとか、その辺分かれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） この計画でございますが、現行だと10年計画を策定し、5年ごとの見直しという形の今回と同じような形で考えてございます。

また、ご質問の中でありました復興庁の存在ということでございますが、時限つきの庁でございますので、こちらについては、まだ現状では把握はしていないというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかに。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。私も同じところを聞こうと思っていたのですが、今の答弁で理解させていただいた、1点聞きたいのがサテライトオフィス賃料ということで予算計上されておりますが、これサテライトオフィスに入ってこられる企業は目星というか、予定があるのかどうかと、そのときの賃料その他運営方法というのはどういったところを考えていらっしゃいますか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） サテライトオフィスにつきましては、今年度末をもって整備完了という形で順調にきております。

サテライトオフィスに入ってくる企業でございますが、企画課は企業誘致をやらせていただいておりますので、工場関係の企業誘致も加えて事務系の企業誘致も進めさせていただきました。おかげさまで、今における企業の考え方というとSDGsだったり地方創生という部分を強く持っていて、そちらをしっかりとやっていきたいという話あります。特に復興支援という部分には大きく関わりたいという声をいただいております。既に数社ほどご了解いただいている部分がございます。ここで言うのも何なのですが、NTTビルを活用するということでございますので、NTTのいわきでございますが、事務所を構えるということを正式にさせていただきました。NTTが来るということで、情報もしっかりやった上で、それを活用していただきたいという部分で、そこは確約をいただいているところでございます。

2点目の賃料でございますが、こちらは現在まだ調整中でございます。既に一般的な部分でいうと、サテライトオフィス、月当たり4万円からという形になっておりまして、NTTではそっちの分野は

大変詳しい分野でございます。そちらと協議しながら、これから設定という形になりますが、実際の運営となりますと、こちらは廃炉交付金を活用するという形でありまして、施行が6月1日以降という形になります。まだ少ない期間ではあります、しっかりとこの辺を詰めてきて設計していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、74、75ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。75ページの高度情報化推進計画事業費の町民コミュニティ支援システム構築委託料ということなのですけれども、これについて詳しく教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） お時間いただきまして、ありがとうございます。こちら町民コミュニティ支援システム構築委託料でございますが、現行のとみおかアプリでございます。こちらにつきましては、アップルストア、それからグーグルプレイなどのダウンロードしてくるストアでございますけれども、そちらでセキュリティー強化という部分があり、一括して現行のとみおかアプリというものが使えなくなってくるという部分でございます。この部分は、全国的にも問題になるということもありますので、全額国の支援をいただいて修正をしていくという部分にありまして、この金額を計上させていただきます。やはりとみおかアプリ、かなり多くの方々が利用されているということもありますので、国のお金を活用しながら、修正をすぐ対応できるような形で持っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 84、85ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 86、87ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 88、89ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 90、91ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 92、93ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 94、95ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 96、97ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 98、99ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 100、101ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 102、103ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 104、105ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 106、107ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 108、109ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。健康増進センター事業費、基本設計・調査委託料の1,500万円についてお伺いしたいと思います。

こちら町長の、町政報告の中でリフレ跡地の活用についての基本計画を策定するだけとおっしゃったところかと思うのですが、基本計画を作成するための予算とこれは考えてよろしいのか、基本設計としても計上されていますが、基本設計となると、もう既に建物を建てるということを前提で、仕様書であったり図面とか作成するために予算の計上ということになっているかと思うのですが、まだまだ理解が得られていない状況で基本設計委託料を計上するのはいかがかと思っておりますが、

詳しくこちらの予算について教えてください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

今回こちらに計上いたしました基本設計・調査委託料ということでございますが、町長の町政報告の中にも基本計画の策定という趣旨の発言もありましたが、詳細につきましては、基本設計をつくる中で必要な計画に相当する部分を充実させていくという考え方をしております。この中で、基本設計の中で施設の整備、運営のコンセプトであったりとか、諸室のイメージ、敷地の利用計画、収支計画など、必要なことをこの中で検討して、じっくり基本設計をつくっていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。ということは、もう温浴施設を建てるということで進められているということでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） こちらにつきましても、町長の発言にありましており、買物環境を備えた温浴施設という考え方で整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 以前から私申し上げているとおりなのですが、私もリフレの跡地につきましては、町の復興のために利活用しない手はないとは思っているところなのですが、そもそも温浴施設を建てるかどうかについても疑問があるところで、前々からお話をさせていただいております。この状況でもう既に温浴施設を建設することについての基本設計であったり基本調査ということで、ちょっと残念に思っているところなのですが、若い世代なんかはまだまだ、リフレ富岡、震災以前使っていない方もいらっしゃるかと思います。そういった中でもう既に温浴施設を建ててしまうということを決断してしまうというのは、私としても少し残念で、今の社会状況もありますし、町の財政状況もありますが、その中でしっかりと、この中では基本設計・調査委託料ということになっていきますが、本当に温浴施設が必要なのか、買物環境であったり、そういったものは必要だと思っているところなのですが、解除に向けてそういったものが本当に必要なのかというのを調査の段階で再度検討していただきたいなと思っているところです。若い人たちや、そういったリフレにまだ思い入れがない方たちの声も聞いていただいた上で検討していただきたいなと思っているところで、基本設計にたどり着く前の調査委託のところでもしっかりと再度検討していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご意見承りました。基本的には町民や近隣の居住者の方が交流を

するための温浴施設という考え方でおります。加えて、生活に必要な買物をするための環境が必要であるといった考え方で今事業を計画をしているところでございます。なお、先ほども申し上げましたとおり、今後施設の運営等に関する詳細なコンセプトなどもしっかりと検討してまいるところでございますし、その中でのこの建物をつくるに当たってどういった機能が必要かというところ、この点についてしっかりと議論する必要があると思っております。

あわせて、収支計画についても、これは以前より議会からもいろいろご指摘をいただいておりますとおおり、しっかりと検討していかなくてはいけないものと考えております。さきの一般質問の答弁の中で、行政の造る建物なので、収益の上がる施設にならないこともあるという趣旨の話はさせていただきましたが、その中でしっかりと費用を抑える検討はしなくてはいけないと思っておりますので、どういった施設を造るかに合わせて、その収支の部分もしっかりと検討して計画を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の議論のやり取り聞いていますと、今から検討していくというような考えですが、規模的な問題は今から検討していくのでしょうか、検討委員会で方向づけはきちっと決まっているのでしょうか。その方向づけお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

令和2年度に検討しておりました施設整備検討委員会におきましては、健康増進施設の整備に向けて基本計画案が出ておりました。その計画案の提出と併せまして、将来に負担を残さないような施設として整備をしてほしいという意見書も併せて付されております。この意見書を踏まえまして、前町長のときにしっかりと検討するために施設の整備時期を延長するという結論を出したところでございます。施設整備検討委員会につきましては、令和2年度末において終了になっておりまして、現段階においては特段施設整備の検討委員会というものは立ち上がっておりません。現段階におきましては、その施設整備検討委員会から出ておりました基本計画を基に、現段階で町としてどういった施設が必要かというところを考えた上で、以前から申し上げておりましたとおおり、その時々必要な機能を段階的に整備するような考え方で今のところ進めていくと考えております。その中で、今申し上げました町民や近隣の居住者が交流する温浴施設と買物環境という形でまずは整備をしていきたいというところで考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 検討委員会は令和2年度で終了したということで、ただ終了しても、その検討委員会の検討してきた中身は当然生きていると思うのです。今人口がなかなか戻らない中、今回夜

の森が解除されようとしているというところで、買物環境は絶対必要だと。温浴施設は、必要か必要でないかという、やっぱりコミュニティーに関しては、温浴施設か何かをつけなくてはならないということは現実的に必要だと思うのです。ただ、規模だと思うのです。50人入れるような温浴施設造るのか、10人くらいの温浴施設造るのか、また100人規模でコミュニティー、にぎわいの場をつくるのか、50人規模なのか、規模感はしっかりと検討していかなくてはならないと思いますので、ぜひ規模感をあんまり大きく取らないようにしていただきたい。といいますのは、大熊町とか近隣町村の温浴施設なんか見ますと、かなりやっぱりちっちゃいのです。川内村は震災前からの温浴施設を使っていますので、規模は大きいにしても、大熊町、あれだけ財政が豊かな町であっても、本当ちっちゃな温浴施設なのです。そういうことから考えれば、やっぱり当然規模はぎゅっと縮小せざるを得ないのかなと私も考えますので、しっかりと検討していただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご意見ありがとうございます。まさに議員おっしゃったとおり規模感、今後しっかりと検討することが必要だと考えております。先ほどから申し上げておりますとおり、現段階でどの程度のものが必要なのかということがしっかり検討しなければならないことだと思っておりますので、過大なものにならないようにとはいえ、あまり小さいものを造ってしまって人が来ない、使い勝手が悪いという施設を造っても意味がございませんので、その辺のバランスをしっかりと考えながら、現段階の富岡町に合った施設を検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 114、115ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 116、117ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。117ページの避難者支援事業の心の復興補助金というものについて、昨年度の予算については350万円ということだったので、今年度2,100万円ということで、この中身と今年度の方針についてご説明をお願いします。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 心の復興事業に係る補助金につきましては、昨年度350万円、これが1

団体当たりの上限額となっております。今回計上しておりますのは2,100万円ということで、6団体分を計上しております。今現時点で5団体の事業の内容が計画されております。その一つにつきましては、昨年度も行ったツツジの再生プロジェクト事業というようなことで今年度も行うような形になります。そのほかにつきましては、富岡町3.11を語る会の事業が計画として上がっております。さらに、にじいろばれっとという呼び名でございますが、生きがいつくり、人材づくりというようなことで、地域内交流の促進につながることを目的としてアートワークショップやハーブガーデンワークショップなどの内容のものが1つ。それから、学校関係で、被災者の様々な体験や震災以前の土地の歴史を震災後に居住を始められた移住者らと共有しながら、この地域の未来について対話を重ねる、そういった学習の関係、さらには小浜風童太鼓の関係で、太鼓の盆踊り大会等を通じた生きがい交流促進事業ということで、今のところは5つ、さらに1つにつきましては、今後の流れの中で計画が上がってくればということで1つ設けて、全体としては6事業分で計上しているところでございます。以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、118、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 120、121ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 124、125ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。草刈機購入費、こちらにつきまして教えていただきたいのですが、さきの一般質問で人が乗れる草刈機を購入されるということだったのですが、何台購入されるのか、それ以外に何か購入されるものはあるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。お答えいたします。

乗用の草刈機でございますが、今回はまず1台購入させていただきたいと思っております。カタログでございますが、100万円ほどの機械でございます。その他附属品で車に乗り降りをするためのレールとか、そういったものを一式で考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。こちらの持ち運びというか、町民が使われるときの

運搬に関して町の職員が手伝うということでききの一般質問であったのですが、こちらの大きな機械を設置することによって職員の負担というのが増えてしまうのではないかといいところもありますし、のり面なんかはこういったものではもちろん草刈りできないでしょうし、職員の負担も考えつつ、もう伸び切ったところでこの機械を操縦するのは町民の方も難しいのかなというのも思いつつ、刈払機等の購入等も検討していただきたいなと思っているところなのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。私どもも今回初めての試みということで、まずは試験的に使わせていただこうと思います。議員おっしゃるように、町民の方々のみならず、我々職員の負担というところもございますが、まずは現場をよく見て、町民との対話も必要でございます。まずは我々も行かせていただいて、どういう状況かを確認しながら、運用をまずやってみようと考えております。

なお、この機械で少し無理があるというようなところ、当然出てくるかと思えます。そういった際には草刈機、刈払機の購入なども随時補正等で考えさせていただきたいと思えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。誰でも使えるような機械ではないかと思えます。東京電力のボランティアである草刈りも、避難指示が解除されれば、していただけなくなってしまうということで、所有者がどうしても管理をしなければいけないという状況がありますので、ぜひ誰でも使えるような草の刈払機、そういったものの貸出しとかも、そういったのも検討していただいて、さらに職員の負担にもならず、町民の方の安全も考慮しつつ、こちらの草刈りの支援をしていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ありがたいご意見ごもっともでございます。ありがとうございます。私どももチャレンジではございますが、試験的にやりつつ、なお東京電力でも同様の機械持っていらっしゃるという話も伺っております。そういったところからどういったやり方がよいか、参考意見伺いながら努めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 草刈機購入なのですが、一般質問の中でそういう言葉出てびっくりしたので、すけれども、金額的には分からなかったものですから、予算書見ると100万円ちょっとだということで、これこんな安い機械で刈れるのですか、今の状態の草。恐らく刈れないと思えます。市場に一般的に出回っているの、草刈機まさおなんていうのが一般に出回っているのです。150万円とか、安いので200万円くらいで、あれだって全然刈れないです。こういう草刈機で刈るのは、さくらスポーツ

クラブでも持っていますけれども、あれだってもう1メートルも伸びた草とかカヤは刈れないですから。年に3回、4回手入れした草であれば、もう素早く刈っていきますけれども、これ100万円程度の草刈機では無駄だと思います、買うだけ。どうせ買うのだったら、1メートル、1メートル50伸びたカヤでも何でもばりばり刈るような、500万円とか700万円くらいのすばらしいやつ買わないと無駄になります。私も何回か使った経緯ありますけれども、全然駄目です。だから、この辺はもう一回メーカーとよく検討したほうがいいと思います。東京電力も持っているって言いますが、やっぱり宅地の中に入れて、なかなか刈れないで苦労しているみたいです。それで、ますの上に上がって、ますを割ったり、そんな状況がいっぱい生まれているみたいです。だからよく、購入することは私は異論はないです。ただ、この機械でいいのかということのをきっちり検討して、後でいや駄目だったとにならないようにしていただきたいと。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 貴重なご意見ありがとうございます。ただ、議員おっしゃいますように1メートル、2メートル伸びたカヤ等は、この機械で刈るような想定しておりませんでした。除草剤と併用での短い草を町民の方に刈っていただくという趣旨で今回買わせていただくと考えております。長い背丈の高い草については、その処理を地権者の方と相談をしながら業者の方をお願いするようになるかと思いますが、我々の町の貸出しといたしましては、ふだん手を入れていらっしゃる場所の手間を少し省きたいということでこちら入れさせていただこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、購入に当たっては、再度検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今困っているのは何が困っているかということ、手入れしない宅地が困っているのです。手入れの行き届いていない宅地。手入れの行き届いている宅地に関しては、きちっと刈っていますから、この機械でもいいとは思っただけけれども、多分こんなのでいじっているより、自分でビーバーで刈ったほうが早いから、多分そっちで手入れしているところはやってしまうと思います。だから、手入れしていないところをどうするのということですので、やっぱりしっかりその辺は検討していただきたいと。手入れしていないところをきれいにしてもらおうと。きれいにするにはビーバーも何も持っていないから、草刈機を貸出ししてやってもらおうというのであれば、やっぱり刈れるようなものを、しっかりした機械を入れないと私はまずいと思いますので、ぜひその辺、再度ご検討していただきたいと。

○議長（高橋 実君） 10時半まで休議します。

休 議 （午前10時15分）

---

再 開 （午前10時28分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。  
128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 130、131ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 134、135ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。3点ほど教えてください。

135ページの、まず負担金補助及び交付金の中で、農園運営管理委託料のこのことの中に、これ場所はグリーンフィールド跡地で、町民に貸しているやつだと思うのですが、今現在の内容、その箇所どのくらい空いているのか、それとともに使用料、また期間もあるのか、それを含めた形でまず教えてください。

それとあと、新規事業になると思うのですが、その下の新規就農者独立就農支援補助金とともに、その下、新規就農者研修支援補助金、簡単に言うとさっきの独立農業支援ということで、本来の認定農業者とか、農業されている方以外のこれからの農業をしたいという方についての支援も絡んでくるのかということと、それと研修者というのは、はっきり言えば農家の方である程度身内の方を、本格的に農業をしたいというような方もその研修者に当たるのか、この3点を教えてください。内容を含めて。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず1点目、農園運営管理委託料ということで、グリーンフィールド跡地に整備をいたしましたふれあい農園ということになります。全区画で34区画ありまして、現在利用状況でございますが、個人の方で10区画、団体で6区画ということで、現在利用については16区画ということでございます。残りについては、現在空いている状況でありますので、今後4月以降、広報等にも入れながら、利用者の募集をかけていきたいと考えております。

あと新規就農者独立就農支援と新規就農者研修支援ということでございます。まず、上段、独立就農者ということで、こちらにつきましては町内で、農業を経験していない方で、農業を専業といたしますか、農業で生計を立てていきたいというような方についての支援でございます。こちらについては、前年度実績はゼロということになりますが、引き続き予算は計上しております。

あと、下段、新規就農者ということで、こちらは同じく就農の希望者なのですが、地元の農家とか農業法人に研修として受入れをして、まず数年間は農業の勉強をして、独立していく方への支援とな

ります。こちらについては、受入れ側にも研修の手数料ということではないですが、町から補助を出しているものです。こちらについては、前年度実績としましては、今のところ2件ということでございます。拠点区域の解除もありまして、農業法人の誘致等も計画しておりますので、そういうところで来年度以降、この研修事業について使っていただけるように周知を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。まず、1点目なのですが、農園の運営管理委託の件で、一応今空いているところももちろんあるということで、これは町民に、皆さん農業の部門から地域において家族なり、また身内なりに利用いただいて、喜びというのをつくるにはいい施設だと思っておるのですが、ただまだこのように、簡単に言うと空いている状況において、町民が認識されているのが薄いのかなというのと、あと後に農業ということではなく、作物を作るという喜びがもし出てくれば、家庭内または親子内についても、今住んでいる方たちの喜びにも結びつくのかなと。であれば、もう少しPR等もしていただきたいなというのと、さっきも言ったように使用期間、あと使用の金額、それが今お答えなかったのも、もしそれが決まっているのであれば教えてください。

それと、新規独立就農支援なのですが、これについては認定農業者にこだわらず、農業に関わるものについては支援していきたいということで今答弁いただきましたが、それは本当に必要だと思うし、今問題はこの地域には農業者の担い手がいないということに対して、そういうほうで少しでも関係する者が育っていくということはすごく必要だと思うので、その点は強くこれからもやっていただきたいと思います。

それで、3番目については、研修制度、これはやっぱり必要だと思うのですが、ただ研修する方がもちろん農家の方、または関連する方、専門の方だと思うのですが、幅広くいろんな面に関わるものについては対応していただくようなことも踏まえた形のご指導というのを考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、申し訳ありません。ふれあい農園の使用料になりますが、こちらは年3,600円ということになります。空きがあるということですので、こちらについては積極的に周知をして、利用者を増やしていきたいと思っております。

あと、研修関係、新規就農者等の支援でございますが、議員の質疑からもいただきましたが、町内においては担い手が不足している状況でありまして、町でこのような事業をつくらせていただきました。こちらにつきましては認定農業者とか、そういうところの縛りはありませんので、こちらもいろいろと関係機関と協力をして、町独自の事業で近隣市町村に比べてもかなりいい事業だと思っておりますので、しっかりとPRをして、町内担い手の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、136、137ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。これも農業関係なのですが、137ページの06の富岡町がんばる農業者支援事業補助金とともに、その下のステップアップに対しての支援事業の補助金、はっきり言えばがんばる農業は大体認識はできるのですが、ステップアップというのは今回新たな形をまた考えているのか教えてください。内容だけで結構です。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

農業ステップアップ支援事業ですが、こちらについては令和4年度より新たに創設しました補助金であります。こちらにつきましては、条件としまして、こちらは一般の方というよりは認定農業者の方を対象に補助をさせていただいております。補助額につきましては、上限が150万円で、補助率が2分の1となり、10件分の予算としてトータル1,500万円の計上ということになります。内容としましては、県の4分の3ということで、かなり大型の機械とか、そういうものについては県の補助で購入していますが、そこで補助対象にならなかったようなもの、そういうものについて対象としてこの事業で支援をしているということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 説明ありがとうございます。ただ、1つだけ確認したいのですが、機械等は購入されていると、それ以外にかかるものということに対して、簡単に言えば、もちろんこれ絶対あり得ないと思うのですが、関係する組合とかグループとかの人件費関係は入っていませんよね、もちろんこの対象に対して。あくまでも物または購入する作物についての必要な機械等でありますよね。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 補助金につきましては、農業機械等の購入が対象ということで、人件費等については対象となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） なければ、138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 140、141ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 林業振興費のところのふくしま森林再生事業、継続も含めてということで先

ほど説明のときにあったのですけれども、今年度は継続以外新たにどの辺が始まっていくのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 森林再生事業の実施箇所になります。まず、本年度につきましては、昨年度から継続になりますが、高津戸地区、あと蛇谷須地区、後作地区について事業を行ってまいります。

また、同意取得前の年度別計画というものがあるのですが、そちらにつきましては、今回4月1日に解除になる拠点区域内の森林について調査をまずさせていただいて、その後同意取得を行って、年内中に工事を発注できればと考えております。新年度についての整備については、そちらの地区を計画しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 森林再生事業とはいっても、森林のやはり線量を下げていくということも一つ目的ではないのでしょうかけれども、我々としては森林の線量も下げていっていただきたい。特に今計画しているところ、今やっているところも居住地に近い、いわゆる里山というような場所なので、現実的にこの森林再生事業でやった後の線量というのは変わっていないのか、若干改善されているのか、その辺というのは追っかけはしているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

森林再生事業につきましては、基本的に線量の低減というのは事業の中ではありません。ただ、流出を止めるための柵などの設置については行ってございまして、これまでの実施をした箇所について、終わった後に線量があくんと下がるというような傾向はありませんでしたので、一応間伐または土砂の流出なんかを防ぐということで、今後もそのような形で継続をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 森林を再生するところに入っていないというのは重々承知の上なのですが、やはり森林の再生事業できれいになれば、中に入ってくのも楽にというか、がさやぶをかき分け入っていくような状態ではなくなっていくので、いろんな形で、国に対する提言も含めて、ぜひとも線量の低減に向けても、これをしたことによって見通しがよくなるので、その見通しがよくなったところをきちっとやっていく。実際に間伐すれば、そこにいろんな本当は山菜が出てくるのですけれども、光が土に入るといことはそういうことなのですからけれども、そういうことも含めていろんな課で連携して、環境省とも交渉していただきたいのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お尋ねのことに関しては、先ほど申し上げたような内容でこれからも計画的に進めていきたいと考えております。本年度特に拠点区域の中の調査も始まりますので、やはり帰還される方が出てくるということで、特に住宅周辺というか、住宅周りの森林についても整備箇所がありますので、そういうところについては一応測定等も行いますので、森林再生事業ではできないものでありますが、環境省等に情報提供しながら、フォローアップ除染などについても実施できるように協力体制を取っていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） このページの001水産業振興事業費ですか、私所管ですので、中身に触れるつもりはありませんが、処理水問題です。水産業事業費、水産の振興のためにいろいろ予算取っていますが、これ非常にありがたいと思うのですが、処理水、今期夏には放出されようとしています。そういう状況の中で漁業組合とか、そういうところはもう反対だということを言っているのですが、国とか担当、国とか東京電力はもう流す構え、着実に流す状況が進んでいると思うのです。そういう中で、富岡町にも漁港ありますので、漁民がいます。漁業者の皆さんの考えを町としてもある程度聞き取りは必要ではないかなと思うのです。そういう部分で町との話合い、漁業者と町と話合いを設けた経緯があるかどうか、その辺をひとつ聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

処理水の問題でございますが、こちらについては、議員おっしゃったとおり、県の漁連については反対というような姿勢を取っております。そこで、地元の組合と町との協議ということで、処理水の関係について、それだけの協議という場は設けておりません。ただ、定期的に組合の方と現場に行ってお話等しておりますので、そういうところで情報共有はしているところでございます。個別にこの件について、町と組合の方の協議という場は設けておりませんでした。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今答弁もらいました。処理水については、当然漁業組合は今反対だと言っていますが、最終的には一人一人の気持ちが一番だと思うのです。それが総括で組合の答えになってくると思いますので、やっぱり町としては、漁港がある以上は、町で漁業を行っている人たちの意見聴取も私は必要ではないかなと思うのです。公的な場でなかなか話しできない人が、しゃべれないということではなくて、そういう公的な場に役員ではないと行けませんので、一人一人の声は届いていないと思うのです。そういうことを考えれば、やっぱり町でもその一端を担うべきなのかなと。賛成か反対かということに最終的にはなるのでしようけれども、やっぱりその過程は町としてもどっぶり

つかって、いい方向に導いていかなければならないのかなと思いますので、ぜひその辺を、まだ間に合うと思いますので、やっていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。町としてもこれまでそういった関係で協議の場を持ってこなかったということですので、組合の皆さんとその件についてどのような意見を持っているか、そういうところの確認は必要だと思いますので、今後時間を取って、そういう場を設けていきたいとは考えております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） よろしくお願ひします。時間はあるといっても、もう幾らもありませんので、ぜひそういう意見、あと組合員が少ないものですから、富岡は女性の方も組合員みたいな状況になっていると思うのです。そういうのを全体会議でも開いてもらって、ぜひ意見を聴取してください。船主だけではなくて、後継者もいると思いますので、そういう部分もぜひ聞き取りしていただきたいと。町長を筆頭にしてそういうことをきちっと聞き取りをしていただいて、最終的には処理水流す、流さないは立地町と漁民になると思いますが、隣接町としても重要な問題だと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 議員のご指摘、これ受け止めさせていただいて、ぜひ皆さんとよく協議をしながら、考えを聞きながら、結論に向けていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 議長から皆さんにお願いがあります。今項別審査なもので、これから外れるときは総括で聞き直してください。申し訳ありません。進みませんので。

142、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 144、145ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 148、149ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 150、151ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 152、153ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 154、155ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 都市計画事業費のところの都市計画事業委託、前から都市計画のことを一生懸命やっていると思うのですけれども、来年度あたりで一通り終わる計画なのでしょうか。この委託の内容をお願いします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） お答えいたします。

都市計画事業委託料の内容でございますが、用途地域変更に係る業務委託、あと大きいのが都市計画基礎調査業務委託、あとALAND I S維持管理委託の3つでございます。一番大きいのが都市計画基礎調査業務委託となっております。内容は以上でございます。

それと、用途地域の変更のことかと思うのですが、用途地域の変更、見直しにつきましては、令和2年度までに実施した調査などを基に令和3年度から令和4年度にかけて都市計画審議会や復興推進会議での議論に加え、町内の不動産業者や行政区長へのヒアリングなどを行っております。それらでいただいた意見を基に、見直し内容について現在精査しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 委託料を払って事業をするわけですから、来年度の目標というか、来年度はここまではやりますというようなことがあろうかと思うのですけれども、都市計画全般というよりも、今一番近々のところは、都市計画は非常に重要なマスタープランですので、なおざりにはできないところです。早急にやるべきところばかりではないと思うのですけれども、用途地域に関しては聞き取りが終わったら、もうこれは前から話ししていますけれども、この富岡町のこれからのまちづくりのマスタープランを建築の規制でやっていくものですので、今年の事業目標なしにただ委託をしているというのでは納得いかないのですけれども、今年はどこまでやる予定の委託なのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） お答えいたします。

今後のスケジュールでございます。福島県等のアドバイスも受けまして、上位計画である復興計画との整合及び住民の理解が重要であると考えますから、これまでいただいた意見について、令和5年度から予定している現復興計画の見直しと連携しまして検討することで、内容の整合及び住民の理解促進を図りたいと考えております。それらの進捗にもよりませんが、令和6年度中には結論を出したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当然全体計画の中と整合性が取れなければいけないのですけれども、令和6年度に方向性を出すということは、令和6年度には用途変更があるのかないのか、ある場合には用途

変更が完了するというスケジュールということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） お答えいたします。

一部繰り返しになりますが、現復興計画の見直しが進められますので、それと連携することが重要と考えます。ですので、そちらの進捗にもよりますが、令和6年度中には都市整備課として結論を出したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長、補足あれば。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 議員からご質問のありました用途地域、確かにこれからまちづくりをするための重要な計画だと思っております。こちらにつきましては、都市整備課長からありましたとおり、この後の三次計画と整合を図って進めていくという状況でございます。ただ、あと基礎調査に関しましては、定期的に行われる基礎調査、こちらも来年度予定しているところでございます。令和6年度にまとまるのかというところがございますが、こちらにつきましては、今後用途地域の見直しによって一部用途を廃止したり、あとは追加したりしていくときには県との協議が調わないと最終的な結論はなっていないと思います。今都市整備課長からありましたとおり、町としての方向、これからこういう形で県と協議を進めていくということが令和6年度に決めていきたいというところがございます。大変時間がかかって申し訳ございませんが、やはりこれから町をつくっていくための重要な計画となりますので、しっかりと三次計画と併せて進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） あとありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 158、159ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 160、161ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 164、165ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 166、167ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 002外国青年招致事業費、この目的と、あと内容についてお尋ねします。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 議員からご質問を受けました外国青年招致事業であります。こちらは現在こども園、小学校、中学校に外国籍の者を配置しまして、子供たちに幼少期から外国語教育に触れることを経験させるということを目的にこれまで実施しております。現在、1名同じ方がこども園から小学校、中学校まで全て対応しているというところでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の説明は、外国から先生を呼んでいるという説明なのですが、その中身というか、子供に国際感覚を持ってもらうとか、その目的をもっと詳細に教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） お答えいたします。

これは先ほど言ったとおり学校に今1名外国人の方がいらっしゃっています。これは、日本人ではなかなか発音が、外国語的になまりがあるといったら語弊があるのですが、流暢な英語ではないということで、やはり外国の方から本場の英語のラーニングをさせたいということで、1人呼んでおります。ただ、これは英語の授業の補助だけではありませんで、その方の住んでいた国の文化、そういうものにも触れさせるということ、そういうことで国際理解教育にもつながっているということで今回の事業をやっております。

以上であります。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、168、169ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 170、171ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 172、173ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 174、175ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 176、177ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 178、179ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 180、181ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 182、183ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 184、185ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 186、187ページ。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 187ページ、アーカイブミュージアム事業費の委託料について、詳細をご説明ください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） こちらのアーカイブ・ミュージアムの委託料につきましては、清掃等の管理業務委託、あるいはとみおかアーカイブ・ミュージアムの機械警備業務委託、あるいは大原本店の機械警備業務委託、あと除草業務委託、そのほかミュージアムのイベント委託料、あるいはテレビコマーシャル、あと展示保守点検業務委託料等がございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。清掃業務であるとか保守点検というのは私も理解不足でありましたが、その中で、今課長答弁の中でイベントの委託というようにお話がありましたが、前年対比、そのイベントの委託の内容とはどのようなものか教えてほしいのですが。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） イベントですけれども、移動水族館等、そちらを今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。ちょっとぴんときななかったのですが、移動水族館、私が言いたいのは、今後コロナの規制緩和であったり、インバウンドとか交流人口が増加することが想定される中で、より一層内容の充実したイベント等を企画して、繰り返しになりますが、町内を訪れる人たち、一見さんではなくて、2度、3度と足を運んでいただけるような内容の充実に努めていきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） アーカイブ・ミュージアムにつきましては、交流人口等の促進等を図っていきたいと考えております。イベント等につきましては、今体験学習とかで製塩とか土器作り

とか、そういうところも行っております。そういったところも含めて教育旅行等の誘致等も進めながら、今後様々な点を考慮して、魅力的なイベントを開催することで交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 200、201ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 203ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 204ページ、205ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 206、207ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 210、211ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 212、213ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 214、215ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 216、217ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 218ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。ちゃんと手を挙げて。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。すみません、またリフレの跡地利用につきまして伺いさせていただきたいところなのですが、町政懇談会などで、多くの方からリフレの復活望まれていると伺っております。しかしながら、町政懇談会の声が全てではないとも思っております。私も多くの町政懇談会等に参加してきましたが、40代以下の参加者というのはほとんど見受けられませんでした。その中で、町政懇談会の声が全ての町民の声とするのは疑問であると思っております。先ほども申し上げましたが、私も含めて震災前にはリフレ富岡の温泉やプールなど、そういったものを一度も使ったことのないというような若い世代の町民は少なからずおりますし、リフレ富岡が富岡町のシンボルと言われてもぴんとこない若い世代というのは少なからずいるのも事実でございます。将来の税収減などによって、財源の確保など難しくなるのは目に見えておりますし、以前のリフレのような温浴施設、そういったものを町が建設することを望んでいない方もいらっしゃることも事実でございます。リフレ富岡の跡地利用につきましては、改めまして、温浴施設ありきではなくて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 繰り返しの答弁にもなってしまいますが、こちらにつきましては、議員のおっしゃることについては、私も一部理解する部分がございます。町政懇談会の意見が全てではないということ、それから若い人の意見がそこには反映されていないのではないかとということ、こちらについてはおっしゃる部分あると思います。こちら跡地利用につきましては、繰り返しになりますが、町政報告の中でもありましたとおり、町長の考え方としまして、温浴施設の整備をし、買物環境を整えていくといった基本的な考え方の下、この後進んでいくということについてはご理解をいただきたいところでありますが、こういった施設をどのように造り、どのように運営していくかということ、ここについては十分議論をしていかなければいけないと思っておりますので、様々ご意見をいただきながら、適正な形で跡地利用ができるように計画等をしっかりと検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。先ほどもありましたけれども、施設整備検討委員会、

こちらにつきましては、リフレ富岡の再開を前提とした話合いではなかったのかと思います。今は更地になって、社会状況も変わって、またそういったことが、状況が変わって検討しなければいけない部分ももしかしたら今あるのではないかなと、思っているところです。テレビ報道や新聞報道でもありましたが、2025年には温泉施設などの健康増進施設が開所しますということが大きく出ています。もはや健康増進施設以外の検討はされないのかなとは思って諦めているところではあるのですが、数年前ですけれども、リフレの近所に住まわれていた方が、健康増進施設の再建について、子供とか孫とかの負の遺産にならないかなという心配をされていたインタビューが新聞に載っていました。そういったことも考えると、子供であったり孫の世代のことまで考えていらっしゃる方も近所の方にいるというのも事実でございますので、せめて契約手法、そういったものには、先ほど課長からもありましたが、しっかりと検討していただいて、スピード重視ではなくて、民間の力を活用したPFIであったり、そういったものをしっかりと検討していただきたい。反対されている方も納得していただけるような事業にしていきたいと思っております。そういったPFIという手法以外にも、もし温浴施設であればスーパー銭湯のような、そういったものの民間企業を誘致する、そういったものができれば、温浴施設で交流をするという目的については解消できると思いますし、スーパー銭湯であればご家族、小さいお子さんも連れながらの施設利用というのは考えられますので、そういったものも含めてしっかりと検討していただきたいなと思っております。建設することが目的ではありませんので、その辺も含めて、民間を使うことも含めてしっかりと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご意見ありがとうございます。まさに負の遺産にならないようにというところ、これはどういった施設を造っていくかという話の中でも大変重要なテーマとなっております。繰り返しお話をしておりますが、基本設計、基本計画をつくっていく中で、しっかりと収支計画を算出しまして、その上でどういった施設を造って、どのように安定的に運営していくかというところもしっかりと検討していくことになる考えでおりますので、その中で議員がおっしゃったような民間活力の有効的な活用ですか、こういったことにつきましては、当初よりもともと検討委員会が検討しておいた健康増進施設におきましても、DBO方式というものを想定をしておりました。今後整備するものについて、DBOが適切かどうかというのはまた別な考え方になってくるかと思いますが、行政だけではできない部分、民間の力を使って補うということは非常に重要なことでございますので、LCCの低減とか支出の抑制、そういったところもしっかりと考えた上で、発注方法を検討する上でしっかりと検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 今回の委員会、所管外ですが、説明いただきまして、DB方式で契約を予定しているという話をいただきました。課長の答弁のとおり、DBだけでなく、DBOであったり、

P F Iについてしっかりと検討していただいて、通常のとおり契約したときのライフサイクルコストと民間を活用したときのライフサイクルコスト、こういったものもしっかりと財政負担軽減効果、そういったものも見ていただくような検討をしっかりとしていただきたい。内閣府で出しているPPP / P F I 導入可能性調査簡易化マニュアル等もごございますので、そういったものも検討しながら、財政、どれだけ負担を軽減できるかといった、そういったパーセンテージを出す、そういったマニュアル等もごございますので、そういったところを参考にしながら、町民が納得できる事業展開をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご意見ありがとうございます。私も内閣府のホームページなどを拝見させていただいて、P F Iのことを、若干ですが、勉強しつつあります。P F Iに限らず、PPPについてそうですが、民間活力の有効的な活用ということで、繰り返しになりますが、議員がおっしゃった財政負担の軽減というところ、こちらについてしっかりと検討しながら、発注方式についてもどのようなものが適切かというところ、運営のところについても、しっかりと検討を進める必要があると思っておりますので、基本計画の策定と併せて運営部分についてもしっかりと検討して、皆さんに納得いただけるようなご説明ができるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君に関連する人います。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。私も同じような内容なのですが、間もなく特定復興拠点区域の解除も迫り、今後の夜の森地区の在り方を考えたときに一般会計の審議がこれで最後になると思うのですが、どうしてもこれ確認といえますか、私自身も納得いかないのですが、健康増進センターについて改めてお聞きします。先ほど来より何度も同じようなお話になってしまっていますが、町長はじめ執行部が出席した町政報告会における町長答弁の金額的なお話とか今回の予算書の基本設計委託料という形である程度の規模感は想像できるのですが、本当にこの施設必要でしょうか。拠点解除と同時期に施設整備がなされているのであれば、意味があったかもしれません。私個人的な考えですが、もう既に機を逸した感が否めません。町民の中には、その必要性を訴える方が多数いることも承知しております。しかし、やはり同じような話なのですが、施設の運営管理費であるとか、今後のことが心配だという声もあるのも事実です。買物環境や交流施設というようなお話が何度か出て、充実に図るために必要だというようなお話は出ていますが、帰還した復興拠点、また既に夜の森地区に居住している方の買物環境の充実という点で考えれば、これ移動販売の拡充によって対応は可能だと思います。あとあそこに温泉施設、交流施設というような形でどうしても温泉施設にこだわるのであれば、ボーリングして、既存の施設があるからということになるのでしょうか、娯楽、交流という意味で温泉施設というものを考えるのであれば、近隣に大熊町にもあります、川内村にもあります、檜

葉町にもあります。これ例えば入浴券の割引券とかを配布するような形である程度は対応が可能だと思います。それと、あと何年前から話には出ていたのですが、国際研究拠点の立地決定に伴って今回にずれ込んだのかな、決定が浪江町にってしまったことによる影響も多分にあったのかなと思いますが、この際やはり私はじっくり腰を据えて、時間がかかっても夜の森公園やつつみ公園、周辺施設の本当の意味での中核になるような複合施設環境整備を整えるべきだと私は思います。あくまでも今回の提案を、提案といいますか、予算書を見ると、夜の森公園しかり、つつみ公園しかり、健康増進センターしかり、これあくまでも震災前の復旧なのです。復興ではないと思います。あくまでも機能回復といいますか、ある程度元に戻せばいいかな。それではやはり今後この夜の森地区のビジョンというのがきちっと見えてこない、そう思いますので、改めて、先ほど来から課長言っていますが、プランニング、基本設計の予算だということなのですが、その中に単純に施設の設計とかでなくて、復興計画にも関係するかもしれませんが、近隣周辺の振興策を組み入れたようなプランニングまで考えているのか、その辺お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 夜の森のまちづくりに関して、ご意見大変ありがとうございます。議員おっしゃるように、リフレというか、温浴施設を整備すること、そこに買物環境をつくること、あとは夜の森公園、つつみ公園、こちらについては復旧だろうというところ、まさに復旧ということでございます。復興に向けたトータル的な夜の森の整備というのを考えるべきではないかというご趣旨だと思います。こちらが今回の基本設計に入っているのかというところでございますが、こちらについては入っていないということでございます。夜の森公園、先ほど6番議員からもありましたように、用途地域の見直しから復興三次計画、こちら後期ですね、こちら踏まえて、夜の森だけでなく、富岡全体として夜の森の位置づけを考えて、今後進めていかなくはないとは思っておるところでございます。こちらに関しましては、もう少しお時間いただきながら、まずは解除になるということもございまして、こちらに戻ってこられる方、あとはそういう方々が散歩に出たり、あとコミュニティーをつくったりする、そういうところをまずは整備していきたいと考えております。それをトータル的につないで復興の形にしていく。サイクリングロードであったり、提案もございました。そういうのも含めて富岡、夜の森一体的に復興の形、夜の森だけではなくて、富岡についても復興の計画なのかというとなかなかそうではなくて、復旧の計画だったりすると思います。今後それを発展させて復興の計画に持って行って、郡内、富岡町だけでなく、近隣町村と合わせて、この地域の復興になるような計画を、徐々にであります、進めていきたいと思っておりますので、こちらご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。ある程度副町長のおっしゃることも理解できます。ただ、本音と建前といいますか、本音を言わせてもらえば、夜の森地区から2代続いて町長が選出さ

れております。夜の森何やっているのだというような声もお聞きします。ある程度の声は理解しますが、そのことによって私はもうちょっと大局といいますか、先を見た施策を打ってほしかったのですが、今回の予算書といいますか、健康増進センターの内容では、今の副町長の答弁も理解しますが、今回の当初予算案については、ちょっと残念なところが否めないのです。それで、改めて町長の強い信念といいますか、そこを核として、こういう形で夜の森地区をもっていきますよとか、そういうものをお聞かせ願いたいのですが、よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 町長の答弁の前に事業のなりわいを先行して答弁してもらいたいから、竹原副町長、答弁できるか。同じことでも仕方ない。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 大きいところは町長がまちづくりというところで、我々はその町長の方針に基づいて進めているところでございます。先ほど温浴施設、リフレ跡地の活用について2番議員からもありましたが、若い人はなかなか使っていなかっただろうという、そういうところもございます。そういう話もございました。ただ、そのような施設でないように、先ほどご提案ありましたようにスーパー銭湯、こちらは若い人も使っているのだらうと思っております。そういうような形のコミュニティが形成されるような、イメージからすると温浴施設というとただ単の温泉という、そういうイメージでなくて、そういうのを踏まえた基本計画をつくっていければと考えております。当然そこにはそういう若者、前はプールもありましたが、プールはかなり厳しいということで、ただ温浴施設というただの温泉という話にならないように、そういう方も踏まえて、ある程度の年配の方が来られて、体を休める。富岡に住んでいる方と、また富岡に草刈りに来られたときにそこでコミュニケーションを図るとか、そこに若者を呼び込んで、若い人も来たときにこんなお風呂あったら面白いのではないというところ、それに買物環境、そういうようなところが基本計画でどこまで詰めれるか分かりませんが、そういうところを詰めていながら、議員の皆様にお示しさせていただいて、まずは基本計画で早急に進めていきたいと思っております。そういうところをベースに夜の森、こちらは用途地域、先ほどありましたが、良好な住宅地でございました。そういうところも活用しながら、富岡町、その良好な住宅地は何かというと、先ほど移動販売車というご提案もございました。やはり良好な住宅地を復元していくには、歩いて買物ができる環境も必要なのではないかなという、町だけでなく、そういうところも踏まえてトータル的なことを考えていきたいと思っております。これから高齢化社会になっていきますので、まずは車もなかなか運転できなくなって、隣町ということもありますが、そういうところの若い人が活用できるような形の施策と、あと年配の方がこの地で住んでいけるような、そういう2極を絡めてトータル的に富岡町からこの郡内に広がっていければなという、そんな大きな計画の下にまずは一つ一つ今進めているところでございますので、同じ答弁になりますが、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） また答弁もらう。その前に関連います、リフレ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私は2番議員、4番議員と違う角度から質問させていただきます。

町長発言の重さについて。やはり町政懇談会とか、そういった先で金額10億円と、私らも初耳だったです、あの場に私もいましたので。もう十分そこまで庁内で議論されて、そういう金額を出してきたのかなと思っても、そういう形跡もなし。最近になって資材が高騰しているとか、だからこういう金額になるのだと後づけのような、やはり町長の発言に合わせて担当課もわたわたしているように見受けられます。だから、やはりそういった重要な問題は、審議会とかいろいろ過去においてもいっばいやってきました。宮本政権のときからもやってきました。新しい山本町長になったときにぽっと出されたのではこっちも面食らっているし、執行部も多分面食らっているのではないかなって思うのです。いろんな場所において、これはこのリフレと離れますけれども、パートナーシップ制度の一般質問のときも、男女共同参画審議会に諮って来年度より実施しますと。実施するということは、もうそれを採用するというに聞こえてくるのです。だから、結局私らLGBTも分からなければ、同性婚も中身も分からない、夫婦別姓もということなのかなと。そういった中でこういったパートナーシップ制度を採用する、導入するというのが、いいとか悪いとかの話ではないです。十分に審議をされましたか。その内容について、全ての人たちが熟知しましたか。内容分かって賛成、反対だったら、全然私はそれで良い、それが民主主義だし、議会制民主主義だから。だけれども、ぽっとトップダウンのような言葉があったのでは、私ら面食らってしまいます。そういったところで、町長発言の重大さについて町長はどのようにお考えか、その辺質問させてください。

○議長（高橋 実君） あといます。リフレに対して。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。先ほどからいろいろ議論を聞かせていただいております。私、数年前ですけれども、一般質問で、温浴施設をうまく活用しながら、例えばサイクリングコースをつないでいこうとか、マラソンコースをつないでいこうとかという話をして、結局交流人口が増えていくというなかなか目に見えない効果かもしれませんが、そういったところでうまく回っていくようなつくりをしたらいかがですかというようなご提案申し上げました。今回も3番議員が同じようにサイクリングを活用したらいかがですかみたいなお話もいただいております。浜街道が恐らくもう少しすれば北進していくのだろうと思います。せんだって小良ヶ浜のところの県道の法線を直すとかいうようなお話ありましたが、そのときも歩道を設置しませんよというようなお話がありました。ぜひ、私は温浴施設をうまく活用していただきながら交流人口の増加を図っていただきたいと、そういう考えをうまくまとめていただきたいという考え方なのですけれども、計画性ですよ。県道から、広野町からなのか、いわき市からなのかサイクリングで来て、汗をかいた、汗をその温浴施設で流していただくと、それで例えば電車で帰っていただくとか、そういったいろんな方法あると思うのです。その計画性を持たせるのに、しっかり今県道を整備するに当たって歩道を、例えばマラソン

をする方だったら歩道が必要だろうし、そういった一貫性をもって、温浴施設を造るにしても、どういう利用目的があって、そのためには何を整備しなければいけないかと、そういったところがしっかりと検討されて、町だけではできないところあると思うのです。県や国にも支援していただかなければいけないところたくさんあると思うので、そういったしっかりした計画を立てていただきながら、なぜそれが必要だと、どういうものに使いたいのだということをしっかりと煮詰めていただきたいと思っています。その辺のご答弁というか、お考えを聞きたいです。

○議長（高橋 実君） 町長、4番、渡辺正道君、7番、安藤正純君、1番、堀本典明君の順番で答弁して。

町長。

○町長（山本育男君） 4番、渡辺正道議員、ご意見確かに。ありがとうございます。その辺はしっかりと受け入れまして進めてまいりたい。これ夜の森地区について、リフレの跡地を利用して、あくまでもリフレ富岡を復活させるというつもりではありません。跡地を利用して、せっかくある温泉、これがかなり効能がいいという結果だったと聞いております。これを利用しない手はないだろうなということが一つありますので、それを、規模感とか何かはこれから考えるにしても、そこを一つ利用しながら、交流の場、それから買物環境の整備、そういったことで今先ほど副議長が言われたように、サイクリングの帰りに入ると、温泉に入って、温泉というか、お風呂に入って、汗をふいていただくとか、そういうようなことも含めて、今夜の森地区の全体的な整備を考えていきたい。それから、実際夜の森地区でアパートなどに入る方々が、やはり温泉があると、たまには温泉に来て入ってみたいとか、そういうことも考えている。それから、若い人たちの間では、温泉プラスサウナですね。サウナが欲しい、そういうのはどうですかというような質問も受けておりますので、いろんな検討余地があるのだろうとは思っておりますが、一番は温浴施設を中心核として、その周りに買物、それから交流の場、そういったものを造っていきながら、そして先ほど竹原副町長からあったように夜の森地区が良好な住宅地という考えもあります。その中でそれらを住宅を生かして、そしてその温浴施設を利用しながら交流の場を、交流人口を増やしていければなという考え方をしているのです。

それから、大熊町の温浴施設あるのです。これは大熊町民から言われたのですが、あれでは駄目だねという話しされました。そういったことも参考にして基本設計をしていきたいと思っています。

あと、夜の森地区のグランドデザインについては、これから皆さんと一緒に第三次復興計画の中でまたつくっていききたいと考えております。

それから、7番議員のご指導ありがとうございます。私の答えとか話すことによって、かなり皆さんにご迷惑をおかけしたり、ご心配をかけたりするということはあります。7番議員の意見、ご指導を真摯に受け止めまして、今後発言等にはより一層気をつけていきたいと思っています。ありがとうございます。これでいいですか。

〔何事か言う人あり〕

○町長（山本育男君） 1番議員。先ほど絡めて言ってしまった。すみません。

1番議員の、副議長のご意見についても、スポーツ関係で、これはまだ未確定であります。11月頃にサイクリング大会を開きたいというような、東京の会社から私に直接連絡が来ております。そういったこともありますので、これからスポーツ関係でもいろいろと利用できることも考えて進めてまいりたいと思いますので、これから検討しますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（高橋 実君） リフレの件に関しては、申し訳ありませんが、再質問、今日は。そのほかに総括であれば。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。1点ほど、予算書の中にも入っているのですが、農業水利施設保全事業の項目があるのですが、その拡大的に聞きたいのですが、今各富岡町内の用水路を含めたものに堆積物がたまったり、また荒廃したり、またコンクリートが壊れていたりという状況によって、完全に使えるものではないようなところが多いと思うのですが、これから夜の森地区も解除され、これから農業含めてそういう面での用水路の問題、また本来ですと水利を使う方が整備するのですが、今そうできない状況下でもあります。そういうのをこれからどう考えていくかということと、もう一つは、今乾燥していて、山火事等が出ている状況があります。ただ、富岡町については、川は富岡川は流れていますが、分水されている支川の川がほとんど水流れていない。だから、消火栓の代わりにすることもできない。また、消火栓も今十分ではないと思うので、そういう面での対応的なものを含めたことを考えると、用水、水路についてはこれからどう考えていくか教えてください。

○議長（高橋 実君） 先に都市整備課、その次、産業振興課、その次に生活環境課の順で答弁してください。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） 都市整備課といたしましては、河川事業費ということで、計画的に整備は進めておるところでございます。令和5年度につきましても、老朽化、経年劣化した排水路の機能維持、あと周辺への影響等を考慮しながら、優先順位をつけて順次改修を計画しております。令和5年度でも中央排水路の改修工事の予算を計上しておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 2点目としまして、農業用水利施設等の件についてお答えいたします。

現在町でも計画的に改修等は行っております。優先順位につきましては、営農者が再開をするエリアについては早急に水が流れる状況をつくらなければなりません。そういうところで営農者の意見を

聞いて、計画に基づいて前年度に施設の整備を行って、次年度については作付が可能になるような形で、そういう形で進めております。町内全域について、全てをやるということは難しい状況でありますので、作付者の意向確認をしながら、町内の整備を進めているところであります。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 町内の消火栓等のお話でございます。現在町内の消火栓につきましては、上水道あるいは上水、工業用水ともに利用する消火栓といたしまして、約200基、防火水槽ですと約80基使用可能となっております。こちらにつきましては、帰還困難区域は除いておりますが、それ以外特定復興再生拠点区域も入っております。そういったところを水道企業団、それから広域消防と共に点検をしつつ、使用可能な状態を保っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 防火水路は。

生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 消防水利につきまして、自然の農業用水を水利として使用していた地区もございました。そちらは現在水利としてのカウントはしておりませんので、今後産業振興課と共に、農業用水についても水利として活用できるよう検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 説明ありがとうございます。一応1点ほど再度確認しますが、基本的に今解除される地域も踏まえて、これからどうしても水路として水を必要とする地域、またいろんな多方向的に水を流さなければいけないところというのも出てくると思うので、ぜひとも各課連携をしながら、これから再度点検、またこれは町民の生命、財産にも関わることなので、いち早く進めていただけますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 農業水利施設といたしますか、そちらの改修については、うちで順次行っております。そういうところで、防火等の面もありますので、全庁で情報を共有して、対応ができるように調整をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 2点ほどお聞かせください。

まず1点が、事業計画の中の6ページの住民説明会ということで、小良ヶ浜地区、深谷地区の避難指示解除に向けた町と国との協議状況の説明ということで、最大4回となっておりますが、新年度は4回程度計画しているのかなと思うのですが、今まではあんまりなかったということで、夜の森地区が今回避難解除をすれば、小良ヶ浜と深谷だけが残るのですよね。そういう意味でいうと、県道の野

上線は道路拡張とバイパス工事が入っていますし、あとは浜街道が小浜からどこまでですか、小浜、小良ヶ浜、深谷、大熊がまだ完了していないのかな。南から北に行く道路ということなので、非常にやっぱり大事なルートだと思います。野上線に関しても、浜街道また6号線、高速、東から西に行く道路ということなので、かなり重要な路線になると思いますので、そういう状況を細かくやはり区民に伝えていただきたいということで、ぜひ細かく会合を開いて説明いただきたいと。まして先ほどリフレの議論の中にもありましたが、野上線に関しては、どうも県は歩道をつけないような状況で動いていると。今道路拡張したり、新設道路を造るのに、歩道のない道路というのはほとんどないですからね。だから、どういうことがあっても、町が全力を挙げて、歩道は絶対につけてほしいと、そういうことが先ほどの議論の中にもありましたとおり、リフレをつなぐ一つのサイクリングコースにもなろうと思うし、車で行くにも利便性がよくなると思うし、そういう全てを考えれば、やっぱり一つ一つをきちっと完結していかなくてはならないと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと1点なのですが、これ何回も私言っているのですが、アーカイブ・ミュージアム、交流人口には非常に寄与している施設になっているなどは思います。ましてや今度はアーカイブ・ミュージアムの西側にも植え込みができて、あれが3年、5年たつと非常に立派な植樹になるのかなと思います。そういった中で今までやってきた経緯が見過ごされている部分があると。それは、旧多古藩の陣屋です。この陣屋を町として移築しようということで、莫大な経費をかけて調査依頼して、立派な報告書上がってきています。そこまで進んでいったやつが突如として没になって、見過ごされていると。ただ、それは町がもうそっぽを向いて走っているだけで、調査依頼かけた持ち主、そういうことであれば、展示するのであれば、持ち主は寄附しましょうということで快く町の申出に応じてくれたと。そういう状況下で事業は別なほうにじゃんじゃん、じゃんじゃん進んでいっていると。経費をかけて、町からそっぽを向かれた事業は関係ないよって言わんばかりに投げおかれると。私非常に納得いかないのです。調査費は、200万円ちょっとくらいだったかもしれませんが。だけれども、ちっちゃなものを大事にしないで、大きなものを大事にできますか。リフレの議論も同じです。みんなが責任逃れしているような気がするのです。町執行部でも持ち主にきちとした説明もされていない。その材料が誰も分からないで、よそに移動されている。私も持ち主もまだ町の管轄にあると思っておりますので、町の管轄にあるとすれば、持ってきた状況に戻して、返さなくてはならない。1本たりとも腐っているなんていうことは、私は理解できない。持ち主も理解できないと思います。前回町長が、状況ちょっと分からないものですから、ある程度いろいろ調査しながらしたいという答弁ありました。多分何もやっていないと思うのです。担当課も何も説明していないと思うのです。その辺が私はおかしいと思うのです。報告書であれだけすばらしい陣屋だによってプロパーの人たちが言っているにもかかわらず、町としては要らないものになってしまったと。何でそうやって大きく転換したのか、その事情を知りたいのです、私は。お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご質問のまず1点目、住民説明会についてを説明させていただきます。

今般小良ヶ浜地区、深谷地区の意見交換という形で年4回ほど計上させていただきました。趣旨といたしましては、現在動いている、国会で審議している制度をどうやって生かしていくかと、それを活用してどうやって避難指示解除を目指していくかという部分になっていきますと、十分にお話をさせていただきたいという思いであります。加えて、解除というものを一つありながら、今ほどご提案いただきました県道の拡幅関係の話とかも併せて説明しなければ、先がどうなるかということは不安だと思っております。この点につきましては、県道ということもありますが、県管轄であるということもありますので、タイミングが合うかどうかという部分もありますけれども、説明の機会があればこちらも広くお話をさせていただき、ご意見をいただきたいと思います。4回という計上をさせていただきましたが、必要であればまた増やさなければいけないと思っております。小まめに話をさせていただき、また丁寧に説明させていただいた上でご意見をいただいて、解除を私どもは目指していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） 県道小良ヶ浜野上線の歩道設置についてお答えいたします。

小良ヶ浜野上線の歩道設置につきましては、町といたしましても、機会を捉えて設置を要望しております。それで、今度3月18日に福島県で地域の要望、歩道整備などに対する県の考え方を示すということで、説明会が開催される予定になっております。その中で小良ヶ浜野上線、あと広野小高線の歩道整備などについて県の考え方が示されるものと思われまます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 議員ご指摘の旧多古藩の陣屋につきましては、当初町としても保存する考えでございましたけれども、いろいろ検討して、維持管理でかなりの金額がかかるというようなお話が分かりましたので、記録保存という形で保存するように考えまして、そういった形で残していこうと考えていった経過となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 小良ヶ浜、深谷の住民説明会に関しては、ぜひそういうことで進んでいただきたい。区民のいろんな要望出てくると思いますので、そういうことを踏まえて、一日も早い解除ができればありがたいなと。

あと、3月18日に県で歩道の在り方を示すということで、どのような答え出てくるか分かりませんが、ぜひ今から新設とか改良とかを行う道路に関しては、これは絶対的に歩道は必要です。昔は人に優しい歩道造りといって、3メートル50を目指したときもあるのです、国の指針で。今は歩道をつけない道路なんていうのは、それから考えればあり得ないと思っておりますので、ただ原発事故に遭っ

て、町民が帰ってくる人が少なくなって、歩く人いるのかって言われれば、何とも分からないという答えを言うしかないですが、道路に付随して歩道というのはどこに行っても付き物ですから、6号線から高速の入り口のバイパスもきちっと歩道ついていますので、どんなことあっても歩道だけは造るようにはしてください。また、浜街道は当然歩道はついてくると思うし、あと町の全体構想からいっても、何回も言いますが、議論の中に何回も出てきています。絶対必要です、これは。東から西に通過する道路として、そこに対しての歩道は絶対必要ですので、ぜひそういう要望をきちっと上げて、確実に歩道を整備していただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと、陣屋に関しては、では聞きますけれども、後の維持管理幾らくらいで試算したのですか。維持管理がかかるということで取りやめたということであれば、幾らくらいで試算したのか。そうでしょう。そう言いながら、西側にあれだけの植樹をして、1,000万円以上の植樹をして、あれ植樹すれば、あとは金かからないのですか。今から幾らかかっていくのです、あれ。大きくなればなるほど金額も大きくなっていくのです。そういうことでしょう。維持管理費がかかるから取りやめるのだったら、全てのものを造らなければいいのです。それを造るための効果です。古いものをきちっと残しましょうということ町で検討して、陣屋を移築する計画立てたのでしょうか。計画立てて、計画立てるときに、では維持管理費幾らかかるか試算しなかったのですか。計画立てて、途中まで進んできて、維持管理費かかるからやめよう、そんな簡単に止まってしまうのですか。そんな答えでは納得できないですよ。

○議長（高橋 実君） 午後1時まで休議します。

休 議 （午前11時55分）

---

再 開 （午後 零時55分）

○議長（高橋 実君） では、再開します。

午前の9番、渡辺三男議員の質問に対して、生涯学習課長より答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 先ほどは申し訳ございませんでした。建物の部分再現で展示するに当たっては、少なくとも総額1億円以上要することが判明したということと、あと多額のイニシャルコストに関して、あとランニングコストも年間数百万円必要になるということが分かり、あと適当な財源が見つからなかったこと等を総合的に勘案して、残念ながら保存を断念し、記録保存というような形で対応させていただいたということになります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 移築するには1億円という簡単な数字言いますけれども、1億円って何を根拠で言っているか私全然分からないし、やりようによってはその半分でもできるし、全部移築するの

であれば1億円が2億円かかるし、ただ専門職でもないのに、そうやって簡単に数字出せること自体がおかしいのです。誰が数字出したのだから、専門職が出したのであれば確かな数字だと思いますけれども、大原本店だって7,000万円くらいの予算だったのが8,000万円ぐらにかかっているのでしょうか、あれ。やっぱりそういうものに関しては、もうかかるのです。では、何で最初からそんな移築なんて考えたのだということなのです。もう少し真剣になって考えてほしかったです。民間の人も巻き込むわけですから、そういう迷惑を全然皆様は考えていないということになってしまうのですと私は思うのです。それで、そこの現場から品物はよそに行って、運搬費も何も町では出さない。その後どうなっているかも分からないという状況で多分いるのだと思うから、今日はこの辺で私質問終わりますから、もう一回きちっと最初から最後まで再確認してください、どういう状況になっているか。答弁は要りません。ここでこれ以上の答弁は多分できないと思うので、答弁要りませんから、もう一度再確認をお願いします。

○議長（高橋 実君） ということですので、よろしく願いしておきます。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了し、討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 令和5年度富岡町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高橋 実君） 起立多数であります。（賛成8名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第22号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

令和5年度の当初予算は、今年度同様、国保税の減免及び一部負担金の免除が一部を除き継続される中での編成となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,318万7,000円とするものでございます。前年度比較につきましては、額にして1億64万1,000円、率にして4.22%の減となっており、歳入歳出の主な項目は、今年度と同様となっております。

221ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第1款第1項国民健康保険税は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得層並びに被災者でない転入者に対する税額2,799万7,000円及び滞納繰越分87万9,000円の合計2,887万6,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税の督促手数料として1,000円を存目計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、災害臨時特例補助金として一部負担金免除及び保険税減免に係る財政支援分1億5,639万1,000円等により1億5,767万3,000円を計上しております。

第4款県支出金、第1項県補助金は、保険給付費等交付金として18億8,174万8,000円を計上しております。

第5款財産収入、第1項財産運用収入は、保険給付費支払準備基金積立金の預金利子として8,000円を計上しております。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、保険税軽減相当額等繰入金、職員給与費等繰入金など一般会計繰入金として2億1,486万9,000円を計上しております。

第7款繰越金、第1項繰越金は、前年度繰越金として1,000円を存目計上しております。

第8款諸収入は、それぞれ存目計上といたしまして第1項延滞金、加算金及び過料において4,000円、第2項預金利子において1,000円、第3項雑入において第三者納付金や返納金等として6,000円、合わせて1万1,000円を計上し、歳入合計22億8,318万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。222ページを御覧ください。第1款総務費4,014万1,000円は、第1項総務管理費において職員給与及び一般管理事務諸経費、国保連合会負担金などとして3,895万9,000円、第2項徴税费において保険税の賦課徴収に係る諸経費として77万2,000円、第3項運営協議会費として、国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営経費として20万3,000円、第4項趣旨普及費において広報活動費等として20万7,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第2款保険給付費16億9,749万8,000円は、第1項療養諸費において療養給付費及び療養費等の保険者負担金及び審査支払手数料として16億8,204万5,000円を計上し、第1項高額療養費において高額療養費及び審査手数料として719万8,000円、第3項移送費において存目として2,000円、第4項出産育児諸費において600万3,000円、第5項葬祭諸費において150万円、第6款傷病手当金において75万円をそれぞれ計上したものでございます。

第3款保健事業費3,143万5,000円は、第1項特定健康診査等事業費において特定健康診査実施に係る諸経費として2,171万4,000円、第2項保健事業費において保健衛生普及費及び疾病予防費として972万1,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第4款国民健康保険事業費納付金4億7,649万2,000円は、国民健康保険事業の財政運営の責任主体たる福島県に納付する納付金であり、第1項医療給付分として3億3,140万8,000円、第2項後期高齢者支援金等分として1億647万9,000円、第3項介護納付金分として3,860万5,000円をそれぞれ計上し

たものでございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金は、保険給付費支払準備基金及びその預金利子積立金として1万円を計上しております。

第6款諸支出金604万円は、第1項償還金及び還付加算金において、国保税の還付金並びに還付加算金及び国庫支出金等の精算に係る返還金として603万9,000円を計上、第2項繰出金において、前年度一般会計繰入金の精算に係る返還金として1,000円を存目計上しております。

第7款予備費において3,157万1,000円を計上し、歳出合計22億8,318万7,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から始めます。228ページをお開きください。228、229ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 230、231ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 232、233ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 234、235ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。236、237ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 238、239ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 240、241ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 242、243ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 244、245ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 248、249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 254、255ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 256、257ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第23号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,932万6,000円と定めるものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。261ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、新たな汚水ます設置に係る公共下水道受益者負担金75万8,000円、汚泥処理負担金及び受益者負担金滞納繰越分については、1,000円をそれぞれ存目計上するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料は公共下水道使用料4,440万円、下水道使用料滞納繰越分

1,000円を存目計上、第2項手数料は督促手数料1,000円の存目計上です。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は蛇谷須処理区統合に係る接続管渠整備工事の公共下水道事業補助金一般分6,750万円の予算計上です。

第4款繰入金、第1項繰入金は下水道施設、下水道整備費、公債費等の財源としての一般会計繰入金3億2,665万9,000円の予算計上です。

第5款繰越金、第1項繰越金は前年度繰越金1,000円の存目計上、第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子はそれぞれ1,000円の存目計上、第3項雑入2,000円についても、雑入1,000円、工事指定店登録料1,000円の存目計上です。

次に、歳出についてご説明いたします。262ページを御覧ください。第1款事業費、第1項下水道事業費2億5,546万円の主な内容は、富岡浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理に係る公共下水道維持管理費1億1,789万2,000円、給与費1,506万8,000円、上手岡農業集落排水処理区統合測量設計委託や蛇谷須浄化センター解体撤去工事等に係る公共下水道整備事業費9,250万円、令和4年発生の災害復旧に係る公共下水道災害復旧事業費3,000万円です。

第2款公債費、第1項公債費1億8,086万6,000円は、長期債元金償還金1億6,455万円及び同利子償還金1,631万6,000円です。

第3款予備費、第1項予備費は、前年度同額の300万円の予算計上です。

次に、債務負担行為の設定についてご説明いたします。263ページ、第2表、債務負担行為を御覧ください。公共下水道事業会計については、現在公営企業法の非適用であります。同法の全部または一部を適用し、公営企業会計へ移行するよう国から要請されていることから、同法適用に係る支援業務委託費について、事項、公営企業会計法適用支援業務委託、期間、令和6年度から令和7年度まで、限度額、3,000万円として債務負担行為を設定するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。268ページをお開きください。268、269ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 270、271ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。272、273ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 274、275ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 276、277ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 278、279ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 280、281ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 282、283ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 284ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第24号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,002万6,000円と定めるものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。287ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項分担金75万円は、新たな汚水ます設置に係る農業集落排水事業受益者分担金74万9,000円及び受益者分担金滞納繰越分1,000円の存目計上です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料672万1,000円は、農業集落排水施設下水道使用料672万円

及び下水道使用料滞納繰越分1,000円の存目計上であり、第2項手数料は督促手数料1,000円の存目計上です。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は過年度分の災害復旧に係る農業集落排水事業補助金2,763万5,000円の予算計上です。

第4款繰入金、第1項繰入金は施設の維持管理費、農業集落排水事業費、公債費等の財源として的一般会計繰入金8,491万5,000円の予算計上です。

第5款繰越金、第1項繰越金は前年度繰越金1,000円の存目計上、第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子及び第3項雑入は、それぞれ1,000円の存目計上です。

次に、歳出についてご説明いたします。288ページを御覧ください。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費4,452万1,000円の内容は、上手岡及び小良ヶ浜浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理に係る集落排水維持管理費3,202万1,000円、汚水ます設置工事等に係る農業集落排水事業費150万円、上手岡地区舗装復旧工事等に係る集落排水災害復旧事業費1,100万円です。

第2款公債費、第1項公債費7,450万5,000円は、長期債元金償還金6,834万1,000円及び同利子償還金616万4,000円です。

第3款予備費、第1項予備費は、前年度同額の100万円の予算計上です。

次に、債務負担行為の設定についてご説明いたします。289ページ、第2表、債務負担行為を御覧ください。農業集落排水事業会計においても、公共下水道事業会計と同様に、公営企業法の全部または一部を適用し、公営企業会計へ移行するよう国から要請されていることから、同法適用に係る支援業務委託費について、事項、公営企業会計法適用支援業務委託、期間、令和6年度から令和7年度まで、限度額、700万円として債務負担行為を設定するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、歳入歳出を一括して質疑を承ります。

294ページから304ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第25号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計予算の内容について説明いたします。

令和5年度の予算は、今年度同様、介護保険料サービス費の免除継続を踏まえた編成としておりますが、新たな経費として、介護保険事業計画の見直しやシステム更新、介護認定自動更新終了に係る各委託費の増加、また桜の園も含む施設サービス利用者の増加などがあり、今年度当初予算との比較では9,387万4,000円増の歳入歳出予算総額17億4,207万円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。307ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料は、避難指示解除区域に住所のある上位所得者と転入者に対する保険料として1,010万4,000円を計上したものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、督促手数料及び証明手数料をそれぞれ1,000円存目計上し、2,000円の計上としたものです。

第3款国庫支出金7億9,727万5,000円は、第1項の国庫負担金において、介護給付費負担金などで2億5,438万9,000円、第2項の国庫補助金において、調整交付金や介護予防事業、地域支援事業交付金、災害臨時特例補助金などで5億4,288万6,000円を計上したものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として、3億7,887万7,000円を計上したものです。

第5款県支出金2億1,006万5,000円は、第1項県負担金において、介護給付費負担金で1億9,464万円、第2項県補助金において、介護予防事業、地域支援事業交付金などで1,542万5,000円を計上したものです。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、介護給付費準備基金積立金預金利子として利子及び配当金3,000円を計上したものです。

第7款繰入金3億4,573万9,000円は、第1項他会計繰入金において、一般会計繰入金として介護給付費、職員給与費、地域支援事業費に対する繰入金として、合わせて3億2,290万5,000円、第2項基

金繰入金において、交付金等の歳入調整のため、介護給付費準備基金からの繰入金2,283万4,000円を計上したものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は、1,000円の存目計上をしたものです。

第9款諸収入4,000円は、第1項預金利子で1,000円の存目計上、第2項雑入で双葉地方介護認定審査会精算金など3目で各1,000円、計3,000円の存目計上をしたものです。以上のことから、歳入予算総額を17億4,207万円としたものです。

続きまして、歳出について説明いたします。308ページを御覧ください。第1款総務費1億3,881万4,000円は、第1項総務管理費において介護保険システムの更新や計画策定業務委託などの一般管理費、職員及び会計年度任用職員の給与費で1億2,280万8,000円、第2項徴収費において賦課徴収事務諸経費101万円、第3項運営協議会費において介護保険事業及び地域包括支援センター事業の各運営協議会事務諸経費として32万4,000円、第4項介護認定審査会費において、認定調査事務諸経費1,467万2,000円を計上したものです。

第2款保険給付費14億9,979万8,000円は、第1項介護サービス等諸費において要介護者に対する9種の介護サービス給付費及び補助金で14億4,123万1,000円、第2項介護予防サービス等諸費において要支援者等に対する8種の介護予防サービス給付費及び補助金で2,038万4,000円、第3項その他の諸費において介護給付費の審査支払手数料115万3,000円、第4項高額介護サービス等費において介護や介護予防サービスの給付費24万5,000円、第5項特定入所者介護サービス等費においてサービス給付費及び補助金などで3,668万4,000円、第6項高額医療合算介護サービス等費においてサービス給付費10万1,000円を計上したものです。

第3款地域支援事業費7,673万1,000円は、第1項介護予防事業費において高齢者施策事業への補助金や介護予防サービス等への支給費で5,831万9,000円、第2項包括的支援事業費において、成年後見制度や認知症総合支援など各種包括支援費として1,841万2,000円を計上したものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金及びその利子で2,572万3,000円を計上したものです。

第5款諸支出金4,000円は、第1項償還金及び還付加算金において還付金、還付加算金返還金として各1,000円、計3,000円の存目計上、第2項繰出金において、一般会計繰出金として1,000円を存目計上したものです。

第6款予備費では、第1項予備費として100万円を計上したものです。以上のことから、歳出予算の総額を17億4,207万円としたものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。312ページをお開きください。312、313ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 314、315ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 316、317ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 318、319ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 歳出に入ります。320、321ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 322、323ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 324、325ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 326、327ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 328、329ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 330、331ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 332、333ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 334、335ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 336、337ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 338、339ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 340、341ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 342、343ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 344、345ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 346、347ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 348、349ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 350ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第26号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

令和5年度の当初予算は、今年度同様、保険料の減免及び一部負担金の免除が一部を除き継続される中での編成となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,755万1,000円とするものでございます。前年度比較につきましては、額にして446万1,000円、率にして7.19%の減となっております。歳入歳出の主な項目は、今年度と同様となっております。

まず、歳入についてご説明いたします。353ページを御覧ください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得に対する保険料等として892万9,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料2,000円は、納付証明手数料及び保険料の督促手数料とし

て、それぞれ1,000円を存目計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、事務費繰入金645万2,000円、保険基盤安定繰入金3,500万円、合わせて4,145万2,000円を計上しております。

第4款繰越金、第1項繰越金は、1,000円を存目計上しております。

第5款諸収入716万7,000円は、第1項延滞金、加算金及び過料において2,000円、第2項償還金及び還付加算金において2,000円、第3項預金利子において1,000円、第4項雑入において福島県後期高齢者医療広域連合補助金716万2,000円をそれぞれ計上し、歳入合計5,755万1,000円とするものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。354ページを御覧ください。第1款総務費1,361万4,000円は、第1項総務管理費において、一般管理費及び健康診査等事業費として1,291万8,000円、第2項徴収費において、保険料徴収に係る経費として69万6,000円をそれぞれ計上したものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、福島県後期高齢者医療広域連合への納付金として4,392万9,000円を計上したものでございます。

第3款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金において保険料の還付金及び還付加算金としてそれぞれ1,000円を、第2項繰出金において一般会計繰出金として1,000円を存目計上し、第3款合計3,000円を計上しております。

第4款予備費において5,000円を計上し、歳出合計を5,755万1,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、歳入歳出を一括して質疑を承ります。

358ページから365ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第27号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の内容について説明いたします。

令和5年度歳入歳出予算の総額は914万5,000円であり、令和4年度との比較では19万7,000円の増となっております。主な事業の内容につきましては、本年度と同様であり、増額分は職員給与費におけるものであります。

初めに、歳入について説明いたします。369ページを御覧ください。第1款サービス計画収入金は、第1項予防給付費収入金として予防支援サービス計画の作成に係る収入金547万2,000円を計上したものです。

第2款繰入金は、第1項一般会計繰入金として会計年度任用職員給与費などに充てるため、一般会計からの繰入金367万1,000円を計上したものです。

第3款繰越金、第1項繰越金及び第4款諸収入、第1項預金利子においては、それぞれ1,000円を存目計上したものです。以上のことから、歳入予算総額を914万5,000円とするものです。

続きまして、歳出について説明いたします。370ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費では、第1項介護予防サービス事業費として介護予防サービス計画の作成委託料で547万3,000円、会計年度任用職員給与費で347万1,000円、合わせて894万4,000円を計上したものです。

第2款諸支出金では、第1項繰出金として1,000円を存目計上したものです。第3款予備費では、第1項予備費として20万円を計上したものです。以上のことから、歳出予算総額を914万5,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、歳入歳出を一括して質疑を承ります。

374ページから379ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。  
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を採決いたします。  
本案は原案のとおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただきます。その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら、議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いします。

それでは、2時5分まで休議します。

休 議 （午後 1時49分）

---

再 開 （午後 1時58分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

---

#### ○委員会報告

○議長（高橋 実君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔総務文教常任委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（遠藤一善君） 報告第6号、令和5年3月14日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月14日午後1時51分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局

長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第7号、令和5年3月14日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月14日午後1時50分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）都市整備課に関する件、（2）いわき支所に関する件、（3）郡山支所に関する件、（4）健康づくり課に関する件、（5）福祉課に関する件、（6）農業委員会に関する件、（7）産業振興課に関する件、（8）生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） 報告第8号、令和5年3月14日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、3月14日午後1時52分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第9号、令和5年3月14日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、3月14日午後1時53分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第10号、令和5年3月14日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月14日午後1時55分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### ○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。富岡町議会会議規則第7条の規定に基づき、本日で本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

これをもって令和5年第1回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 2時11分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 正 道

議 員 高 野 匠 美